續ヲ爲スヘシ

第三十條　前條ニ依リ受入ノ手續ヲ完了シタルトキハ輸移入取扱人ノ請求ニ依リ其ノ購買金額仕拂ノ手續ヲ爲シ輸移入申告書ニ購買金領收ノ證印ヲ爲サシムヘシ

第三十一條（削除）

第三十二條　鹽ノ輸移入取扱ニ付テハ本章ニ依ルノ外別ニ定ムル鹽輸移入及賣渡事務取扱細則ニ據リ之ヲ取扱フヘシ

第三十三條　歐米精製鹽ノ輸入ヲ爲サムトスルトキハ第十三號書式ノ請負命令書ニ必要事項ヲ記載シテ輸入取扱人ニ示シ之ニ對スル請負金額ヲ申出シムヘシ

輸入取扱人ノ申出タル請負金額ヲ相當ト認メタルトキハ請負命令書ニ請負金額及番號ヲ記入シ同號書式甲ヲ輸入取扱人ニ交付シ乙ノ請書ヲ提出セシメ同號書式丙ニ依リ關係稅關ニ通知スヘシ

第三十四條　輸入取扱人ヨリ鹽到着ノ旨ヲ申出タルトキハ立會ノ上請負命令書ニ照査シ現品ヲ調査スヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ輸入セル鹽カ命令事項ニ適合スルコトヲ認メタルトキハ第十四號書式ノ輸入票ヲ作成シ鹽ノ受入及請負金仕拂ノ手續ヲ爲スヘシ

前項輸入票ニハ第三十三條ニ依リ輸入取扱人ヨリ提出スル請負命令書ノ請書ヲ添附スヘシ

第五章　賣渡

第三十五條　鹽ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ第十五號書式ノ鹽賣渡票ヲ作成シ賣渡ヲ決議スヘシ

第三十六條　鹽代金卽納ノ場合ニ於テハ其ノ決議後直ニ代金ノ納入告知書ヲ發シ其ノ納入濟ナルコトヲ確メタル後現品ノ引渡ヲ爲シ鹽賣渡票ニ鹽領收ノ證印ヲ爲サシムヘシ

第三十七條　鹽代金延納ノ場合ニ於テハ擔保提供濟ナルコト又ハ據置擔保殘存價格ノ不足ナキコトヲ確メタル後賣渡ノ決議ヲ爲シ直ニ代金ノ納入告知書ヲ發シ現品ヲ引渡シタルトキハ鹽賣渡票ニ鹽領收ノ證印ヲ爲サシムヘシ

第三十八條　前條賣渡ノ決議ヲ爲スニ際シ擔保價格不足スル場合ニ在リテハ該不足額ニ對シ卽時擔保ヲ提供セシムルカ又ハ鹽代金ヲ納付セシムヘシ

擔保價格改算ノ結果現ニ賣渡シタル鹽代金延納額ニ對シ不足ヲ生スル場合ニ於テハ其ノ不足額ニ對シ卽時擔保ヲ提供セシムルカ又ハ鹽代金ヲ納付セシムヘシ

第三十九條　特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ請求スル者アルトキハ外國ニ輸出スルモノニ在リテハ輸出港、輸出先ヲ、鹽專賣法ヲ施行セサル地ニ移出スルモノニ在リテハ移出先ヲ、化學的藥品、人造色素製造用、石鹼製造用、獸皮保存用、鑛業、製鋼用、窯業用、肥料、選種、家畜用ニ使用スルモノニ在リテハ、其ノ用途、使用場所、變性方法、變性年月日ヲ、鮭、鱒、鱈、鰯、鰒、鹽藏用ニ使用スルモノニ在リテハ漁獲物ノ種類、使用場所、出漁船名、鹽積載船名、寄港地名又ハ鹽ノ運搬方法ヲ一回一萬斤以上ノ賣渡請求ニ付テハ其ノ旨ヲ第十五號書式鹽賣渡票ノ摘要欄ニ記入スヘシ但內地收納鹽以外ノ鹽ナルトキハ其ノ鹽ノ種類、等級ヲ鹽賣渡票ノ等級欄ニ記入スヘシ

化學的藥品中曹達製造ニ使用スル特別定價鹽ニ限リ鹽賣渡票ノ摘要欄ニ前項記載事項ノ外

使用方法ヲモ記入スヘシ

第四十條　鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者鹽使用濟證明ノ申請ヲ爲サムトスルトキハ第十六號書式甲ノ鹽使用濟證明申請書ヲ提出セシメ其ノ漁獲物ヲ檢査シ同號書式乙ノ鹽使用濟證明書ヲ交付シ同時ニ同號書式丙ニ依リ其ノ旨ヲ賣渡地方專賣局ニ通知スヘシ

第四十一條　化學的藥品ノ製造ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ變性ヲ施ササル鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者鹽使用濟證明ノ申請ヲ爲サムトスルトキハ鹽使用ノ際第十七號書式甲ノ鹽使用濟證明申請ヲ提出セシメ其ノ未使用鹽ヲ檢查シ使用ノ事實ヲ認メテ同號書式乙ノ鹽使用濟證明書ヲ交付シ同時ニ同號書式丙ニ依リ其ノ旨ヲ賣渡地方專賣局ニ通知スヘシ

第四十二條　鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者其ノ未使用鹽ニ付承認ノ申請ヲ爲サムトスルトキハ第十八號書式甲ノ未使用鹽承認申請書ヲ提出セシメ鹽賣渡通知書及鹽使用濟證明書ニ照査シ其ノ未使用鹽ヲ檢查シ同號書式乙ノ未使用鹽證明書ヲ交付シ同時ニ同號書式丙ニ依リ其ノ旨ヲ賣渡地方專賣局ニ通知スヘシ

第四十三條　化學的藥品ノ製造ニ使用スル爲變性ヲ施ササル鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者其ノ未使用鹽ニ付承認ノ申請ヲ爲サムトスルトキハ第十九號書式ニ依ラシメ前條ノ規定ヲ準用スヘシ

第四十四條　特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者賣渡票ニ記載シタル目的ノ變更ノ申請ヲ爲ストキハ第二十號書式甲ニ依リ特別定價鹽目的變更申請書ヲ提出セシメ同號書式乙ニ依リ許否ノ指令ヲ爲シ其ノ旨ヲ申請書ニ記入スヘシ

第四十五條　化學的藥品ノ製造ニ使用スル爲特別定價ヲ以テ變性ヲ施ササル鹽ノ賣渡ヲ受ケタル者賣渡票ニ記載シタル目的ノ變更ノ申告ヲ爲ストキハ第二十一號書式ニ依リ特別定價鹽使用方法變更申告書ヲ提出セシメ鹽ノ變性ヲ要スル方法ニ變更セムトスルモノナルトキハ其ノ鹽ノ變性ヲ施スヘシ

第四十六條　特別定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲シタルトキハ第二十二號書式ニ依リ外國ニ輸出スルモノニ在リテハ輸出港稅關ニ、化學的藥品、人造色素製造用ニ使用スルモノニ在リテハ使用地所轄地方專賣局ニ、鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸鹽藏用ニ使用スルモノニ在リテハ鹽藏地所轄地方專賣局ニ賣渡ノ通知ヲ爲スヘシ但シ鹽專賣法施行地外ニ於テ鹽藏用ニ供スルモノニシテ其ノ鹽藏物ヲ檢查スヘキ地方專賣局ヲ指定シタルトキハ其ノ地方專賣局ニ通知スヘシ

特別定價ヲ以テ賣渡シタル鹽ノ目的變更ヲ許可シ又ハ輸出港、輸出先、移出先、漁獲物ノ種類、使用場所、使用方法、出漁船名、鹽積載船名又ハ鹽ノ運搬方法ノ變更申告アリタルトキハ前項ニ準シ之カ通知ヲ爲スヘシ

一般定價ヲ以テ鹽ノ賣渡ヲ爲シタルトキ賣渡地方專賣局ヨリ現品引取後直ニ輸出スルモノニシテ稅關ニ於テ現品秤量ヲ省略スルモノニ付テハ第一項ニ準シ輸出港稅關ニ通知スヘシ但シ鹽買受人ト輸出者ト異ナルトキハ其ノ事由及輸出者ノ住所氏名ヲ賣渡通知書ニ附記スヘシ

第四十七條　鹽ノ亡失、棄却、標本用拂出等ノ雜拂ヲ爲ストキハ第二十三號書式ノ拂出票ヲ作成

シ必要事項ヲ記入ン拂出ノ手續ヲ爲スヘシ

前項拂出票ニハ亡失、棄却、標本用拂出其ノ他雜拂ノ區分ヲ摘要欄ニ記入シ內地再製鹽、歐米鹽、關東州鹽、青島鹽又ハ臺灣鹽ナルトキハ其ノ區分ヲモ記入スヘシ

第六章　指定引渡

第四十八條　鹽專賣法施行細則第十三條ニ依ル指定引渡ハ鹽ノ納付ニ付甚シキ不便アル場合ニ限リ禀請ノ上之ヲ定メ當該鹽製造者ニ通知シ置クヘシ

第四十九條　前條ノ通知ヲ爲シタルトキハ豫メ鹽元賣捌人中ヨリ其ノ製造者ノ製造シタル鹽ヲ引取ルヘキ者ヲ定メ地方專賣局ノ通知ニヨリ直ニ鹽ノ引取ヲ爲スヘキコトヲ承諾セシメ置クヘシ

第五十條　第四十八條ニ該當スル鹽製造者鹽專賣法施行細則第十三條ニ依リ鹽ノ製造高ヲ申告シタルトキハ相當ノ時期ニ於テ前條ニ依リ定メタル引取人ニ通知シ專賣官吏ト共ニ引渡場所ニ臨マシメ鹽ノ引取ヲ爲サシムヘシ

第五十一條　前條ニ依リ專賣官吏ヲ出張セシメムトスルトキハ第二十四號書式ノ鹽指定引渡命令書ニ必要事項ヲ記入シ之ヲ携帶セシムヘシ

第五十二條　專賣官吏引渡場所ニ臨ミタルトキハ鹽ノ秤量、鑑定ヲ爲シ必要事項ヲ鹽指定引渡命令書ニ記入シ鹽製造者ニ示シテ異議ノ有無ヲ質スヘシ

第五十三條　鹽製造者前條ノ鑑定ニ異議ナキトキハ專賣官吏ハ鹽製造者ニ對シテハ現品ノ引渡ヲ命シ之ニ賠償金ヲ交付シテ鹽指定引渡命令書ニ指定引渡年月日ヲ記入シ現金領收ノ證印ヲ爲サシメ賣渡金額ノ納入及現品ノ引渡ヲ完了セシムヘシ

第五十四條　專賣官吏引渡命令ノ執行ヲ終リタルトキハ地方專賣局長ニ復命シ鹽指定引渡命令書ニ其ノ承認ヲ受クヘシ

第五十五條　地方專賣局所在地外ニ於テ鹽專賣法第三十四條ノ收納又ハ沒收其ノ他ノ雜受ヲ爲スヘキ場合ニアリテハ本章規定ノ手續ヲ準用スルコトヲ得

第七章　鑑定

第五十六條　鹽ノ鑑定ヲ爲ス場合ニ於テハ可檢鹽ヲ能ク混合シタル上相當ノ量ヲ採リ可檢物ト爲スヘシ但シ包裝シタル鹽ニシテ假包裝シタル鹽又ハ散鹽ニシテ各包裝鹽ヲ解裝シ之ヲ秤量槽中ニ攪拌シ其ノ鹽ノ中ヨリ一定量ヲ採リ相混合シテ可檢物ト爲スヘシ

第五十七條　鹽ノ鑑定ハ其ノ乾濕、色澤、夾雜物ノ多少等ヲ查察シ標本ニ比準シテ之ヲ行フヘシ

第五十八條　前條ノ方法ニ依リ鹽ノ等級ヲ定メ難キトキハ左ノ方法ニ依リ分析試驗ヲ行ヒ其ノ等級ヲ定ムヘシ

一　五十瓦ノ可檢鹽ヲ蒸溜水ニ溶解シ五百立方「センチメートル」トナシ之ヲ濾過スヘシ

二　第一號ノ溶液百立方「センチメートル」ヲ採リ約五瓦ノ炭酸重土ヲ加ヘ約十五分間煮沸シ後蒸溜水ヲ加ヘテ百瓦トナシ之ヲ濾過シタル後其ノ濾液五十瓦ヲ秤取シ二分ノ一定規炭酸亞爾加里十立方「センチメートル」ヲ加ヘ約十五分間煮沸シ後二分ノ一定規苛性亞爾加里

十立方「センチメートル」ヲ加ヘ更ニ蒸溜水ヲ加ヘ百瓦トナシテ濾過シ其ノ濾液八十瓦ヲ秤取シ之ニ「メチールオレンヂ」液ヲ加ヘテ標示藥トナシ二分ノ一定規鹽酸液ヲ以テ過剩ノ亞爾加里ヲ逆測シ亞爾加里金屬以外ノ金屬ト化合シタル鹽素ノ量ヲ算出スヘシ

三　可檢鹽ヲ以テ適度ノ濃度ヲ有スル鹽液ヲ作リ之ニ一定量「コバルト」液（硝酸「コバルト」三十分ヲ蒸溜水六十分ニ溶解シタル液ニ亞硝酸曹達五十分ヲ蒸溜水百分ニ溶解シタル液ヲ加ヘ更ニ氷錯酸十分ヲ加ヘテ攪拌シ一晝夜間放置シテ得タル上澄液）ヲ加ヘ一定時間內ニ於テ黃色沈澱ノ分離スル狀態ニ依リ加里ヲ檢定シ之ニ化合シタル鹽素ノ量ヲ算出スヘシ

四　第一號ノ溶液二十立方「センチメートル」ヲ取リ蒸溜水ヲ加ヘテ二百立方「センチメートル」トナシ其ノ二十五立方「センチメートル」ヲ分取シ格魯謨酸加里液ヲ標示藥トナシ十分ノ一定規硝酸銀液ヲ以テ總鹽素量ヲ檢定スヘシ

五　可檢鹽十瓦ヲ攝氏百三十五度乃至百四十度ニ於テ一時間熱シ其ノ減量ヲ以テ水分トナスヘシ

六　第二號、第三號ニ依リテ檢定シタル各鹽素量ノ和ヲ第四號ニ依リテ得タル總鹽素量ヨリ減シ其ノ殘數ヲ以テ曹達ト化合シタル鹽素トシ鹽化曹達ノ量ヲ算出スヘシ第五號ニ依リ秤定シタル水分ノ量ト本號ニ於テ算定シタル鹽化曹達ノ量トノ和ヲ百ヨリ減シ其ノ殘數ヲ以テ夾雜物ノ量トナスヘシ

第五十九條　再鑑定ヲ求ムル者アリタルトキハ前條ノ方法ニ依リ分析試驗ヲ行ヒ鑑定書ヲ作成スヘシ

再鑑定ノ申立人ニハ前項ノ試驗ニ立會スルコトヲ得ル旨ヲ告ケ請求アルトキハ立會セシムヘシ

第六十條　地方專賣局長ハ第二十五號書式ニ依リ再鑑定決定書ヲ作成シ之ヲ再鑑定申立人ニ交付スヘシ

第八章　追徵及交付金

第六十一條　特別用鹽規則ニ依リ追徵金ヲ徵收スヘキ場合ニ於テ其ノ目的變更許可ニ係ルモノニ在リテハ其ノ許可書ト共ニ追徵金納入告知書ヲ發シ其ノ他ノ場合ニ於テハ追徵ヲ爲スヘキ事由ヲ記載シタル書面ヲ納入告知書ニ添付シ送付スヘシ

特別用鹽規則施行細則第二十二條ニ依リ追徵金ヲ納入シタル者アルトキハ卽時關係稅關ヘ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第六十二條　特別用鹽規則第六條第一項第一號、第四號又ハ第五號ニ依リ交付金ノ下付ヲ請求スル者アルトキハ第二十六號書式ノ申請事由欄ニ鹽、鹽藏魚介類又ハ製成醬油ノ種類、數量、輸出先、積載船名、內國寄港地名及輸出年月日ヲ記載シタル交付金下付申請書ヲ提出セシムヘシ

但シ內地收納鹽以外ノ輸出鹽又ハ內地收納鹽以外ノ鹽ヲ使用シタル輸出鹽藏魚介類ニ付テハ、內地再製鹽ナルトキハ鹽ノ種類、其ノ他ノ鹽ナルトキハ其ノ種類、等級、假置場ニ於テ製造シタル輸出醬油ニ付テハ其ノ旨及製成醬油一石ニ對スル使用鹽ノ數量ヲモ記載セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ鹽又ハ鹽藏魚介類ノ交付金下付申請書ニ對シテハ特別用鹽規則施行細則第二十一條ニ依ル各證明書類ヲ添付セシメ製成醬油ノ交付金下付申請書ニ對シテハ輸出港

所轄稅關ヨリ造石稅下戻決定通知ヲ受ケタル後其ノ通知書ヲ證明書類トシテ添付スヘシ

第六十三條　鹽專賣法第十八條又ハ特別用鹽規則第二條ニ依リ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ同規則第一條ノ用途ニ使用シ交付金ノ下付ヲ請求スル者アルトキハ第二十六號書式ノ交付金下付申請書ニ鹽使用證明書若ハ鹽變性證明書ヲ添附シテ提出セシムヘシ但シ化學的藥品、人造色素製造用、石鹼製造用、獸皮保存用、鑛業、製鋼用、窯業用ニ使用シタルモノニ在リテハ其ノ用途、使用場所、數量及使用年月日ヲ、鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏用ニ供シタルモノニ在リテハ鹽藏物ノ種類、數量、漁獲及鹽藏ノ場所、鹽藏ノ年月日及漁獲物ノ仕向先ヲ交付金下付申請書申請事由欄ニ記入セシムヘシ

前項ノ場合ニ於テ其ノ使用鹽カ內地收納鹽以外ノモノナルトキハ交付金下付申請書申請事由欄ニ內地再製鹽ナルトキハ鹽ノ種類其ノ他ノ鹽ナルトキハ其ノ種類、等級ヲモ記載セシムヘシ

第六十四條　前二條ニ依リ交付金下付申請書ノ提出アリタルトキハ證明書類ノ調査ヲ爲シ交付金額ヲ算出シテ之ヲ申請書ニ記入シ申請者ヲシテ交付金領收證印ヲ爲サシメ仕拂請求書ヲ交付スヘシ

第六十五條　鹽專賣法第十八條又ハ特別用鹽規則第二條ニ依リ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ化學的藥品、人造色素製造用、石鹼製造用、獸皮保存用、鑛業、製鋼用、窯業用ニ使用スル爲鹽使用證明書ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ第二十七號書式甲ノ鹽使用證明申請書ヲ提出セシメ鹽ノ使用ニ付相當ノ監視ヲ施シ使用ノ事實ヲ確認シテ同號書式乙ノ鹽使用證明書ヲ交付スヘシ

鹽變性證明書ノ交付ヲ請求スルモノアルトキハ第二十八號書式甲ニ依ル鹽變性證明申請書ヲ提出セシメ鹽ノ變性ヲ施シ同號書式乙ノ鹽變性證明書ヲ交付スヘシ

前各項ノ場合ニ於テ其ノ使用鹽カ內地收納鹽以外ノモノナルトキハ鹽使用證明申請書又ハ變性證明申請書ニ內地再製鹽ナルトキハ鹽ノ種類其ノ他ノ鹽ナルトキハ其ノ種類、等級ヲ題記スヘシ

第六十六條　特別用鹽規則施行細則第二十六條、第二十七條ノ鹽檢定申請書ハ第二十九號書式ニ依ラシムヘシ但シ同規則第二十六條ノ場合ニ於テ其ノ使用鹽ヲ鹽專賣官署所在地ニ持參セシメ難ク且鹽專賣官署ニ於テ出張檢查ノ便ナキトキハ第三十號書式ニ依ル鹽檢定申請書ヲ最寄稅務署ニ稅務署ナキ地方ニ在リテハ最寄警察官署ニ送致シテ之カ檢定ヲ囑託スヘシ」

鹽專賣法第十八條又ハ特別用鹽規則第二條ニ依リ賣渡ヲ受ケタル鹽ヲ鮭、鱒、鱈、鯨、膃肭獸ノ鹽藏ニ使用シ鹽使用證明書ノ交付ヲ請求スル者アルトキハ第十七號書式甲ニ準シ使用鹽ノ種類、等級、數量、鹽藏物ノ種類、數量、漁獲及鹽藏ノ場所、鹽藏年月日及漁獲物ノ仕向先ヲ記載シタル鹽使用申請書ヲ提出セシメ鹽檢定申請書又ハ檢定鹽讓渡申告書ニ照査シ鹽藏物及殘存鹽ノ檢查ヲ爲シ同號書式乙ニ準シタル鹽使用證明書ヲ交付スヘシ

第九章　帳簿及報告

第六十七條　地方專賣局ハ左ノ帳簿ヲ設備スヘシ

一　鹽製造許可臺帳　第三十一號書式

二　鹹水製造許可臺帳　同

三　鹽製造高臺帳　第三十二號書式
四　鹽輸移入高臺帳　第三十三號書式
五　（削除）
六　鹽賣渡簿　第三十五號書式
七　特別用途鹽賣渡整理簿　第三十六號書式
八　鹽、鹽藏魚介類及製成醬油輸出整理簿　第三十七號書式

前各項ニ規定スル帳簿ノ外補助簿ヲ設ケテ整理スルヲ便トスル場合ニ於テハ適宜之ヲ定メ本局ニ申報スヘシ

第六十八條　鹽製造許可臺帳及鹹水製造許可臺帳ハ鹽又ハ鹹水ノ製造ニ關スル願屆ニ依リ記入スヘシ

鹽又ハ鹹水製造ノ廢止若ハ製造許可ノ取消アリタルトキハ鹽製造許可臺帳又ハ鹹水製造許可臺帳ノ削除ヲ爲スヘシ

第六十九條　鹽製造高臺帳ハ鹽納付書、鹽指定引渡命令書、自家用鹽申告、損害申告、其ノ他再製鹽製造高申告書等ニ依リ記入スヘシ

第七十條　鹽輸入高臺帳及鹽移入高臺帳ハ鹽輸入請負命令書、鹽輸入票及鹽移入（輸入）申告書等ニ依リ記入スヘシ

第七十一條　鹽賣渡簿ハ鹽賣渡票及鹽指定引渡命令書ニ依リ記入スヘシ

第七十二條　特別用鹽賣渡整理簿ハ鹽賣渡票其ノ他ノ關係書類ニ依リ記入スヘシ

第七十三條　鹽、鹽藏魚介類及製成醬油輸出整理簿ハ關係稅關ヨリノ鹽、鹽藏魚介類輸出通知書及輸出醬油造石稅下戻決定通知書ニ依リ記入スヘシ

第七十四條　地方專賣局ハ鹽製造許可臺帳及製造許可臺帳ヲ以テ第三十八號書式ノ鹽製造許可現在表ヲ作成スヘシ

第七十五條　地方專賣局ハ第三十九號書式ニ依リ毎年一月翌年度內ニ於ケル鹽生產見込高表ヲ作成スヘシ

第七十六條　移輸入鹽鹹水混和再製ヲ依托スル地方專賣局ハ第四十號書式ニ依リ毎年一月翌年度內ニ於ケル移輸入鹽再製依托可能高報告表ヲ作成スヘシ

第七十七條　移輸入鹽鹹水混和再製ヲ委托スル支局ハ前月十日マテハ第四十一號書式ニ依リ移輸入鹽鹹水混和再製原鹽所要高報告ヲ本局ニ提出スヘシ

第七十八條　移輸入鹽鹹水混和再製ヲ依托シタル支局ハ鹽回送規程第五號書式ニ依リ提出スヘキ鹽回送高表中ニ之ヲ區分揭記スヘシ

第七十九條　地方專賣局ハ鹽製造高臺帳ニ依リ毎月末ニ於テ第四十二號書式ノ鹽製造高表、第四十三號書式ノ鹽等級、包裝別收納高表ヲ作成スヘシ

第八十條　地方專賣局ハ毎月末ニ於テ第四十四號書式ノ政府直營再製鹽製造高表ヲ作成スヘシ

第八十一條　地方專賣局ハ鹽輸移入高臺帳ニ依リ毎月末ニ於テ第四十五號書式ノ鹽輸移入高表ヲ作成スヘシ

第八十二條　地方專賣局ハ鹽ノ賣渡簿ニ依リ毎月末ニ於テ第四十七號書式ノ鹽賣渡高表ヲ作成スヘシ

第八十三條　地方專賣局ハ鹽、鹽藏魚介類及製成醬油輸出整理簿ニ依リ毎月末ニ於テ第四十八號書式ノ鹽、鹽藏魚介類及製成醬油輸出高表ヲ作成スヘシ

第八十四條　移輸入鹽鹹水混和再製ヲ委托スル地方專賣局ハ第四十九號書式ニ依リ移輸入鹽再製委托契約高報告表ヲ第五十號書式ニ依リ原鹽受拂及再製鹽納付高報告表ヲ作成スヘシ

第八十五條　鹽專賣法ヲ施行セサル地ニ移出スル鹽又ハ鹽藏魚介類ニ付テハ本手續中外國輸出鹽又ハ輸出鹽藏魚介類ニ關スル規定ニ準シ取扱フヘシ

第八十六條　地方專賣局ハ交付金下付申請書及鹽代金追徵ニ關スル書類等ニ依リ毎月交付金及追徵金ノ實蹟ヲ調査シ置キ六月、九月、十二月、三月末ニ於テ三箇月分ヲ取リ纏メ第五十一號書式ノ交付金竝追徵金額表ヲ作成スヘシ

第八十七條　本章規定ノ調査表ニシテ累計ヲ掲クヘキモノハ毎年四月ヨリ始メ翌年三月ニ終ルモノトス

第八十八條　本章規定ノ調査表ハ特ニ期限ヲ定メタルモノノ外翌月十日マテニ發送シ本局ニ報告スヘシ

地方專賣局出張所ニ於テ作成シタル報告表ハ地方專賣局ニ於テ之カ總括ヲ爲シ翌月十日マテニ發送スヘシ

（書式省略）

第五節　製鹽地整理

第一款　整理の計畫

鹽專賣施行當時に於ける內地鹽の生產狀態は、微々たる製鹽地各所に散在し、其の生產費は多額を要するに反して品質良好ならざるもの多く、更に又之が爲め各地に多數の取扱官署の設置を必要とし、事業上の施設經營に於て不便不利なること尠少ならざるものありたり。是を以て此等劣等なる生產地を廢止して、主要生產地のみを存置し、其の結果生ずる所の鹽の不足は臺灣鹽及關東州鹽を以て補充するときは、之が爲め生ずる收益の增加と行政費の減少は巨額に達し、事業經營上の便益蓋し尠からざるものあるべきなり。而して斯かる意味に於て製鹽地の整理を行ふの必要は、旣に專賣計畫立案の當時に於て認められし所にして、卽ち鹽專賣法第六條に於て、政府は製鹽地の區域又は鹽の製造期間、若は生產高を制限することを得るの規定を設けたり。然れども專賣施行の當初は、未だ右に基きて製鹽區域を制限することなく、唯新規出願に對しては其の許可を從來製鹽し來れる市町村に限るべき趣旨を以て、之が取扱を爲すに止めたり。然るに爾來製鹽の新規出願は續出し、漸く生產許可の劇增を見んとするの勢ありしを以て、大藏省は明治三十九年八月鹽田整理の計畫に就て立案し、之を省議に付したりしに、當時省議は鹽生產高制限の必要は之を認むるも、製鹽地整理の實行に就ては、專賣法施行後日尙ほ淺き今日各種の方面に於て攻究を要すべき點多く、未だ之が計畫を確立するの時期に至らずと爲して、之が決定は他日に讓るを可とし、刻下の處置としては現在許可のものの

外、新規の製鹽は斷然許可せざることに止むることに決定し、同年九月六日訓令第三十九號を以て鹽務局長に對し此の旨訓示したり。

翌四十年三月稅法整理案審査會設置せられ、同會に於て鹽專賣制度を議するに方りても亦、製鹽地整理のことは其の議に上り、主稅局長は將來製鹽地整理の必要なることを述べ、現に此の方針を以て施設しつつありて、鹽賠償價格の如き當初は全國十一區の多きに區分したりしも、漸次減じて今や五區と爲し、努めて十州地方の低き賠償價格に統一し、尙ほ進んでは生産費を要すること多き不良鹽田を廢止し、低廉なる臺灣及關東州鹽を以て之を補充し、廉價供給の方法を講じ、以て制度の改善を圖らんとする旨を說明したり。

尋いで明治四十年十月官制の改正あり、鹽專賣事務は煙草及樟腦專賣事務と共に、之を專賣局に於て統一管掌することとなりたるを以て、主稅局長は製鹽地整理の一項を未定案件として專賣局長官へ引繼ぎ、以後專賣局に於て之が調査を續行することとなれり。爾來整理に關する各般の調査著々進行したるを以て、明治四十二年に至り整理の綱領を內定し、製鹽區域を播磨·備前·備中·備後·安藝·周防·長門（大津郡を除く）·淡路·阿波·讃岐·伊豫（北宇和·西宇和二郡を除く）·豊前·豊後（南海部郡を除く）の十三箇國及大島·沖繩地方に限り、其の他の製鹽地は總て之を禁止し、之に對しては相當の交付金を下付することと爲したり。而して右製鹽地區の制限には別に新なる法律の發布を要せず、鹽專賣法第六條の適用に依りて之を行ふことを得ざるに非ずと雖も、製鹽禁止のことたるや世襲の民業を奪ひ、一地方の產業を改めしむるものなるを以て、濫に之を行ふは策の得たるものに非ず、宜しく愼重の方法を講じ、整理執行の爲に被るべき當業者の苦痛を減ずるの方法を採るの必要を認めて、新に法律を制定することと爲し、上述の趣旨を以て製鹽地整理法案を起草して、同年八月之を省議に付して其の決定を得たり。右省議に際し、專賣局長官の爲したる說明は能く整理の趣旨竝に計畫を盡せるを以て、左に其の綱要を揭ぐべし。

『內地に於ける鹽の生産額は每年約九億六七千萬斤にして、此の外に尙關東州鹽三四千萬斤、臺灣鹽四五千萬斤、外國鹽五六百萬斤の移入及輸入あり、鹽の供給は合計十億四五千萬斤に上る。而して其の消費額は約十億四五千萬斤に達するを以て、需要供給の平衡を得たるものと謂ふべし。

而して總供給高の九割强を占むる內地鹽業の狀況如何と謂ふに、內地に於ける鹽の生産地は十州瀨戶內海地方を首とし、九州·沖繩·東海·東山·北陸·山陰の諸道に涉りて、凡そ海岸の存在する地方は何れも多少鹽の生産あらざるはなし。其の內賠償價格區域の第一區たる十州地方に於ては産地集團して産額は饒多、品質は齊一に、生産費は割合に寡少にして、鹽業の狀態比較的に組織的なりと雖、十州以外の生産地に於ては其の方法組織的ならず、産地散在·産額寡少·生産費隨て多額を要し、當業者は概ね兼業者にして、製鹽に從事する人夫に至りては自家勞働者其の多きを占むるの狀況なり。今十州以外の鹽業が、日本鹽業の全體に對して如何なる位置に在るやを見るに、全國に於ける生産地の町村は總數に於て五百四十六、內十州以外の地方に在るものは三百三十三にして全國の六割に達す。製鹽人員は全國の總數二萬七千六百餘人にして、其の十州以外に屬するもの一萬八千餘人、卽ち全數の六割强に當る。然るに鹽田の段別を以て比較するときは、十州以外の段別は全國總段別に對し約三割弱に過ぎず。尙鹽の産額を以て比較せば其の歩合一層少なく、全國の總生産額に對し僅に一割强に當るに過ぎず。之を要するに十州以外の生産

地たる整理に屬すべき地方に於ける製鹽の事業は極めて微々たるものなり。本案の計畫に屬する十州以外の生產地を整理せば、其の結果約一億四千萬斤の鹽の生產を減少するものとす。而して其の缺減は關東州鹽及臺灣鹽の二者に據り之を補給せむとす。今臺灣及關東州に於ける鹽生產の狀況を述べむに、關東州に在りては、目下の現況を以てするも、大日本鹽業株式會社は毎年約六千餘萬斤を生產し得べく、其の他滿韓鹽業株式會社・東洋製鹽株式會社に於て三四千萬斤を產出し、合計約一億斤を生產し得る見込あり。而して將來に於て鹽田の成熟、鹽夫の熟練を積むに至らば、其の額は增加して一億五六千萬斤に到達せむこと敢て難事に非ざるべきを信ず。抑も鹽專賣に對する世間の非難を按ずるに、鹽稅が貧富均一に賦課せらるるものなるを以て不可なりとの議論の如きは格別傾聽の値なしと認むるも、內地鹽の品質不良にして生產費の高貴なるに拘らず、强て之を保護せむが爲に品質優良・價格低廉なる臺灣及關東州の產鹽を排斥し、其の結果消費者に重稅を負擔せしむるは策の得たるものに非ずとの議論の如きは近時識者の間に唱道せらるる有力なる反對論にして、頗る注目すべきの議論なりとす。予を以て之を見れば、內地の產鹽は假令少しく高價なりとは謂へ、內地消費者に供給すべき鹽は、其の大部分を內地の舊成鹽田に仰ぐを以て、食物獨立其の他諸般の關係上策の得たるものと思考す。臺灣・關東州鹽が低廉なりとの故を以て、內地の鹽業全部を整理するは頗る極端なる議論にして、俄に首肯する能はざると同時に、之が反對の議論に走せ、內地の鹽業は不經濟なるに拘らず、徹頭徹尾現狀の儘全部之を維持せざるべからずとなすが如き、是亦排斥せざるべからず。要は適地を存して不適地を整理すべきのみ。抑も十州に於ては自然の適地として產地集團し、其の生產する鹽質能く均齊し、產額亦饒多にして、之に要する生產費は割合に低廉なり。之に反して十州以外の鹽業が微々として振はざること、前に述ぶるところの如し。是れ其の適地に非ざるを證するものにして、之を整理するも爲に產額の減少すること一億四千萬斤に過ぎずして、大體上內地の鹽業に大打擊を及ぼすものに非ず。而して其の整理に依りて生ずべき利益は後段述ぶる所の如し。故に彼是事實を綜合酌量して、本案には十州鹽田を維持繼續せしめ、其の他の鹽田を整理することとなせり。之が經費は本案揭上する如く約三百餘萬圓を要すと雖、今日の專賣組織に對しては何等かの根本的整理を施すに非ずむば、鹽專賣の根柢は決して鞏固なるを得ず。本案は實に鹽專賣制度の改善上必要なるのみならず、又之を維持する上に於て絕對的に必要なることを確信す。今や政府は來年度の財政整理計畫として一千萬圓の減收を睹して一般稅法整理に著手せらる。所得稅・營業稅・織物消費稅・通行稅等に於て、何れも多少の減稅を爲すべき計畫なりと聞く。惡稅の第一位と目せらるる鹽專賣に對し、此の際何等かの改善を加ふるに非ざる限り、本稅の維持は頗る困難に陷るべきこと、當局の信じて疑はざるところなり。夫れ減稅は減收を意味す。今收入を減ずること無くして鹽專賣に依る國民の負擔を輕減せむと欲せば、其の策本案を措て他に在ることなし。本整理案たる整理期間を三年とせば、之に要する經費は三百八十餘萬圓にして、製鹽業者に交付すべき金額三十五萬餘圓、鹽田の買收費二百五十餘萬圓、製鹽設備に對する交付金額九十萬餘圓等を要し、一年約百二十萬圓宛を支出して、始て整理の目的を達し得べし。而して之に依りて政府が收得すべき益金は七十四萬圓餘に達するも、此の結果として同送費の負擔を增加するのみならず、基金に年利六朱を要するものとして計算せば、十一年を費して全經費を

償却し、其の後は年々六十五萬餘圓の利益を生ずる計算なりとす。本整理案に關する大體の事由は前述の如し。若し本案の如き整理を爲さざるに於ては、鹽價の低落を見ること極めて困難なり。當局の計畫に依れば、本案整理に依りて年々得る所の六十五萬餘圓を以て回送費の負擔に充つるときは、回送鹽百斤に對し約九錢七厘の鹽價下落を見るを得べし。而して之が爲專賣收入は毫も影響を受くることなし。鹽田整理の急務にして、之を今日に於て斷行するの必要なること前段述ぶる所の如きを以て、之に要する經費は國庫に於て支辨することに決定せられむことを望む。』

右は省議に於て其の大體を是認し、左の各項を決定したるを以て、法案中改刪を加へ閣議に提出したり。

（一）鹽製造者及鹹水製造者に對しては、其の轉業の爲め一箇年鹽賠償金額の二割に相當する交付金を下付すること。

（二）製鹽地所有者に對しては禁止の爲め生じたる製鹽地の減價に相當する交付金を下付すること。右は相當價格を失はざる爲め製鹽中の價格は禁止見込地全國平均鹽田地主の純所得步合に依り、鹽賠償金額の百分の十一を標準とし、其の二十倍に決定し、之より禁止後に於ける價格を控除し、之を以て製鹽地の減價となすこと。

（三）建物・設備・器具・器械の所有者に對しても、禁止の爲め生じたる減額に相當する交付金を下付すること。

（四）價額は製鹽中に於ける製鹽地の價額の外は、鑑定人をして鑑定せしむること、但し建物設備器具・器械は減價に付、先以て所有者と協議し、協議調ふときは之に依ること。

（五）交付金は三百四十萬圓を限り國債證書を以て下付すること、但し端金は現金を以てすること。

（六）製鹽地は行德・渡波・吉田・能登の各地方の如き稍〻大なる產地は之を存し、十州地方に在りても小產地は整理地に編入すること。

（七）製鹽禁止地に於ける製鹽從業者は、多くは農・漁の副業にして、家族の從事せるもの多きを以て、從業者に對しては別に交付金を下付するの要なきこと。

（八）製鹽禁止の結果官費回送鹽增加し、回送販賣業者は營業上自然壓迫を蒙むるに至るべきも、製鹽業者が祖先來資本を固定し、一朝其の業を失ふときは他業に轉ずること至難なると同一視すべきものに非ざるを以て、回送販賣業者に對しては別に交付金を下付するの要なきこと。

斯くして法律案は同年十二月閣議の可決する所となり、翌年一月第二十六回帝國議會に提出せられたり。

右法律案に關する參考調書中、主なるものを表揭すれば左の如し。

（一）製鹽地存廢表

	現在	整理			
		禁止せむとするもの	現在全部に對する禁止步合	存置せむとするもの	現在全部に對する存置步合
市町村數	五四六	三三四	割 ・六一	二一四	割 ・三九
製造人員（鹽製造	二七、六三五	一六、二〇九	・五九	一一、四二六	・四一
製造人員（鹹水製造	四四六	四四六	一・〇〇	—	—
製鹽場數	一三、九三七	七、三一五	・五二	六、六二二	・四八

(二) 同上支局別内譯表

(イ) 鹽製造

（備考）一、生産高は明治四十年度、同四十一年度の二箇年の平均を掲げ、其の他は明治四十二年四月一日現在を以て調

二、本表中には副産鹽及再製鹽を計入せず。

支局名	禁止せむとするもの 市町村數	人員	場數	段別	生産高	存置せむとするもの 市町村數	人員	場數	段別	生産高
秦										
小										
仙										
三										
水										
東										
田										
野										
雲										
寨										
戸										
京										
計	六	三	二	一町	一斤	一	五	九	一町	一斤
秦										
小										
仙										
三										
水										
東										
田										
野										
雲										
寨										
戸										
京	一	二	一	一町	一斤	一	五	九	一町	一斤
計	一	二	一	一町	一斤	一	五	九	一町	一斤

(ロ) 鹹水製造

（備考）括弧内の段別は官有地にして外書なり。

支局名	禁止せむとするもの 市町村數	製造人員	鹹水製造高	存置せむとするもの 市町村數	製造人員	鹹水製造高
東京						
名古屋						
計	一	四	六、一三七石	一	一	一石

支局名	生産高 鹽 製鹽許可高 鹹	鹽 製鹽許可高 其の他製造鹽	製鹽地段別 計	製鹽地段別 其の他製造鹽
鹿兒島	四、三三	四、三三	外に官有地 八三五	外に官有地 一、九
熊本	五、六	三、三	一、三四七	一、九
鹿兒島	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
宮崎	四、三六	四、三六	一、三四七	一、九
大分	一、三四七	一、三四七	八三五	一、九
福岡	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
山口	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
島根	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
鳥取	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
兵庫	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
和歌山	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
大阪	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
愛知	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
三重	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
靜岡	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
神奈川	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
千葉	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
茨城	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
福島	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
宮城	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
岩手	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
青森	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
北海道	一、五三七	一、五三七	八三五	一、九
合計	六、一三七	六、一三七	一、三四七	一、九

(四) 整理資金及整理利益計算表

第一年	整理高 段別	整理高 數量	整理資金 製鹽業者に對する交付金	整理資金 鹽田を他に轉ずる場合に對する交付金	整理資金 廢鹽田に對する交付金	整理資金 計	整理利益 收入減少	整理利益 經費減額	整理利益 計
	九五、七〇町	五六、六四三、三斤	一五、五〇〇円	一、〇〇〇円	五七、五〇〇円	一、六五、九〇〇円	一円	一円	一円

(五) 製鹽業に對する交付金額見込表

第一年	計	鹽製造 鹽田製鹽	鹽製造 其の他の製鹽	鹼水製鹽	計
交付金額	一、六五、九〇〇円	一、一四七、七九一円	二四一、〇二五円	五、一六〇円	一、三九、七六円
交付金額	一、六五、九〇〇	一、一四七、七九一	二四一、〇二五	(實上金額) 五、一六〇	一、三九、七六
	一、六五、九〇〇	三五、五一四	五三、〇二六	一、一三五	三〇六、六七五

(備考) 一、賠償金額(實上金額)は明治四十一年度の實績を計上せり。
二、賠償金額は包裝に對する補償金を合算せり。
三、交付金額は明治四十一年度鹽賠償金額及鹼水實上金額に於て一割を增加するものと看做し其の金額に對する二割を計上せり。

(六) 製鹽地に對する交付金額見込表

第一年	段別	調査價額	算法出定率に依りたる價額	見禁込止價額後	見成込工價額後	工費	差成額工利益子の	減價
	現在の製鹽地の使用し得べき	三六、七〇町	円	九、七三円	円	円	円	円
	加工の製鹽地の利用し得べき	八〇、三二九	一、三五	一、三五	一、三五、三五	四六、七五	一三、六四	一、三五
	利用の見込なき製鹽地	八〇、九三二	九三、一五	一、三五	一、三五、三五	四六、七五	一三、六四	一、三五
	計	二、七三、一六〇	三、七三、一六〇	九、七三	一、三五、三五	四六、七五	一三、六四	一、三五、三〇〇
	其鹽の田計他製の鹽	一、九鹽、九〇六、六四三	三、七三、一六〇	九、七三	一、三五、三五	四六、七五	一三、六四	一、三五、三〇〇
交付金額								一、三五、三〇〇

（備考）一、段別は採鹹地其の他製鹽に使用せる敷地を合せ計上す。但し官有地及自宅製鹽場敷地は之を控除せり。

二、調査價額は各製鹽地に就き調査したる價額を計上せり。

三、法定率に依り算出したる價額は、鹽田製鹽に在りては賠償金額の百分の十一の二十倍を、禁止の際に於ける相當時價と看做し之に鹽田製鹽以外の製鹽地の調査價額を合算計上するものとす。

四、禁止後見込價額は、禁止後に於て其の儘製鹽以外に供用すべき見込價額を計上せり。

五、成工後見込價額は、禁止後に於て其の儘製鹽以外に供用し難き爲加工し成工したる後に於ける見込價額を計上せり。

六、成工迄の差額利子は平均三箇年後に於て利用價額あるものと看做し、一箇年五歩の利子を見積りたるものにして、成工後の價額より工費を減じ五歩を乘じ三倍したるものとす。

七、減價は法定率により算出したる價額より、禁止後見込價額と成工後見込價額より工費及成工迄の差額利子を減じたるものとを控除したる殘價を計上したるものとす。

八、法定率卽ち時價を算出したる百分の十一の割合は、製鹽を禁止せむとする地方に於て實際賃貸せる鹽田に付、總收入に對する地主の純所得の平均歩合に據りたるものとす（次表參照）。

（七）鹽田時價賃貸價額表

支局名	市町村數	人員	場數	鹽田段別	鹽田時價	鹽田以外賃貸物件の時價	賃貸價額	鹽田に對する純賃貸價額	地主負擔	地主所得	賠償金額	賠償金に對する割合
東京	四	八一	六〇	町 一〇・三六〇五	円 三三、三八〇・五〇〇	円 —	円 六六六・七七〇	円 六六六・七七〇	円 一七五・〇七〇	円 四九一・七〇〇	円 一、九二〇・〇三〇	割 ・二五六
仙臺	七	九八	三八	七・〇四〇四	八、八五一・一〇五	二、六五四・六九〇	一、二〇二・八二五	七九九・〇三四	三六九・六四八	四二九・三八六	五、四三二・六六〇	・〇七九
小出雲	三	九一	四三	三・九六二一	一、九七〇・四四四	一五・〇〇〇	二九〇・〇五三	二八七・三二二	一六・九九二	二七〇・三三〇	六八六・六四三	・三九四
名古屋	一五	三四〇	二四一	四九・八〇〇五	五八、三九九・四四二	六、三三六・三〇〇	六、四六一・一六一	五、八四四・八〇五	六九二・七三五	五、一五二・〇七〇	三六、九三六・四五九	・一四〇
金澤	一三	二〇五	一二九	二三・〇四二六	一四、〇四九・七六六	四、〇八二・二〇〇	一、三三九・二〇〇	一、〇三六・二四三	一〇八・五五七	九二七・六八六	九、八〇七・五九〇	・〇九五
神戶	六	一二八	九一	一六・三九〇九	一七、〇一五・九三〇	八、八八九・四四〇	一、四四四・〇七六	一、〇五二・五五五	三一九・七六六	七三二・七八九	七、二九九・三八〇	・一〇〇
味野	四	三五	一八	一六・八四二九	三三、七一〇・四〇〇	七、八三一・二七五	三、六六七・〇九七	二、九六七・七四四	五五三・一九二	二、四一四・五五二	二五、七九八・九六七	・〇九四
尾道	二	八	七	一一・〇一一三	二一、一五〇・〇〇〇	九、三五一・五〇〇	二、六五三・五〇〇	二、八三二・五〇〇	一五三・八六六	二、六七八・六四〇	二八、五六六・九〇六	・〇九六
三田尻	八	二六	一七	二二・三〇二七	三四、八一四・〇九四	一〇、四一〇・一五九	二、八二五・三〇〇	二、一三五・四八〇	一五四・〇四二	一、九八一・四三八	二五、七八九・三〇八	・〇七七
坂出	六	五一	二二	二六・六〇一六	六二、九三七・五二七	九、九八七・二四〇	三、八一〇・一六九	三、三一七・七七二	五六三・七四四	二、七五四・〇二八	二六、五六四・六八〇	・一〇四
撫養	九	二八〇	一七二	一六・八三二四	六、〇六四・五〇〇	—	四〇四・一三〇	四〇四・一三〇	七・五〇六	三九六・六二四	一、七三三・〇〇〇	・二二九
熊本	三四	九八九	二九九	二一九・六八〇七	四八八、六六一・二八〇	四五、七八四・〇五一	二六、一三五・九七三	二三、九二九・五四九	三、七三四・四九〇	二〇、一九五・〇五九	二一七、〇一〇・七一〇	・〇九三
鹿兒島	二一	六〇二	一八六	九六・〇七〇六	一八五、四四四・一一五	三、七三五・五〇〇	一〇、七四五・〇五五	一〇、四〇三・二七〇	一、三八四・八二一	九、〇一八・四四九	六一、七五九・一一六	・一四六
計	一三二	二、九三四	一、三二三	五三〇・九八〇二	九五五、八九九・一〇三	一〇八、九六七・三五五	六一、六四四・二九九	五四、六七七・一五四	八、二三四・四二三	四六、四四二・七三一	四二九、二七三・三四三	・一〇八

（備考）本表調査は小作地全部に付調査したるものなるも、（イ）賃貸料の仕拂なかりしもの（ロ）賃貸料より公課又は地主負擔の多きもの（ハ）採鹹地が荒地免租年期中にあるが如きもの（ニ）買入鹹水を使用し製鹽せしもの（ホ）官有地を含めるもの（ヘ）賠償金より地主所得の多きもの等は之を除外せり。

（八）建物設備等に對する交付金額見込表

	建物	器具機械	計
現在價額	円 四一八、三二〇	円 一、〇八一、五四一	円 一、四九九、八六一
禁止後價額	一五二、三四九	三一三、一六五	四六五、五一四
減價	二六五、九七一	七六八、三七六	一、〇三四、三四七
交付金額			一、〇三四、三四七

（備考）建物設備價額内譯左の如し。

	現在價額	禁止後見込價額	減價
煎熬場	円 三三六、六一〇	円 九〇、九二九	円 二四五、六八一
其の他建物	円 八一、七一〇	円 六一、四二〇	円 二〇、二九〇

	小計	採鹹裝置	輸送裝置	貯藏用容器	器具
	四二八、三三〇円	一二一、七五〇	二六、四三四	一九〇、五五四	二七一、三〇六
	一五三、三四九円	七、三七二	一、一五三	三三、九〇五	七九、七二八
	二六五、九七一円	一〇四、三六八	二四、九三一	一五六、六四九	一九一、五七八
	釜竈	器械	小計	合計	
	二〇、八九八円	二七〇、六二九	一、〇八一、五四一	一、四九七、八六一	
	四九、九九七円	一四〇、六六一	三二三、一六五	四六五、五一四	
	一六〇、八六二円	一二九、九六八	五六八、三五六	一、〇三四、三四七	

同法律案は衆議院に於て第七條中『之ヲ裁定ス』の次に『其ノ裁定ニ不服アルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得』を加へ、第八條中『三百四十萬圓以內』を『三百二十萬圓以內』と爲すことの二點を修正の上可決せられ（金額を削減したるは、整理せらるべき製鹽地の內機械製鹽所二箇所は試驗的に經營せられつつあるものなるを以て、之が整理を除外せんとするに在り）、尋いで貴族院亦其の修正通可決確定したり。尙ほ衆議院本會議に於て、議員中鹽專賣政策は將來に於て收入主義を採らずして機會ある毎に鹽價を引下げ、全國鹽價の均一を圖るべき旨の言明を求むる者ありしを以て、大藏大臣は將來鹽の供給を圓滿且つ低廉ならしむべき精神なることを言明したり。

第二款　整理の方法

斯くて製鹽地整理法案は帝國議會の協贊する所となりたるを以て、明治四十三年四月六日裁可の上、翌七日法律第四十八號を以て左の如く公布せられたり。

法律第四十八號（明治四十三年四月七日）

第一條　鹽專賣法第六條及第四十條ノ二ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造區域ヲ制限スル場合ニ於テハ政府ハ鹽又ハ鹹水ノ種類、製造方法ヲ區別シテ之ヲ制限スルコトヲ得

鹽又ハ鹹水製造區域ノ制限ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタルトキハ政府ハ禁止ノ際ニ於ケル鹽又ハ鹹水ノ製造者、製鹽地ノ所有者、現ニ鹽又ハ鹹水ノ製造ニ專用スル建物設備器具器械ノ所有者ニ對シ其ノ請求ニ依リ命令ノ定ムル所ニ從ヒ交付金ヲ下付ス

前項ノ鹽又ハ鹹水ノ製造者ハ明治四十二年十二月以前ニ於テ鹽又ハ鹹水製造ノ許可ヲ受ケ製造禁止ノ際現ニ其ノ製造ヲ爲ス者ニ限ル但シ相續ニ因リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ承繼シタル場合ニ於テハ被相續人ノ受ケタル製造ノ許可ハ相續人ニ於テ之ヲ受ケタルモノト看做ス

明治四十二年十二月ニ於ケル現狀ニ依リ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ廢止シタルモノト認ムヘキ製鹽地及之ニ附屬スル建物設備器具器械ニ付テハ第二項ノ交付金ヲ下付セス

明治四十二年十二月以前ニ於テ鹽又ハ鹹水ノ製造ニ著手セサル製鹽地及之ニ附屬スル建物設備器具器械ニ付亦前項ニ同シ但シ明治四十二年十二月以前ニ於テ工事ニ著手シタル製鹽地又ハ製鹽地ニ附屬シタル建物設備器具器械ニ付テハ此ノ限ニ在ラス

交付金ヲ下付スヘキ建物設備器具器械ノ種類數量ハ政府之ヲ決定ス

第二條　交付金ハ左ノ各號ニ依リ之ヲ定ム

一　鹽製造者ニ對シテハ其ノ一年間納付鹽賠償金額ノ二割ニ相當スル金額

二　鹹水製造者ニ對シテハ其ノ一年間鹹水賣渡代金ノ二割ニ相當スル金額

三　製鹽地所有者ニ對シテハ製鹽地ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額

四　鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ノ所有者ニ對シテハ其ノ建物設備器具器械ノ

價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額

第三條　前條製鹽地ノ價額ハ其ノ製鹽地納付鹽賠償金額ノ百分ノ十一ノ二十倍ニ相當スル金額トス

第四條　前二條ノ納付鹽賠償金額ハ明治四十一年及明治四十二年ノ納付鹽賠償金額ノ平均ニ依リ之ヲ定ム但シ明治四十一年二月以後鹽ノ製造ニ著手シタル場合ニ於テハ明治四十二年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

明治四十一年中又ハ明治四十二年中鹽ノ製造ヲ繼續セサルトキハ前條ノ納付鹽賠償金額ハ兩年ノ中鹽ノ製造ヲ繼續シタル年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

製鹽地所有者又ハ鹽ノ製造者ニ異動ヲ生シ製鹽地ニ對スル明治四十一年分又ハ明治四十二年分納付鹽ノ數量ヲ區分シ難キトキハ前條ノ納付鹽賠償金額ハ兩年ノ中納付鹽ノ數量ヲ區分シ得ヘキ年ノ納付鹽賠償金額ニ依ル

鹹水賣渡代金ハ第一項ノ規定ニ準シ之ヲ定ム

第五條　左ノ場合ニ於テハ製鹽地ノ價額ハ前二條ノ規定ニ拘ラス鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

一　鹽田ニ依ラスシテ鹽ヲ製造スルトキ

二　明治四十一年中及明治四十二年中共ニ鹽ノ製造ヲ繼續セス又ハ前條第一項但書ノ場合ニ於テ明治四十二年中鹽ノ製造ヲ繼續セサルトキ

三　明治四十二年二月以後ニ於テ鹽ノ製造ニ著手シタルトキ

四　製鹽地ノ所有者又ハ鹽ノ製造者ニ異動ヲ生シ製鹽地ニ對スル明治四十一年分及明治四十二年分納付鹽ノ數量ヲ共ニ區分シ難キトキ

五　所有者ヲ異ニスル製鹽地ノ間又ハ前四號ノ一ニ該當スル製鹽地ト他ノ製鹽地トノ間ニ於テ納付鹽ノ數量ヲ區分シ難キトキ

六　第一條第五項但書ノ規定ニ該當スルトキ

第六條　鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル製鹽地ノ見込價額ハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具器械ノ價額ヨリ鹽又ハ鹹水製造禁止後ニ於ケル其ノ見込價額ヲ控除シタル金額ハ協議調ハサルトキハ鑑定人ノ意見ヲ徵シ政府之ヲ決定ス

第七條　前二條ノ決定ニ對シ不服アル者ハ十日以內ニ其ノ申立ヲ爲スコトヲ得此ノ場合ニ於テハ政府ハ更ニ鑑定人ヲ選定シ其ノ意見ヲ徵シ之ヲ裁定ス其ノ裁定ニ不服アルトキハ行政訴訟ヲ爲スコトヲ得

第八條　交付金ノ總額ハ三百二十萬圓以內トス

交付金ハ額面金額ニ依リ五分利付國債證券ヲ以テ之ヲ給付ス但シ國債證券ノ最小額面金額ニ滿タサル端數ハ現金ヲ以テ之ヲ給付ス

第九條　政府ハ前條ノ給付ニ必要ナル國債證券ヲ發行スルコトヲ得

第十條　鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタル區域內ニ於ケル鹽又ハ鹹水製造專用ノ建物設備器具

器械ニ對シテハ政府ハ監督上必要ナル處分ヲ爲スコトヲ得

製鹽地整理に對する交付金の下付に關しては、製鹽地整理法第一條第二項に於て命令を以て定むることと爲せるを以て、同年五月二日大藏省令を以て左の如く交付金下付申請手續及申請期間・交付金を下付すべき土地・建物・設備・器具・器械・交付金を下付せざるべき場合等を明にし、且つ價格の鑑定方鑑定人の選定方、其の他禁止後に於ける取扱等を規定したり。

大藏省令第二十號（明治四十三年五月二日）

明治四十三年法律第四十八號施行規則左ノ通相定ム

第一條　鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止スヘキ地域内ニ於ケル製鹽地及鹽又ハ鹹水ノ製造ニ專用スル建物設備器具器械ノ所有者ハ禁止告示後三十日以内ニ別記樣式第一號乃至第三號ニ依リ其ノ物件ノ目錄ヲ所轄鹽專賣官署ニ提出スヘシ

前項ノ目錄提出後其ノ記載事項ニ增減變更アリタルトキハ其ノ都度申告スヘシ

第二條　明治四十三年法律第四十八號ニ依リ交付金下付ヲ請求セムトスル者ハ鹽又ハ鹹水製造禁止後三十日以内ニ別記樣式第四號乃至第七號ニ依リ交付金下付申請書ヲ所轄鹽專賣官署ニ提出スヘシ

前項ノ申請書ニハ計算ノ基礎及必要ナル說明ヲ附記シ且別記樣式第四號ノ申請書ニハ製造許可書又ハ製造承繼許可書ヲ第五號ノ申請書ニハ土地臺帳謄本ヲ第六號ノ申請書ニハ建物ノ圖面ヲ添附スヘシ

第三條　明治四十三年法律第四十八號中製鹽地ト稱スルハ採鹹地（水閘、溝渠、沼井ヲ含ム鹹水ノ貯藏、煎熬場竈地及煎熬場ト同一構内又ハ之ニ準スヘキ場所ニ於テ現ニ鹽又ハ鹹水ノ製造又ハ貯藏ニ供用スル土地ヲ謂フ但シ製造者ノ住居ニ供用スル土地ハ此ノ限ニ在ラス

第四條　交付金ヲ下付スヘキ建物ハ煎熬場及之ト同一構内又ハ之ニ準スヘキ場所ニ於テ現ニ鹽又ハ鹹水ノ貯藏ニ專用スルモノニ限ル但シ一時鹽又ハ鹹水ノ貯藏ニ供スルモノハ之ヲ除ク

一　棟ノ建物ヲ區分シ其ノ一部分ヲ鹽又ハ鹹水製造又ハ貯藏ニ供スルモノハ其ノ部分ニ限リ交付金ヲ下付ス

第五條　左ニ揭クル種類ニ屬スル設備及器具器械ニ付テハ交付金ヲ下付ス但シ其ノ數量ハ專賣局長官之ヲ決定ス

一　枝條架其ノ他ノ海水濃縮裝置及之ト聯接スル裝置

二　原動機關（附屬喞筒共）沈澱器、結晶槽及其ノ据付裝置、傳動裝置、汽管、排水管

三　鹹泉井

四　海水、鹹水又ハ鹹泉ノ汲揚輸送裝置及汲揚用喞筒、水車

五　海水、鹹水又ハ鹹砂貯藏用容器

六　鹹水濾過器

七　鐵釜、石釜築造用ノ緣金及隅金竝釣金

八　竈、煙道、煙突

第六條　左ニ揭クル種類ニ屬スル器具ニシテ交付金ヲ下付スヘキ品目及其ノ數量ハ專賣局長

官之ヲ決定ス

一　鹽田面ノ爬起ニ用フルモノ
二　撒砂ノ撒布及掻均シニ用フルモノ
三　鹹砂ヲ集ムルニ用フルモノ
四　鹹砂ヲ掬込ムニ用フルモノ
五　鹹砂ヲ均スニ用フルモノ
六　骸砂ヲ掘出スニ用フルモノ
七　鹹水浸出ニ用フルモノ
八　釜中ノ鹽ヲ掻集メ又ハ掻出スニ用フルモノ
九　鹽揚又ハ苦汁ノ除去ニ用フルモノ
十　鹽刎鹽切ニ用フルモノ
十一　燃料ヲ焚クニ用フルモノ
十二　釜掃除ニ用フルモノ

第七條　建物設備ノ所有者ニシテ交付金ノ下付ヲ請求セムトスル者鹽又ハ鹹水製造禁止告示後建物設備ヲ修繕、改築又ハ增築セムトスルトキハ所轄鹽專賣官署ノ承認ヲ受クヘシ此ノ場合ニ於テ其ノ價額ヲ增加シタルトキハ其ノ部分ニ對シ交付金ヲ下付セス

第八條　製鹽地建物設備器具器械ノ所有者ニシテ交付金ノ下付ヲ請求セムトスル者鹽又ハ鹹水製造禁止後其ノ物件ヲ讓渡シ又ハ其ノ位置、形狀ヲ變更セムトスルトキハ所轄鹽專賣官署ノ承認ヲ受クヘシ其ノ承認ヲ受クヘシ其ノ請求ヲ爲シタル者亦同シ

相續ニ因リ前項ノ物件ヲ取得シタル者ハ直ニ其ノ旨ヲ所轄鹽專賣官署ニ申告スヘシ

第九條　左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ交付金ヲ下付セス

一　第七條及第八條ノ規定ニ違反シタルトキ
二　交付金ヲ下付スヘキ物件カ交付金下付決定前ニ滅失又ハ毀損シタルトキ
三　第二條ニ定メタル期間ニ交付金下付申請書ヲ提出セサルトキ

第十條　明治四十三年法律第四十八號第二條第二號ノ鹹水賣渡代金ハ確實ナリト認ムル帳簿書類ニ依リ專賣局長官之ヲ決定ス

第十一條　明治四十三年法律第四十八號第五條ノ場合ニ於テ其ノ數製鹽地ヲ併セ同法第三條ノ規定ニ依リ總價額ヲ算出シ其ノ範圍內ニ於テ各製鹽地ノ價額ヲ鑑定スヘシ但シ同法第五條第一號ノ場合、第五號中第一號ノ製鹽地ヲ包含スル場合及數製鹽地ヲ併合スルモ同法第三條ノ規定ニ依リ難キ場合ハ類地ニ比準シテ其ノ價額ヲ鑑定スヘシ

第十二條　鹽又ハ鹹水製造禁止後利用ノ爲加工ヲ要スル製鹽地ニ在リテハ成工後ニ於ケル見込價額ヨリ見込工費ト成工後ノ見込價額ヨリ見込工費ヲ減シタル金額ノ成工見込期間ニ於ケル年五步ノ利子トヲ減シタル金額ヲ以テ製造禁止後ニ於ケル製鹽地ノ見込價額トシテ鑑定スヘシ

第十三條　明治四十三年法律第四十八號第五條及第六條ノ鑑定人ハ二人以上トシ專賣局長官之ヲ選定ス

前項ノ鑑定人ハ少クトモ其ノ半數ヲ專賣官吏以外ノ者ヨリ選定スヘシ

第十四條　明治四十三年法律第五號及第六條ノ決定ハ專賣局長官之ヲ爲ス

前項ノ決定ヲ爲シタルトキハ其ノ決定書ヲ作リ之ヲ本人ニ交付スヘシ

第十五條　前條ノ決定ニ對シ不服ノ申立ヲ爲サムトスル者ハ決定書受領ノ日ノ翌日ヨリ起算シ十日以內ニ不服ノ事由ヲ具シ專賣局長官ヲ經テ大藏大臣ニ裁定ノ請求ヲ爲スヘシ

第十六條　大藏大臣前條ノ請求ヲ受ケタルトキハ第十三條ニ依リ選定シタル鑑定人以外ノ者ヨリ二人以上ノ鑑定人ヲ選定シ再鑑定ヲ爲サシム

前項ノ鑑定人ハ少クトモ其ノ半數ヲ專賣官吏以外ノ者ヨリ選定ス

大藏大臣前條ノ請求ニ對シ裁定ヲ爲シタルトキハ其ノ裁定書ヲ作リ之ヲ本人ニ交付ス

第十七條　政府ハ鑑定人ヲシテ自己、親族又ハ後見、雇傭、同居其ノ他利害關係アル者ノ利害關係ヲ有スル物件ニ付鑑定ヲ爲サシメサルコトヲ得

第十八條　鑑定人ノ意見一致セサルトキハ各鑑定人ノ鑑定シタル價額ノ平均ヲ以テ鑑定價額トス

第十九條　鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタル際鹽又ハ鹹水製造者ノ所有スル鹹水ハ所轄鹽專賣官署長ノ認可ヲ受ケ其ノ指定シタル期間ニ限リ之ヲ製鹽スルコトヲ得此ノ場合ニ於テ鹽製造者ハ遲滯ナク其ノ數量、焚上期間及鹽製造見込高ヲ申告スヘシ

鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ禁止シタル際現存スル未納付鹽ハ禁止後二日以內ニ前項ニ依リ製造シタル鹽ハ製造後五日以內ニ所轄鹽專賣官署ニ其ノ數量ヲ申告シ其ノ指定シタル期日內ニ之ヲ納付スヘシ

前二項ノ申告ヲ爲ササル者ハ科料ニ處ス

附　則

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

（書式省略）

本規則ハ登年三月四日大藏省令第五號ヲ以テ左ノ一箇條ヲ追加セラレタリ。

第二十條　交付金ノ下付請求者ニ對シ交付金ヲ給付セムトスルトキハ專賣局長官ハ明治四十六年六月大藏省令第二十五號第二號書式ニ準シ交付金給付通知書ヲ發スヘシ

製鹽ニ要スル設備器具機械ハ各地各樣ニシテ、製鹽ノ方法、規模ノ大小又ハ燃料ノ種類等ニ依リ同一ナラス。大ハ機械製鹽ノ蒸汽熱使用海水濃縮裝置ヨリ、小ハ揚濱鹽田ノ極メテ簡單ナル採鹹器具ニ及ビ、其ノ種類數百ニ達シタリ。仍テ禁止後直ニ他ニ利用シ得ヘキモノ又ハ價格極メテ僅微ニシテ補償ノ價値ナシト認ムルモノヲ除外シ、一般ニ涉リ設備器具器械ノ種類ヲ以テ交付金ヲ下付スヘキモノヲ限定スルコトト爲シ、前記省令第六條ニ於テ之ヲ規定シタリシガ、尙ホ器具ニ在リテハ其ノ數頗ル夥多ニシテ其ノ名稱、形狀、用途等到ル處一樣ナラスシテ、品目列擧主義ヲ採ルニ非ザレバ處理シ難キヲ以テ、專賣局長官ハ施行規則第六條ニ依リ明治四十三年五月十一日其ノ品目ヲ關係支部局ニ通達シタリ（專賣局長官達甲第一一四一號ノ二）。

製鹽地整理ハ明治四十三年及四十四年ノ二箇年度ニ分チテ施行スルコトト爲シタリ。之レ主トシテ整理ニ因ル轉業者ヲ一時ニ多數ニ上ラシメス、且ツ又補充鹽配給上竝ニ專賣行政上ノ便宜ヲ斟

酌したるに由るものなり。而して其の順序としては、一方面の整理を先にして他方面の整理に及ぼすべしとする意見あり、又先づ比較的小產地より著手して大產地を後にすべしとする說ありしも、大體に於て之を折衷し、產額僅少にして位置僻在し、管理上に於ても頗る不便多き地方より著手することに決し、尙ほ禁止區域の定め方に就ては、一郡內一部町村を禁止するものは其の町村を、一郡內製鹽地の全部を禁止するものは其の府縣を禁止區域とすることと爲し、明治四十三年五月同年度に於ける禁止地を左の如く公示したり。

大藏省告示第六十八號（明治四十三年五月二日）

鹽專賣法第六條、第四十條ノ二及明治四十三年九月三十日限左ノ區域ニ於テ鹽及鹹水ヲ製造スルコトヲ禁止ス但シ現ニ許可シタル沃度又ハ硝石製造副產鹽竝鹹水混和以外ノ再製鹽ノ製造ハ此ノ限ニ在ラス

京都府　北松浦郡ノ內福島村、佐々村

神奈川縣　新潟縣

長崎縣　千葉縣（千葉郡ノ內津田沼町、東葛飾郡ノ內南行德村、行德町、船橋町、葛飾村ヲ除ク）

西彼杵郡ノ內喜々津村、長與村、時津村、大串村　茨城縣

東彼杵郡　群馬縣

北高來郡　三重縣

南高來郡　愛知縣

知多郡　鳥取縣

碧海郡　和歌山縣

寶飯郡ノ內大塚村　愛媛縣

渥美郡　西宇和郡

靜岡縣　北宇和郡

長野縣　高知縣

宮城縣（桃生郡ノ內野蒜村、牡鹿郡ノ內稻井村、渡波町ヲ除ク）　福岡縣

福島縣（石城郡ノ內小名濱町字高山ヲ除ク）　福岡市

嚴手縣　糟屋郡

青森縣　糸島郡

山形縣　大分縣

秋田縣　南海部郡

福井縣　佐賀縣

石川縣（鳳至郡ノ內輪島町、宇出津町、大屋村、鵜ノ巢村、南志見村、三波村、鵜川村、諸橋村、町野村、珠洲郡ノ內小木村、上戶村、直村、正院村、三崎村、蛸島村、木郎村、寶立村、西海村ヲ除ク）　熊本縣

宇土郡ノ內戶馳村

葦北郡

天草郡
宮崎縣
鹿兒島縣
揖宿郡ノ內頴娃村
川邊郡

明治四十三年度整理結了後、其の殘餘の製鹽地に就ては、瀨戶內海沿岸の主產地の外、行德・波波・吉田・奧能登及大隅西岸等は比較的集團地たるの故を以て、小名濱・高島及今福は比較的大規模の機械製鹽なるの故を以て、又鹿兒島・沖繩兩縣の離島は自給主義を採らしむるの方針なるを以て、何れも之を存置し、其の他の產地は瀨戶內海の小產地と共に之を禁止することに決し、明治四十四年五月同年度の禁止地を左の通告示したり。

大藏省告示第五十號（明治四十四年五月二日）

鹽專賣法第六條第四十條ノ二及明治四十三年法律第四十八號第一條第一項ニ依リ明治四十四年九月三十日限左ノ區域ニ於テ鹽及鹹水ヲ製造スルコトヲ禁止ス但シ鹹水混和以外ノ再製鹽ノ製造ハ此ノ限ニ在ラス

兵庫縣
三原郡
岡山縣
邑久郡ノ內裳掛村
日置郡
薩摩郡
出水郡
肝屬郡ノ內東串良村
囎唹郡
兒島郡ノ內下津井町
小田郡ノ內金浦町
廣島縣
安藝郡
佐伯郡
賀茂郡ノ內仁方町
御調郡ノ內三庄村
深安郡
山口縣
玖珂郡（柳井町ヲ除ク）
熊毛郡ノ內伊保庄村（大字高須濱、小田濱ヲ除ク）阿月村、室積町
厚狹郡
豐浦郡ノ內彥島村
大津郡
德島縣
那賀郡
香川縣
大川郡
香川郡ノ內直島村字牛首、屛風
三豐郡ノ內柞田村
愛媛縣
溫泉郡
越智郡ノ內弓削村
伊豫郡
福岡縣
宗像郡
築上郡
大分縣
東國東郡（姬島村ヲ除ク）
速見郡
大分郡
北海部郡
熊本縣
宇土郡
玉名郡
八代郡
鹿兒島縣
鹿兒島郡
揖宿郡

尙ほ後述するが如く禁止地域に於て副產鹽の製造をも許可せざるは、諸種の支障を來す處あるに至りしを以て、之が制限を緩和する爲め大正元年十二月二十七日大藏省告示第六十一號を以て前記二告示に夫々左の一項を追加したり（本章第六節參照）。

『專賣局長官ハ前項ノ規定ニ拘ラス副產鹽ノ製造ニ限リ取締上不便ナシト認ムル地ニ於テ其ノ製造ヲ許可スルコトヲ得』

第三款　整理に對する關係當業者の動靜

製鹽地整理法案の帝國議會に提出せらるるや、各地に散在せる小產地の鹽業關係者は直接利害關係を有するを以て、之が贊否の意見を發表するもの多く、法案の可決せらるるや製鹽地の存廢に就き陳情請願を爲すものあるに至れり。九州北部各縣の鹽業者は法案の議會に提出せらるるや、同業有志の會合を催し、製鹽地整理は祖先傳來の業務を禁止せらるるものなるに由り、十分なる補償金の下付を得むことを陳情すると共に、其の交付金の算定標準を明治四十一年分の鹽賠償金額に據らむことを請願し、以て法案の通過を希望せしが、他方に於ては鹽業の禁止は直に其の生計に影響を及ぼすべきを以て、整理法の成立公布せらるるや全國各所に於て鹽田存置を請願する者多數に上れり。卽ち或は先祖傳來の業を失ひ生活に困難を來し一家離散の慘境に陷るべしとなし、或は稍多量の產鹽地に在りては其の主產業を廢滅し地方經濟を紊り、甚しきは之を以て町村の獨立を危くするものとなし、鹿兒島縣帖佐東國分串木野、愛知縣鹽津、三重縣東黑部外三村、香川縣引田、岩手縣中野外二村、和歌山縣田邊、新潟縣河崎、宮城縣戶倉、福島縣江名、大分縣杵築外一村等の鹽業者は、或は同業者の連署を以て或は町村會の決議に依り、委員をして陳情せしむるあり、陳情書を以て請願するあり、何れも製鹽の繼續を希望せり。然れども又他方不良鹽田にして採算の見込なきものにありては、寧ろ交付金の下付を受けて之を他に利用するを可とし、大分縣杵築外四村、兵庫縣鹽屋村字錢島の鹽田地主の如きは、禁止地に編入せられむことを陳情したり。此の外高知縣入野、靜岡縣相良外三村の鹽業者に在りては、轉業至難の爲め整理の延期を請願せり。政府に於ては此等の陳情に對して整理の趣旨を說明し、禁止地の決定は全國に亙りて諸般の調査を爲し、且つ各地方特別の事情をも參酌したる上、專賣行政上必要なるべき程度に於て其の存廢を決定するものにして、專ら一地方の事情のみを以て全般の計畫を左右するが如きは到底望み得べきことに非ず。又禁止に對する交付金下付の如きも、補償の性質のものに非ずして恩惠的の規定なるを以て、此等諸點に就き誤解なきことを希望し、禁止地と決定したる地方に在りては交付金の利用等に關して十分の考慮を盡し、土地の利用、轉業の方法等に就き全力を傾注するの利益なるべきことを諭し、謬見なからしめんことを期したり。

明治四十三年度整理を決行し、同四十四年度整理に著手せんとするや、更に製鹽地の存廢に關し續續當業者の陳情を見るに至れり。山口縣中關村字五の桝鹽田の地主は、該鹽田の不良にして收支償はず、鹽質亦粗惡にして到底改善の見込なきことを陳訴して、禁止地に編入せられんことを請願し、福岡縣津屋崎の製鹽者は元來整理を希望せしに、町民の反對を受けて初志を飜し、其の禁止は多數の失業者を來すのみならず、之に依食せる町民は活計を失ひ町の繁榮を阻害するものと爲し、鹽田地主及町民等より鹽田存置の陳情書を提出し、又大分縣杵築地方に在りても地主側の整理希望に反し、鹽田所在町村民は其の一大產業を失ひ、町村の衰頹を來すべきことを唱へて存置を希望し、更に又德島縣

見能林鹽業者に在りても、鹽田地主の整理を希望せるに反し、製鹽從業者は製鹽禁止は多數從業者を
して糊口の途を失はしむるものとして、禁止告示の取消又は其の延期を請願せんことを謀議し、從業
者は煎熬を中止し一時不穩の狀を見るに至り、又長崎縣今福の機械製鹽製造者は其の事業の繼續を
希望し、同地附近の炭礦業者亦其の利害關係上より製鹽存置を出願したり。而して此等の請願に對
しては何れも各地の實情を調査して之が存廢を決定したり。

以上の外法の施行上に就ては、或は製鹽禁止に伴ひ苦汁の製造を爲す能はざるに至りし損失に對
し補償を要求するあり、或は又製鹽從業者が廢業の結果其の鄉里に歸還するの已むを得ざるに至り
し爲め、相當交付金の給付を哀求するものありしも、此等希望に對しては交付金給付の途なきことを
懇示し、尙ほ法の適用上に關し情を愬へ請願する者ありしも、之れ亦一々解說を與へ法の適用を明示
したり。

第四款　整理の執行

第一項　整理事務

製鹽地整理に關しては特別の機關を設くることなく、專賣局に於て一切の事務を掌理することと
なれり。卽ち專賣局は收納部鹽腦收納課に臨時製鹽地整理掛を置きて之を主掌せしめ、交付金の支
拂に關しては計理部庶務課をして取扱はしむることと爲したり。而して地方に於ける整理の實務
は、各專賣支局をして其の管內に於ける事務を分掌せしむることとし、明治四十三年五月十日左の如
く其の事務取扱手續を關係支部局長に通達し、同時に調査及實行に關する具體的方策に就き專賣支
局長をして準據せしむべき心得方を指示したり。

製鹽地整理事務取扱手續（明治四十三年五月十日專賣局長官達甲第一一四一號）

第一章　總　則

第一條　本手續中法トアルハ明治四十三年法律第四十八號ヲ、省令トアルハ明治四十三年大藏
省令第二十號ヲ謂フ

第二條　支局及出張所ハ樣式第一號ノ目錄受付簿及第二號ノ申請書受付簿ヲ設備スヘシ

第三條　本手續ニ關スル文書ハ產地又ハ市町村別ニ口座ヲ設ケ受付番號順ニ編綴整理スヘシ

第四條　數調查書ニ關係ヲ有スル書類ハ其ノ主ナル一ニ添附シ他ノ調查書ニハ「何第何號ニ添
附」ノ旨ヲ記入シ置クヘシ

第五條　本手續ニ關スル文書中申告又ハ申請ニ因ル訂正ハ朱線ヲ引キ其ノ他ノ事由ニ因ル訂
正ハ黑線ヲ引キ訂正記入スヘシ

第六條　本手續ニ關スル調查ハ鹽ニ在リテハ斤、鹹水ニ在リテハ升、金額ニ在リテハ厘ニ止メ其
ノ以下ハ切捨ツヘシ

第七條　支局及出張所ハ其ノ所屬區域每ニ禁止スヘキ製鹽地ノ地圖ヲ調製スヘシ
前項ノ地圖ハ約二萬分ノ一ノ略圖ニテ鹽田ノ位置、形狀、段別、製鹽場、官公署及民家等ノ所在ヲ
記入スヘシ

第八條　支局及出張所ハ其ノ所屬區域每ニ製造廢止現狀調查簿ヲ設備シ明治四十二年十二月

ノ現狀ニ於テ鹽又ハ鹹水ノ製造ヲ廢止シタリト認メ得ヘキモノノ現狀ヲ調査シ少クトモ左ノ事項ヲ記入スヘシ

一　製造者、製鹽地、建物設備器具器械ノ所有者氏名

二　最終ノ製造年月

三　製鹽地ノ段別

四　採鹹地ノ現狀

五　煎熬場及貯藏場等ノ現狀

六　設備器具器械ノ現狀

七　廢止ト認メ得ヘキ事由

前項調査簿ニ記載シタル事項ニ付明治四十三年一月以後ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ都度調査記入スヘシ

第二章　豫備調査

第九條　省令第一條ノ目錄ヲ提出シタル者アリタルトキハ受付主任ハ目錄受付簿ニ記入ノ手續ヲ爲シ且其ノ目錄ニ受付番號及日付ヲ記入シ捺印スヘシ

第十條　目錄ハ之ヲ製造許可臺帳ニ照査シ其ノ訂正ヲ要スヘキモノハ直ニ訂正セシムヘシ

第十一條　省令第一條第二項ニ依リ增減變更ノ申告アリタルトキハ其ノ書類ヲ目錄ニ添附シ目錄訂正ノ手續ヲ爲スヘシ

目錄記載事項ニシテ增減變更ノ著シキモノハ其ノ事由ヲ調査シ申告書ノ餘白ニ調査ノ要項ヲ朱記スヘシ

第十二條　目錄中交付金ヲ下付セサル物件ノ記入アリタルトキハ當該物件ノ上部欄外ニ「除外」ノ文字ヲ朱記スヘシ

第十三條　省令第五條及第六條ニ該當スル物件ノ數量ハ製造方法又ハ各地ノ實況ニ應シ必要缺クヘカラスト認ムル限度ニ於テ之ヲ定メ若之ヲ超過スルモノアルトキハ其ノ必要數量ヲ目錄箇數欄ニ朱記スヘシ

第十四條　支局及出張所ハ樣式第三號ニ據リ法第二條第三號ニ該當スル交付金ノ算定基礎トナルヘキ納付鹽賠償金額調書ヲ調製シ置クヘシ

第十五條　支局長ハ交付金ヲ下付スヘキ物件ニ付調査員ヲ指命シ樣式第四號ニ據リ標準價格評決書ヲ調製セシムヘシ

前項ノ調査員ハ支局直轄又ハ出張所所屬區域毎ニ指定スヘシ但シ地方ノ情況ニ依リ支局長ニ於テ必要アリト認ムルトキハ支局直轄又ハ出張所所屬區域ヲ區分又ハ併合シテ指定スルモ妨ナシ

第一項ノ調査員ヲ定メタルトキハ其ノ調査區域及官氏名勤務廳給額ヲ標準價格ヲ評決シタルトキハ第四號樣式ニ準シ其ノ標準價格ヲ直ニ本局ニ申報スヘシ

第十六條　法第二條第一號ノ交付金ニ付テハ鹽製造許可臺帳、鹽製造高臺帳、鹽納付書及鹽指定引渡命令書ニ據リ調査スヘシ

第十七條　法第二條第二號ノ交付金ニ付テハ鹹水製造許可臺帳、鹹水製造者帳簿書類及鹹水買

受人帳簿書類ニ據リ調査スヘシ

第十八條　法第二條第三號ノ交付金ニ付テハ目錄ヲ土地臺帳及法第二條第三號賠償金額調書ニ照査スヘシ

第十九條　法第二條第四號ノ交付金ニ付テハ其ノ物件ニ對スル所有權ノ有無ヲ確査スヘシ

前項物件ノ所有者ニシテ自ラ之ヲ使用セサル場合ニ於テハ現ニ其ノ物件ヲ使用スル製造者ノ作成シタル所有者證明書ヲ提出セシムヘシ

第二十條　支局長ハ調査員ヲシテ目錄關係資料其ノ他實地ニ付調査ヲ爲サシメ樣式第五號ニ據リ交付金下付ニ關スル調査書ヲ作成スヘシ

前項調査書ニハ詳細ナル說明ヲ附スヘシ

第二十一條　實地調査ノ際目錄記載事項中事實ト符合セサルモノアルトキハ提出者ニ就キ其ノ事由ヲ調査シ其ノ旨ヲ調査書ニ附記スヘシ

第二十二條　支局長豫備調査ヲ終了シタルトキハ九月三十日迄ニ第二十五條ノ區分ニ依リ交付金見込額ノ合計ヲ申報スヘシ

第三章　本調査

第二十三條　交付金下付申請書ヲ受付タルトキハ受付主任ハ其ノ形式竝必要添附書類ノ有無ヲ査閱シ且申請書受付簿ニ記入ノ手續ヲ爲シ申請書ニ受付番號及日付ヲ記入シ捺印スヘシ」

郵便ニテ受付タル申請書ハ發信局日付印ヲ以テ提出ノ日トシ到著順ニ整理シ郵便封筒ハ申請書ニ添附シ保存スヘシ

第二十四條　申請書受理ノ際ニハ申請日付、申請者ノ捺印及印鑑證明（代理人ニ依リ提出シタルモノナルトキハ委任狀、法定代理人ニ依リ提出シタルモノナルトキハ之ヲ證スヘキ書類ヲモ）查閱スヘシ

第二十五條　法第二條各號ノ交付金下付申請書ハ左ノ區分ニ依リ符號ヲ附シ各別ニ整理スヘシ但シ申請書ノ數少ナキ場合ニ在リテハ各區分ヲ明ニシ之ヲ合綴スルヲ妨ケス

甲　法第二條第一號該當ノモノ

乙　法第二條第二號該當ノモノ

丙　法第二條第三號該當ノモノ

丁　法第二條第四號中省令第四條該當ノモノ

戊　法第二條第四號中省令第五條該當ノモノ

己　法第二條第四號中省令第六條該當ノモノ

第二十六條　申請書記載事項ニ欠缺アリタルトキハ補正スヘキ箇所ヲ指示シ相當期間内ニ補正セシメ受付簿備考欄ニ其ノ旨ヲ記入整理スヘシ補正ノ上提出シタルトキ亦同シ

第二十七條　申請書ニ交付金ヲ下付セサル物件ヲ記入シタルモノアルトキハ當該物件ノ上部欄外ニ「除外」ノ文字ヲ朱記シ置クヘシ

第二十八條　申請者ヨリ申請書取下ノ申出アリタルトキハ省令第二條ノ期間内ニ提出スルニ非サレハ交付金ノ下付ヲ受クルコト能ハサル旨ヲ示シ餘白ニ「何年何月何日返戻」ノ文字ヲ記入シ署印ヲ押捺シ返戻ノ手續ヲ爲シ其ノ旨ヲ受付簿備考欄ニ記入整理スヘシ

前項ノ申請者ヨリ相當期間内ニ更ニ申請書ヲ提出シタルトキハ新ニ番號ヲ附シ相當手續ヲ爲スヘシ

第二十九條　交付金ヲ下付スヘキ物件ニ付申請漏アリタル爲省令第二條ノ期間内ニ追加申請スル者アリタルトキハ既ニ提出セル申請書ト併セ調査スヘシ

第三十條　省令第二條ニ定メタル添附書類ハ之ヲ申請書ニ照査シ相違ナキトキハ申請書ノ當該事項欄ニ添附書類ト照査濟ノ記號ヲ附スヘシ

第三十一條　申請物件ニ付實地調査ヲ爲ストキハ目錄及調査書ニ照査シ調査書相當欄ニ其ノ實績ヲ記入スヘシ

第三十二條　法第二條第一號及第二號ノ交付金下付申請書ニ記載シタル納付鹽賠償金額又ハ鹹水賣上代金カ調査書ト符合セサル場合ニ於テ申請者カ訂正ヲ肯セサルトキハ意見ヲ附シ稟請スヘシ

第三十三條　法第二條第三號及第四號ノ交付金下付申請ニ付テハ支局長ハ調査員ヲシテ調査書類及物件ノ所在ニ就キ實地調査ヲ爲サシメ其ノ實績ヲ調査書相當欄ニ記入スヘシ

前項物件ノ所在ニ就キ實地調査ヲ爲ス場合ニ於テハ申請者ヲ立會ハシメ調査書餘白ニ其ノ旨ヲ記入シ記名捺印セシムヘシ若之ヲ肯セサルモノアルトキハ其ノ旨ヲ附記スヘシ

第三十四條　法第二條第四號ノ物件ニ付實地調査ヲ爲シタルトキハ調査物件ニ番號ヲ附シタル檢査票札ヲ附シ之ト同一番號ヲ調査書ニ記入シ其ノ管理方ニ付必要ナル指示ヲ爲スヘシ

第三十五條　支局長ハ法第二條第四號ノ物件ニ付實地調査ヲ爲シタルトキハ見込價額ヲ定メ申請者ニ對シ協議ヲ爲スヘシ

前項ノ場合ニ於テ協議價額カ申請書記載價額ト同一ナル場合ニ於テハ申請書餘白ニ「何月何日協議濟」ノ旨ヲ記載シ申請者ヲシテ認印セシメ其ノ協議價額カ申請書記載價額ト異ナル場合ニ於テハ申請者ヲシテ樣式第六號ノ承諾書ヲ提出セシムヘシ

第三十六條　同一申請書ニ記載シタル物件中協議調ハサルモノアルトキハ其ノ物件ニ付テノミ鑑定ノ手續ヲ爲シ他ノ物件ニ付テハ申請書餘白ニ記載シ鑑定ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十七條　實地調査ニ際シ調査物件ニ付テハ申請者ヲシテ認印セシムヘシ

第三十八條　調査書ハ第二十五條ノ區分ニ依リ產地又ハ市町村別ニ口座ヲ設ケ申請書受付番號順ニ編綴シ調査臺帳トシテ整理スヘシ但シ同一所有者ニ屬スル物件カ二以上ノ產地又ハ市町村ニ涉ルトキハ主タル一方ニ合綴整理スヘシ

第三十九條　實地調査ニ際シ申請書記載事項カ事實ト符合セサルモノアルトキハ其ノ申請者ヲシテ訂正認印セシムヘシ

第四十條　第十三條、第十六條乃至第十九條及第二十一條ハ本調査ニ之ヲ準用ス

第四章　鑑定

第四十一條　支局長ハ鑑定人及相當豫備鑑定人ヲ豫選シ之ヲ稟請スヘシ

前項ノ稟請ハ官吏ニ在リテハ官職、給額、官吏以外ノ者ニ在リテハ其ノ經歷ヲ調査シタル書類ヲ添附スヘシ

第四十二條　鑑定人ノ人員ハ支局直轄又ハ出張所所屬區域ヲ一區トシ每區五人トス但シ支局長ニ於テ必要ト認ムルトキハ其ノ增減方ヲ稟請スヘシ

第四十三條　前條ノ區域內ニ於テ相當ノ鑑定人ヲ得難キトキ其ノ他地方ノ事情ニ依リ支局直轄又ハ出張所所屬區域ヲ區分又ハ併合シ一區ト爲スヲ便宜ト認ムルトキハ意見ヲ附シ稟請スヘシ

第四十四條　省令第十三條ノ鑑定人ニシテ同第十七條ノ規定ニ該當スヘキ者アリト認ムル場合ニ於テハ支局長ハ情ヲ具シ稟請スヘシ

第四十五條　支局長ハ鑑定人ヲシテ豫メ鑑定物件ニ付標準價格ヲ定メ之ニ據リ鑑定價額ヲ協定セシムヘシ

鑑定人實地ニ就キ調查ヲ爲シ前項ノ標準ニ據リ鑑定價額ヲ協定シタルトキハ支局長ハ鑑定人ヲシテ當該物件ニ付鑑定ヲ爲サシメス豫備鑑定人中ヨリ鑑定人ヲシテ樣式第七號ニ據リ一申請書每ニ鑑定書ヲ作成シ連署セシムヘシ

前項鑑定價額ノ協定調ハサルトキハ支局長ハ鑑定人ヲシテ各自鑑定書ヲ作成セシムヘシ此ノ場合ニ於テハ支局長ハ各鑑定人ノ鑑定價額ヲ平均シタル調查書ヲ添附スヘシ

第四十六條　支局長鑑定物件ノ價額ニ關シ鑑定人ト意見ヲ異ニスル場合ニ於テハ事由ヲ詳具シ關係書類ヲ添附稟請スヘシ

第五章　決定及給付

第四十七條　支局長ハ交付金下付申請ニ對シ調查ヲ終リタルトキハ申請書、調查臺帳及鑑定書ヲ支局直轄及出張所別ニ取揃ヘ十二月末日迄ニ本局ニ進達スヘシ

前項ニ依リ進達スヘキ申請書ニハ支局管內ヲ通シ各申請者每ニ法第二條ノ區分ニ據リ交付金額ノ集計表ヲ添附スヘシ

第四十八條　省令第九條ニ依リ交付金ノ下付ヲ要セサルニ至リタルモノアルトキハ支局長ハ其ノ事由ヲ具シ本局ニ申報スヘシ

第四十九條　收納部ニ於テハ前二條ノ書類ヲ審查シ樣式第八號ニ據リ省令第十四條ノ決定書ヲ作成シ之ヲ關係支局長ニ送付ノ手續ヲ爲スヘシ

前項決定書ノ內容カ數支局ニ關係ヲ有スルトキハ申請者住所地所轄支局ニ送付シ他ノ關係支局ニ其ノ旨ヲ通知スヘシ

第五十條　支局長前條決定書ノ送付ヲ受ケタルトキハ便宜使丁又ハ配達證明郵便ヲ以テ直ニ之ヲ申請者ニ送達スヘシ

第五十一條　前條ノ決定ニ對シ裁定ノ請求ヲ爲ス者アルトキハ收納部ニ於テハ裁定ノ請求及省令第十六條ノ鑑定人選定ニ關シ關係支局長ノ意見ヲ徵スヘシ

前項ノ請求書ヲ支局ニ提出シタル者アルトキハ支局長ハ直ニ之ヲ本局ニ送付スルト同時ニ

前項ノ意見ヲ提出スヘシ

第五十二條　交付金下付ノ原因カ數支局ニ關係ヲ有スル場合ト雖同一人ノ申請ニ係ルモノハ總テ之ヲ合算調査シ交付金額ノ算定ヲ爲スヘシ

第五十三條　第四十九條ノ決定又ハ裁定アリタルトキハ收納部ニ於テ交付金額ヲ計算スヘシ

第五十四條　收納部ニ於テ交付金下付申請ニ對スル審査ヲ了シタルトキハ交付金額決定ノ手續ヲ爲シ國債證券ヲ以テ支給スヘキモノト現金ヲ以テ支給スヘキモノトヲ區分シ之ヲ計理部ニ通知スヘシ

第五十五條　計理部ニ於テ前條ノ通知ヲ受ケタルトキハ交付金給付通知書ヲ作成シ支局長ニ送付シ國債證券ヲ以テ支給スヘキモノハ之ヲ國債局ニ通知ノ手續ヲ爲シ現金ヲ以テ支給スヘキモノハ國債局ヨリ國債證券發行ノ通知ヲ受ケタル後現金支拂ノ手續ヲ爲スヘシ

第五十六條　支局長交付金給付通知書ノ送付ヲ受ケタルトキハ之ヲ申請者ニ送達シ同時ニ調查物件ノ管理方ヲ解除スヘキ旨ヲ申請者ニ告知スヘシ但シ裁定ノ請求アリタルモノハ裁定後六十日ヲ經過シ行政訴訟ノ提起アリタルモノハ事件終了後管理解除ノ手續ヲ爲スヘシ

第六章　禁止後處分

第五十七條　鹽又ハ鹹水製造禁止後取締上危險ノ虞アル物件ニ對シテハ交付金給付通知書送達ノ際封印其ノ他取締上必要ナル處分ヲ爲シ且之ヲ使用又ハ處分セムトスルトキハ其ノ都度所轄專賣官署ノ承認ヲ受クヘキ旨ヲ記載シタル書面ヲ徵シ置クヘシ

第五十八條　支局長ハ禁止期日後ニ於テ持越スヘキ鹽又ハ鹹水ニ付樣式第九號及第十號ニ據リ調查書ヲ作成シ支局出張所所屬區域毎ニ人員、持越數量、鹹水禁止最長期日、鹽製造見込高ヲ調查シ之ヲ本局ニ申報スヘシ

第五十九條　省令第十九條ノ期間又ハ期日ハ取締上必要ト認ムル程度ニ於テ支局長之ヲ指定スヘシ

前項ノ期日內ニ鹽ノ納付ヲ終リタルトキハ直ニ其ノ旨ヲ本局ニ申報スヘシ

（樣式省略）

右手續は明治四十三年度に於ける取扱の實蹟に徵し、改正を要するものありしに因り、同四十四年度整理に著手せんとするに臨み左の通改正したり。

專賣局長官達甲第九一七號（明治四十四年四月十三日）

明治四十三年五月十日甲第一一四一號製鹽地整理事務取扱手續中左ノ通改正ス

第三條　本手續ニ關スル文書ハ產地又ハ煎熬場所在市町村別ニ口座ヲ設ケ編綴整理スヘシ但シ同一人ニシテ一取扱官署內二以上ノ產地又ハ市町村ニ關係ヲ有スルトキハ主タル一方ニ合綴整理スヘシ

第五條　本手續ニ關スル文書ハ楷書又ハ行書ニテ明瞭ニ記載スヘシ

訂正ヲ要スル文字ハ傍ニ改記シ其ノ申告又ハ申請ニ因ル訂正ハ朱線ヲ、其ノ他ノ事由ニ因ル訂正ハ黑線ヲ以テ訂正シ訂正ノ箇所ニ關係者ノ認印ヲ要ス

第六條　本手續ニ關スル調查ハ土地ニ在リテハ步（宅地ハ勺）建物ニ在リテハ合、鹽ニ在リテハ斤、鹹水ニ在リテハ升、金額ニ在リテハ厘ニ止メ其ノ以下ハ切捨ツヘシ但シ計算ノ基礎トシテ算

出スルハ此ノ限ニ在ラス

第七條第二項中製鹽場ノ下ニ「主ナル附近市町村名」ヲ加フ

第八條第一項第一號及第三號ヲ左ノ如ク改ム

一　製造者、製鹽地、建物設備器具器械ノ所有者住所氏名

三　製造方法、製鹽地場所及段別

第二十二條中「合計」ノ下ニ「國債及現金ノ區分」ヲ加フ

第二十四條中「申請書受理ノ際ニハ」ノ下ニ「申請事項ハ法規ニ依リ認メラレタルモノナルヤ否」ヲ加フ

第三十五條　支局長ハ法第二條第四號ノ物件ニ就キ實地調査ヲ爲シタルトキハ調査價額ヲ定メ其ノ範圍內ニ於テ申請者ニ對シ協議ヲ爲スヘシ

前項ノ協議ハ調査價額ヲ超ユルニ非サレハ調ヒ難キトキハ事由ヲ詳具シ稟申ノ上更ニ協議ヲ爲スヘシ

前二項ニ依リ協議調ハサルトキハ其ノ旨ヲ申請書餘白ニ記載シ鑑定ノ手續ヲ爲スヘシ

第三十六條　協議ヵ申請ニ依ル交付金額ト同額ヲ以テ調ヒタルトキハ申請書餘白ニ「何月何日協議濟」ノ旨ヲ記載シ申請者ヲシテ認印セシメ其ノ他ノ場合ニハ樣式第六號ノ承諾書ヲ提出セシムヘシ

一申請書記載物件中協議調ハサルモノアルトキハ其ノ物件ニ付テノミ鑑定ノ手續ヲ爲シ他ノ物件ニ付テハ前項ニ依リ申請書ヲ整理シ又ハ承諾書ヲ提出セシムヘシ

第三十六條ノ二　協議又ハ鑑定ニ依ル金額カ調査金額ト異ナルモノハ見積價額、禁止後見込價額又ハ加工後見込價額及交付金額ヲ調査書相當欄ニ朱記シ且全部ニ付協議又ハ鑑定濟ノモノハ調査書表題ノ上部欄外ニ其ノ一部ノモノハ調査書備考欄ニ「鑑定濟」又ハ「協議濟」ノ文字ヲ朱記スヘシ

第三十七條　實地調査ニ際シ調査物件ニ付管理上特ニ指示シタルトキハ其ノ指示事項ヲ調査書ニ附記スヘシ

第三十八條　調査書ハ第二十五條ノ區分毎ニ第三條ニ依リ調査臺帳トシテ合綴整理スヘシ

第四十條　第十三條及第十六條乃至第十九條ハ本調査ニ之ヲ準用ス

第四十四條　省令第十三條ノ鑑定人ニシテ同第十七條ノ規定ニ該當スヘキ者アリト認ムル場合又ハ鑑定人事故ニ因リ鑑定ニ從事スル能ハサル場合ニ於テハ豫備鑑定人中ヨリ鑑定人選定ノ手續ヲ爲シ其ノ鑑定ヲ爲サシムルコトヲ得

省令第十六條ノ鑑定人ニシテ前項ニ該當スル者アリト認ムル場合ニ於テハ支局長ハ情ヲ具シ稟請スヘシ

第四十五條第一項中「標準價格ヲ定メ」ヲ「標準價格ヲ定メシメ」ニ改ム

第四十七條　支局長ハ交付金下付申請ニ對シ調査ヲ終リタルトキハ申請書、同受付簿、標準價格評決書、法第二條第三號賠償金額調書、調査臺帳、鑑定書、承諾書、製造廢止現狀調査簿、製鹽地地圖其ノ他特ニ當事者ヨリ提出シタル關係書類ヲ取扱官署別ニ取揃ヘ十二月末日迄ニ本局ニ到着スル樣進達スヘシ

前項ニ依リ進達スヘキ申請書ニハ第九號樣式ニ據リ交付金集計表ヲ添附スヘシ

第四十八條　省令第九條ニ依リ交付金ノ下付ヲ要セサルニ至リタルモノアルトキハ調査書ニ事由ヲ附記シ本局ニ申報スヘシ但シ一調査書ニ記載シタル物件ノ一部右ニ該當シタルトキハ調査書相當欄ヲ朱抹シ事由ヲ附記シ置クヘシ

第五十八條中「樣式第九號及第十號」ヲ「樣式第十號及第十一號」ニ改ム

（樣式省略）

製鹽地整理は頗る異常の事務に屬し、其の調査は最も複雜にして、且つ取扱上最も公平と正確とを要するのみならず、法定金額の範圍内に於て豫定段別の整理を遂行するを必要とすると同時に、他方圓滿に價格の決定を了して從業者の失業及禁止地の荒廢等を免れしむることを期せざるべからざるを以て、之が實行は寔に容易の業に非ざるなり。是を以て製鹽地整理事務は之を一般專賣事務と區別して、特に支局長をして直接之が調査に當らしむることとし、各管内を多數の調査區域に分ちて各區に二名乃至三名の調査員を指命し、支局長を補助して整理物件の調査に從事せしむることとしたり。

調査物件は土地、建物其の他製鹽設備器具器械等其の關係する處頗る廣く、之に關する調査には特殊の技能鑑識を要するを以て、調査物件の標準價格の決定又は參考に要する調査資料の調製等の爲めには、必要に應じ相當技能ある者を選定囑託することとし、其の選定は主として府縣知事の推擧に賴ることと爲せり。

又交付金を下付すべき物件の價格は之を鑑定に付することとなれるを以て、其の鑑定人の選定に就ては各專賣支局に於て調査員に指名したる吏員以外の專賣官吏二名の外に、稅務官吏一名、公吏又は地方名望家一名、實業家一名、都合五名を以て一組とし、各調査區域毎に豫選の上稟議せしめ、本局に於て詮衡決定したり。

製鹽地整理は民業竝に土地の利用に大なる變革を及ぼし、地方行政に多大の關係あるを以て、著手の初に於て地方長官をして克く整理の趣旨を了解せしめ、之が實行に就き關係人民をして誤解なからしむると共に、禁止後に於ける土地の利用及從業者の轉業等に關し、適當なる指導を爲さしむる要あるを認め、明治四十三年四月地方長官會議席上に於て、大藏大臣は地方長官に對し之に關する訓示を爲せり。又整理事業に就ては各專賣支局長は直接關係者と折衝し、調査の任に當るべきを以て、之をして豫め整理の趣旨、執行の方針等を充分會得せしむるの必要あるを以て、同年五月專賣支局長會議を開催し、大藏大臣は專賣支局長に對し實行上に關する詳細なる心得を訓達し、施行上遺算なからしめんことを期したり。

製鹽地整理の事たる嘗て前例なき特殊の事業に屬するを以て、其の調査の方法及計畫の如き先例の據て以て參考に供すべきものなく、更に製鹽狀態の多樣にして其の方法の多岐なるに伴ひ、其の調査事項の複雜なること殆ど名狀すべからざるものあり、殊に本事業は當業者の利害に最も緊切なる關係を有するを以て、其の調査は又最も精密と公平とを期せざるべからず。斯くて本事業の實施は頗る困難にして且つ愼重を要するものありしと雖も、而も交付金の給付に關しては會計法の關係上其の年度内に之が終局を期せざるべからざるを以て、專賣局に於ては調査の進行過程を豫定するの必要を認め、調査を準備調査、豫備調査、本調査の三期に分ちて實行することとしたり。即ち先づ五月

初旬を以て關係出張所長を各專賣支局に召集して調査の方針を示し、同月中旬調査員を指定して調査物件に對する標準價格の評決に必要なる資料の蒐集に從事せしめ、六月初旬其の資料及調査上必要の書類を携帶して支局管内に於て豫め指定せる主要産地に集會せしめ、本局監督員之に參加して調査に關する諸般の打合を爲さしめ、之が統一を圖ると共に疑義の解決を爲し、且つ實地に就きて調査の演習を遂げ、歸任後直に標準價格を評決し本局に送付して査閲を求めしむることとせり。之を準備調査と爲す。續いて六月中旬より九月末迄の間を豫備調査の期間に充て、此の期間に於て交付金見込額を確定することと爲し、專賣支局長は調査員を指導して全部に亙り詳細調査を爲し、後日本調査に際しては豫備調査後の變更に就きて再調査すれば足る迄に精査し、本局よりは別に監督員を派して實地に就き其の調査の正否を監査せしめ、以て調査上遺算なきを期したり。斯くて十月初旬鑑定人の選定を終へ、交付金下付申請書の受理と共に本調査に著手し、協議を要するものは協議を遂げ、或は鑑定人を召集して鑑定に從事せしめ、以て十一月中に調査を終了することとしたり。而して此の期間に至りても更に本局監督員をして一切の取扱書類に就き監査を遂げしめ、本局へ提出後に於て補正等の手數を見るが如きことなからしめ、以て十二月末日迄に調査關係書類を本局に進達せしむることと爲せり。斯くて本局に在りては翌年一月より各支局提出に係る調査關係書類の審査を遂げ、鑑定に付したるものに在りては調査價格と鑑定價格とを對照審査して其の價格を決定し、之を當該申請者に通知し、之に對し異議なきものに在りては直に交付金給付の手續を爲し、以て年度内に整理事業を完結するの計畫を立て、兩年度整理とも大體に於て右計畫の如く遂行することを得たり。

以上の如き計畫に基き各專賣支局に於て調査の結果、本局に對して交付金の下付を申請したる件數は、明治四十三年度に在りては鹽又は鹹水製造に對するもの九千六百七十九件、製鹽地に對するもの七千三百九十件、建物・設備・器具・器械に對するもの三千五百三十六件の多きに上れり。而して交付金額の決定は、明治四十三年度に在りては鹽又は鹹水製造に對するもの千百十二件、製鹽地に對するもの千三百三十四件、建物・設備・器具・器械に對するもの二萬五千二百二十七件にして、同四十四年度に在りては鹽又は鹹水製造に對するもの千百十二件、製鹽地に對するもの千三百三十四件、建物・設備・器具・器械に對するもの三千五百三十六件の多きに上れり。而して交付金額の決定は、明治四十三年度に關係申請者五千百六十六人、同四十四年度に同千九十人に對し何れも決定通知を爲したるに、明治四十四年度分に於ては異議の申立を爲したるもの七名あり、仍て大藏大臣は直に再鑑定に付し價額を裁定せしに、同四十三年度分に於ては異議の申立を爲したるものなかりしも、内三名は尚ほ之を不服として行政訴訟を提起したり。右出訴に至りしは靑森縣淺蟲に於ける製鹽關係者にして、交付金申請額四萬八千餘圓に對し大藏大臣裁定額は八千餘圓に過ぎざりしも、行政裁判所に於て判決の結果更に二千餘圓を增加給付することとなれり。右不服申立の分を除けば、其の他は總て價額の協議調ひ、其の確定に伴ひて直に交付金の給付額を調定し、各申請者に對して給付の手續を爲したり。

第二項　整理實蹟

明治四十三年度及四十四年度の兩次に於ける整理の結果、製鹽を禁止せられたる土地の製鹽場數、製造人員・製鹽地段別・鹽生産高等に就き、各禁止期日（九月三十日）現在の狀況を示せば左表の如し。

（一）　製鹽方法別製造人員・場數・段別及生産高表

明治四十三年度整理

區分	製鹽方法	製造人員	製鹽場數	製鹽地段別	生產許可高	生產高 鹽	生產高 鹹水
鹽製造	入濱鹽田製鹽	四、六二三	一、七一九	八二六・八〇一一町	五五、三六八、三一八斤	三九、九九三、二三五斤	—石
	揚濱鹽田製鹽	六、五一二 *四	三、三三八	三三九・二〇二五	一三、三三四、六八三	四、四八九、〇六二	九〇六
	流動式鹽田製鹽	— *一	—	・三〇二〇	三〇、〇〇〇	三一、〇六〇	—
	枝條架製鹽	七	五	—	三、三五二、二三一	一、八五九、六四〇	—
	海水製鹽	五六九	一二〇	—	二、六五二、一三七	四、二八六、四九三	—
	同上（機械製鹽）	五	五	—	一三、七七八、二〇〇	四、二六三、〇〇二	—
	買入鹹水製鹽	五 *一	五	—	一、〇四三、〇三〇	三三七、一一五	—
	鹽土製鹽	一	一	—	三〇、〇〇〇	二四、三四〇	—
	鹹泉製鹽	四六	二	・〇二〇五	二四、九八〇	一九、四九五	—
	計	一一、七六七 *六	五、一九五	一、一六六・三四〇一	九七、六一二、五七九	五五、二九四、四四二 外 七五二、八〇八	九〇六
鹹水製造	入濱鹽田	六五	—	九・一五一二	八、三〇四石		五、四四三
	揚濱鹽田	三六二	—	一六・七〇一八	二一、九七八		一三、〇五三
	計	四二七	—	二五・八六〇〇	三〇、二八二		一七、四九六
合計		一二、一九四 *六	五、一九五	一、一九二・二〇〇一		五五、二九四、四四二 外 七五二、八〇八	一八、四〇二

明治四十四年度整理

區分	製鹽方法	製造人員	製鹽場數	製鹽地段別	生產許可高	生產高 鹽	生產高 鹹水
鹽製造	入濱鹽田製鹽	九一八	五〇三	五五五・六九二三町	六三、一一〇、一四一斤	五一、三六四、二一七斤	二、三七三石
	揚濱鹽田製鹽	二九〇	九八	二二・二九〇〇	一、七〇五、二〇〇	一、三〇六、五七七	
	計	一、二〇八	六〇一	五七七・九八二三	六四、八一五、三四一	五二、六七〇、七九四 外 一三五、七一四	二、三七三
鹹水製造	計	—	—	—	—	—	—
合計		一、二〇八	六〇一	五七七・九八二三		五二、六七〇、七九四 外 一三五、七一四	二、三七三

兩年度整理通計

區分	製鹽方法	製造人員	製鹽場數	製鹽地段別	生產許可高	生產高 鹽	生產高 鹹水
鹽製造	入濱鹽田製鹽	五、五四〇	二、二二二	一、三八二・五〇〇四町	一一八、四七八、四五九斤	九一、三五七、四五二斤	二、三七三石
	揚濱鹽田製鹽	六、八〇二 *四	三、四三六	三六一・四九二五	一五、〇三九、八八三	五、七九五、六三九	九〇六
	流動式鹽田製鹽	— *一	—	・三〇二〇	三〇、〇〇〇	三一、〇六〇	—
	枝條架製鹽	七	五	—	三、三五二、二三一	一、八五九、六四〇	—
	海水製鹽	五六九	一二〇	—	二、六五二、一三七	四、二八六、四九三	—
	同上（機械製鹽）	五	五	—	一三、七七八、二〇〇	四、二六三、〇〇二	—
	買入鹹水製鹽	五 *一	五	—	一、〇四三、〇三〇	三三七、一一五	—
	鹽土製鹽	一	一	—	三〇、〇〇〇	二四、三四〇	—
	鹹泉製鹽	四六	二	・〇二〇五	二四、九八〇	一九、四九五	—
	計	一二、九七五 *六	五、七九六	一、七四四・三三二四	一六二、四二七、九二〇	一〇七、九六五、二三六 外 八八八、五三二	三、二七九
鹹水製造	入濱鹽田	六五	—	九・一五一二	八、三〇四石		五、四四三
	揚濱鹽田	三六二	—	一六・七〇一八	二一、九七八		一三、〇五三
	計	四二七	—	二五・八六〇〇	三〇、二八二		一七、四九六
合計		一三、四〇二 *六	五、七九六	一、七七〇・一八二四		一〇七、九六五、二三六 外 八八八、五三二	二〇、七七五

（備考）一、製造人員・製鹽場數・許可段別・生產許可高は、明治四十三年度整理に在りては同年九月末日現在を、明治四十

四年度整理に在りては同年九月末日現在を掲上し、生産高は明治四十一年・同四十二年の平均數量を、外書は自家用鹽を掲上す。

二、＊印を附したる製造人員は一人にて數製鹽方法を兼ぬるものの兼業に屬する分にして外書とす。

（二）市町村別製造人員・場數・段別及生産高表

明治四十三年度整理

府縣	郡	市町村	製造人員 鹽製造者	製造人員 鹹水製造者	製造人員 計	製鹽場數	製鹽地段別	生産高 鹽	生産高 鹹水
千葉	市原	八幡町	六	—	六	六	町 八・一〇三〇	斤 九六、八六〇	石 —
		五井町	一	—	一	一	一・一二七二	三四、八二〇	—
		計	七	—	七	七	九・二三〇二	一三一、六八〇	—
	夷隅	東海村	一五五	—	一五五	一五五	—	一五四	—
		長者町	五	—	五	五	—	—	—
		計	一六〇	—	一六〇	一六〇	—	一五四	—
	長生	太東村	九八	—	九八	九八	—	八、九九一	—
		東浪見村	二〇六	—	二〇六	二〇六	—	一四、四三〇	—
		一宮町	九三	—	九三	九三	—	四、八六八	—
		一松村	九八	—	九八	九八	—	一六三	—
		白潟村	一六	—	一六	一六	—	—	—
		計	五一〇	—	五一〇	五一〇	—	二八、四五一	—
	海上	飯岡町	三	四	七	三	—	五、四八八	九四
		三川村	八	—	八	八	—	三四五	一
		富浦村	一	—	一	一	—	—	—

府縣	郡	市町村	製造人員 鹽製造者	製造人員 鹹水製造者	製造人員 計	製鹽場數	製鹽地段別	生産高 鹽	生産高 鹹水
千葉	海上	計	一二	四	一六	一二	—	五、八三三	九五
	山武	緣海村	二	—	二	二	—	—	—
	計		六九一	四	六九五	六九一	九・二三〇二	一六六、一一八	九五
神奈川	久良岐	金澤村	七八	—	七八	三七	五・〇二〇八	一〇六、二六五	—
		六浦荘村	六四	—	六四	五五	四・一三〇四	六八、二六一	—
		計	一四二	—	一四二	九二	九・一五一二	一七四、五二六	—
	橘樹	大師河原村	一三	—	一三	一三	一五・八三一九	二七一、四二六	—
	三浦	武山村	二	—	二	二	一・〇二〇九	二五〇	—
	計		一五七	—	一五七	一〇七	二六・〇〇四〇	四四六、二〇三	—
茨城	那珂	前渡村	三	—	三	四	・二九〇〇	四、二〇六	—
		村松村	*一 一	—	*一 一	一	・二八〇〇	二三〇	—
		平磯町	一	—	一	一	—	—	—
		計	*一 五	—	*一 五	六	・五七〇〇	四、四三六	—
	多賀	松原町	八	—	八	八	—	一、七六三、九八〇	—
		松岡村	一	—	一	一	—	一一、四八〇	—
		北中郷村	三	—	三	三	—	六八六、五〇〇	—
		坂上村	三三	—	三三	五	三・三五〇五	一八、二七一	—
		國分村	三〇	—	三〇	四	二・二〇〇〇	一四、〇〇五	—
		日立村	九〇	—	九〇	一〇	四・九三三四	一〇、九八三	—
		高鈴村	一九	—	一九	四	一・三六一〇	四、七六六	—
		計	一八四	—	一八四	三五	一一・八五〇九	二、五〇九、九八四	—
	計		*一 一八九	—	*一 一八九	四一	一二・四二〇九	二、五一四、四二〇	—
		窪田村	六	—	六	四	—	二七四、六七〇	—

							町	斤	石
福島	石城	鮫川村	一	—	一	一	—	一三、八五〇	—
		泉村	三〇	—	三〇	四	九・二一〇一	一〇、七〇八	—
		小名濱町	八	—	八	三	・五〇〇〇	一、七七三、八四〇	—
		江名村	六七	—	六七	九	六・三六一六	六九、三八三	—
		豐間村	七九	—	七九	一二	一〇・四九〇六	五四、〇九三	—
		高久村	五〇	—	五〇	五	・三三二五	一九、三三四	—
		大浦村	三	—	三	一	・七〇〇〇	—	—
		四ッ倉町	一	—	一	一	—	二一五	—
	計		二四五	—	二四五	四〇	二六・四九〇八	二、二二六、〇八三	—
	雙葉	久ノ濱町	五三	—	五三	五	—	一五、〇四三	—
		廣野村	一五	—	一五	四	—	三九〇、九七三	—
		龍田村	三三	—	三三	三	—	一二、六二五	—
		富岡町	五六	—	五六	五	一・九五一三	六、八〇〇	—
		熊野村	三六	—	三六	四	—	九、九四二	—
		新山村	一三	—	一三	一	・四一〇四	三、〇六八	—
		請戸村	一一〇	—	一一〇	一二	二・八一二六	四〇、九三四	—
		幾世橋村	四六	—	四六	六	・九三〇〇	七、七九六	—
		計	三五九	—	三五九	四〇	六・二一〇三	四八七、一七一	—
	相馬	新地村	六〇	—	六〇	一一	一六・一三三三	六一、〇三七	—
		駒ヶ嶺村	一一七	—	一一七	一七	三三・八四一九	三七八、五三六	—
		松ヶ江村	一〇四	—	一〇四	二七	一九・四八〇五	八一、四六〇	—
		飯豐村	九七	—	九七	三〇	一九・八一二五	二、九三八	—
		大甕村	三〇	—	三〇	四	四・五〇〇〇	五、一一五	—
		福浦村	一四七	—	一四七	二〇	二五・〇二〇九	二五、八八三	—
		計	五五五	—	五五五	一〇九	一〇八・八〇一一	五五四、九六九	—
	南會津	伊北村	四五	—	四五	一	・〇二〇五	二〇、八三五	—
	計		一、二〇四	—	一、二〇四	一九〇	一四三・四三二七	三、二七九、〇五八	—
秋田	川邊	濱田村	一五	—	一五	一五	三・七二二七	一三、四〇〇	—
	由利	道川村	五四	—	五四	五三	四・七四一五	三七、一五〇	—
		下濱村	三六	—	三六	一八	・九四一七	一四、四六〇	—
		計	九〇	—	九〇	七三	五・六九〇二	五一、六一〇	—
	計		一〇五	—	一〇五	八八	九・四一一九	六四、〇一〇	—
山形	西田川	念珠關村	二	—	二	二	—	六五、六七〇	—
宮城	亘理	荒濱村	一一	—	一一	三	四・六五一四	七、〇七八	—
		逢隈村	一八	—	一八	五	六・九二二四	三一、七六五	—
		吉田村	五三	—	五三	一〇	二〇・三四一三	七六、九九四	—
		計	八一	—	八一	一八	三一・九二二一	一一五、八三七	—
	桃生	大川村	六六	—	六六	九	一三・七七二二	一三五、七三三	—
	本吉	氣仙沼町	四九	—	四九	一二	一四・〇八二七	六二一、五七八	—
		松岩村	一四	—	一四	二	二・七二〇一	二四、二九七	—
		鹿折村	四七	—	四七	一一	一〇・六六二一	四〇五、七一二	—
		唐桑村	八	—	八	一	—	一三、〇三三	—
		戸倉村	三八	—	三八	二	—	一〇九、三四八	—
		十三濱村	二六	—	二六	一	—	五、三三〇	—
		計	一八二	—	一八二	二九	二七・四七一九	一、一七九、二八七	—
	計		三三九	—	三三九	五六	七三・一八〇二	一、四三〇、八四六	—

岩手	氣仙	大舟渡村	一一	—	一一	二	町 一・二六二七	斤 九一、九二四	石 —
		赤崎村	四四	—	四四	三	一・四〇三三	二六、五六四	—
		綾里村	一六	—	一六	一	—	三九、四〇九	—
		越喜來村	二六	—	二六	三	—	一七四、三八九	—
		吉濱村	六	—	六	一	—	五〇、〇四六	—
		唐丹村	七	—	七	一	—	—	—
		計	一一〇	—	一一〇	一一	二・六七三〇	三八二、三三二	—
	上閉伊	釜石町	二	—	二	二	—	二四、五八〇	—
		鵜住居村	四	—	四	四	—	一五九、五四七	—
		大槌村	五	—	五	一	—	一六、七七三	—
		計	一一	—	一一	七	—	二〇〇、八九九	—
	下閉伊	重茂村	六二	—	六二	六	—	一五三、〇七八	—
		田老村	二三	—	二三	二	—	一五、〇〇八	—
		小本村	一三	—	一三	一	—	—	—
		田野畑村	四一	—	四一	五	—	一〇九、四〇五	—
		普代村	三八	—	三八	五	—	七六、四一三	—
		計	一七七	—	一七七	一九	—	三五三、九〇四	—
	九戸	野田村	五	—	五	五	—	六一、〇六四	—
		侍濱村	五	—	五	七	—	二六九、四八〇	—
		中野村	七	—	七	九	—	三八五、七六〇	—
		種市村	一七	—	一七	一九	—	三三六、八八三	—
		計	三四	—	三四	四〇	—	一、〇五三、一八七	—
	計		三三二	—	三三二	七七	二・六七三〇	一、九九〇、三二二	—

青森	三戸	階上村	五	—	五	五	—	六一、〇六三	—
		鮫村	一	—	一	一	—	九、八六〇	—
		計	六	—	六	六	—	七〇、九二三	—
	東津輕	野内村	一	—	一	一	—	四〇三、八六〇	—
	計		七	—	七	七	—	四七四、七八三	—
新潟	中頸城	八千浦村	四〇	—	四〇	三五	一・一五〇七	七〇七	—
		潟町村	一三	—	一三	一三	・三九〇八	三、五二九	—
		柿崎村	五〇	—	五〇	四八	一・五九〇一	八、四二七	—
		計	一〇三	—	一〇三	九五	三・一三一六	一二、六六三	—
	西頸城	大和川村	七七	—	七七	五三	二・八二一三	三、四七五	—
		糸魚川村	五九	—	五九	二九	四・一一〇〇	—	—
		計	一三六	—	一三六	八一	六・九三一三	三、四七五	—
	西蒲原	角田村	一三六	—	一三六	二七	六・〇七〇〇	七三、四二七	—
		浦濱村	一〇	—	一〇	二	・一七〇〇	四、〇二六	—
		計	一四六	—	一四六	二九	六・二四〇〇	七七、四五三	—
	三島	寺泊町	九〇	—	九〇	二八	四・三七二八	六四、三二七	—
	佐渡	河崎村	一二九	—	一二九	一〇四	七・一一一七	五〇〇、〇七八	—
	計		六〇三	—	六〇三	三三七	二七・七九一四	六五七、九九六	—
長野	下伊那	大鹿村	一	—	一	一	—	—	—
	渥美	田原町	六七	—	六七	六五	九・四〇〇七	一六八、五〇六	—
		泉村	二	—	二	二	・三四〇〇	三、三〇〇	—
		福江町	四〇	—	四〇	四〇	二・〇一二八	一八、七四〇	—
		計	一〇九	—	一〇九	一〇七	一一・七五三五	一九〇、五四六	—

							町	斤	石
愛知	寶飯	大塚村	*一	―	*一	―	・三〇三〇	三三、〇六〇	―
	知多	成岩町	一二	―	一二	三	五・八三〇七	六一五、五五三	―
		常滑町	一	―	一	一	三・三七〇六	二六八、四六六	―
		野間村	一	―	一	一	・三八六八	三、四〇三	―
		計	一三	―	一三	五	九・五八八一	八八五、四三〇	―
	碧海	大濱町	一三六	―	一三六	一七	一三・九四〇二	一、二六九、四一三	―
		棚尾村	一九	―	一九	二	二・二二一五	二〇五、一一三	―
		計	一五五	―	一五五	一九	一六・一五一七	一、四七二、五三四	―
	計		*一 二八七	―	*一 二八七	一三一	三七・八〇一三	二、五七〇、五五〇	―
三重	多氣	東黒部村	九七	―	九七	九九	四三・九二三〇	四、三八五、六三三	―
		下御糸村	二	―	二	二	一・九八一三	四五、九〇〇	―
		計	九九	―	九九	一〇一	四五・九一〇三	四、四二九、五三三	―
	飯南	西黒部村	四〇	―	四〇	四二	二〇・二二一八	二、三三一、二二五	―
	度會	濱郷村	八三	―	八三	一一	二五・五五三五	一、八五〇、八九五	―
		神社町	三四	―	三四	五	一〇・七五一三	一、一三〇、〇九五	―
		計	一一七	―	一一七	一六	三六・三一〇八	二、九七〇、九九〇	―
	計		二五六	―	二五六	一五九	一〇三・四三三九	九、六三一、七三八	―
靜岡	小笠	池新田村	二一二	―	二一二	一七	八・三八〇〇	二一、五六七	―
		佐倉村	九	―	九	二	・三三〇〇	二五五	―
		大須賀村	八九	―	八九	四	三・八一〇〇	四、二五五	―
		大淵村	一四六	―	一四六	七	五・七〇〇〇	六、六九四	―
		三濱村	七九	―	七九	八	三・一五〇〇	二、九八〇	―
		三俣村	三七	―	三七	四	一・四八〇〇	一、四三八	
		千濱村	一四四	―	一四四	一三	五・六七〇〇	九、五〇三	
		計	七一六	―	七一六	五五	二八・五一〇〇	三六、七〇〇	
	榛原	地頭方村	一三〇	二	一四一	一三〇	二・二〇三三	六二、八八四	一七八
		相良町	五〇 *三	一八九	二三九 *三	五〇	六・二二一四	一九九、六一〇	三六〇
		川崎町	一〇八 *一	三七	一四五 *一	一〇七	七・五三二七	二四〇、七四五	六八三
		吉田町	三六	―	三六	三〇	一・四四〇〇	二九、〇五一	―
		計	三二四 *四	二四七	五六一 *四	三〇七	一七・三八二三	五三二、二九〇	一、二二一
	志田	吉永村	一六二	―	一六二	一一	六・四七〇五	五九、九四三	―
		和田村	二八	―	二八	三	一・〇七二五	三、三七三	―
		東益津村	六〇	―	六〇	一五	・八六二八	四、〇三〇	―
		計	二五〇	―	二五〇	二九	八・四一二八	六七、三四六	―
	庵原	蒲原町	一〇	―	一〇	一	・三二〇〇	五、八二六	―
		不二見村	五三	―	五三	五	一・五三二五	一四、四四〇	―
	安倍	久能村	三三	―	三三	二八	一二・四二〇九	四六、四七三	―
		計	二七四	―	二七四	三三	一三・九三二四	六〇、九一三	―
	濱名	雄踏村	一	―	一	一	―	二七九、二六四	七四
		篠原村	―	六〇	六〇	―	八・一九二五	―	五、三六八
		舞坂町	―	五	五	―	・九一五七	―	―
		計	一	六五	六六	一	九・一五一三	二七九、二六四	五、四四二
	計		一、五六五 *四	三一二	一、八七七 *四	四二六	七六・七一二七	九八二、三三八	六、六六三
	丹生	城崎村	二七	―	二七	二	一・一九三一	九五、二七七	―
	坂井	鷹巣村	一	―	一	一	・〇六一四	三、三八〇	―
		雄島村	四	―	四	四	・三四三四	一〇、三〇七	―

福井		北潟村	二九	—	二九	二九	三・〇八一八町	六八、六八〇斤	—石
		計	三四	—	三四	三四	三・四九二六	八三、三六七	—
	三方	西田村	三四	—	三四	二一	一・七二〇五	一三〇、三七五	—
		山東村	一二	—	一二	一二	一・二二二五	四九、六二三	—
		計	四六	—	四六	三三	二・九三〇〇	一六九、九八七	—
	遠敷	内外海村	五	—	五	五	・四八二七	三五、八一五	—
		計	一一二	—	一一二	八三	八・二二一四	三八三、四四六	—
石川	能美	御幸村	一七	—	一七	一七	一・六九二三	六四、六一六	—
	鳳至	劍地村	七	—	七	七	・六八二一	五六、〇三一	—
	鹿島	東島村	三八	—	三八	六	一・二四〇四	四三、六〇三	—
	羽咋	南大海村	四	—	四	二	・六八〇七	四、六九一	—
		樋川村	一	—	一	一	・一五二七	二〇、九八五	—
		柏崎村	六	—	六	五	一・三二二六	三、四九四	—
		羽咋町	六	—	六	三	・三九二二	二、三六〇	—
		一宮村	一	—	一	一	・一〇一五	五、一三〇	—
		上甘田村	三三	—	三三	二三	二・九九〇三	九二、九八九	—
		中甘田村	六九	—	六九	五八	九・四二〇六	三三三、五四三	—
		高濱町	一九	—	一九	一七	三・三七〇六	九三、七五四	—
		志加浦村	三三	—	三三	三三	四・六三二六	三〇四、七六二	—
		富來村	三	—	三	三	・五九〇五	一七、五五三	—
		東増穂村	五五	—	五五	五〇	九・三八二二	三一七、三四一	—
		計	二三〇	—	二三〇	一九六	三二・九六二三	一、一九五、五九二	—
	江沼	篠原村	六六	—	六六	六四	四・五四二九	一三三、三八〇	—

		計	三五八	—	三五八	二九〇	四一・一四〇〇	一、四八[illegible]	—
京都	加佐	神崎村	一七三	—	一七三	一〇七	一一・八一一三	二六、五七〇	—
		由良村	一一	—	一一	八一	二・二五三四	五、三六四	—
		計	一八四	—	一八四	一八八	一四・〇七一六	三一、九三四	—
和歌山	海草	紀三井寺村	二	—	二	七	一八・五七二六	二、〇八五、四四〇	—
		宮前村	—	—	—	二	四・四一一三	二九〇、九六〇	—
		黒江町	四	—	四	四	五・二三二四	二二四、三六四	—
		日方町	一	—	一	二	三・八六一一	二〇八、八二三	—
		大崎村	一五	—	一五	八	三・〇四〇〇	八三、九八四	—
		計	二二	—	二二	二三	三五・一二一三	二、八八三、五七一	—
	西牟婁	新庄村	一七九	—	一七九	一五一	七・二五〇九	四四六、八六四	—
		湊村	二	—	二	二	・〇九〇〇	九、四八二	—
		計	一八一	—	一八一	一五三	七・三四〇九	四五六、三四六	—
	計		二〇三	—	二〇三	一七六	四二・四六二二	三、三三九、九一七	—
鳥取	岩美	東村	二六	—	二六	二七	・九六〇〇	二、九七六	—
愛媛	北宇和	高近村	一	—	一	一	四・五九〇一	三三一、五二〇	—
	西宇和	三瓶村	一	—	一	一	二・〇五二一	二一六、九五〇	—
	計		二	—	二	二	六・六四二二	五四八、四七〇	—
	安藝	西分村	二	—	二	一	・二〇〇〇	二八四	—
		穴内村	七五	—	七五	四五	一一・八三一三	七〇、一三六	—
		安藝町	三八	—	三八	三	三・二七〇三	一〇、二四五	—
		伊尾木村	二五	—	二五	一六	一・八八〇〇	三、四一七	—
		安田村	四〇	—	四〇	一八	・九四二六	八、九六六	—

							町	斤	石
高知		田野村	五	—	五	二	・四六〇〇	—	—
		羽根村	一三	—	一三	一二	一・三〇〇〇	二、七四八	—
		吉良川村	二	—	二	一	一・二〇〇〇	—	—
		室戸村	三	—	三	二	一・二〇〇〇	一、九八四	—
		計	二〇三	—	二〇三	一二八	三・二九一三	九七、七八〇	—
	香美	吉川村	一五	—	一五	一四	一・〇六一八	二一、三六三	—
		三島村	三八	—	三八	一五	一・六一三五	五、九三三	—
		前濱村	一五四	—	一五四	八七	四・一五〇一	九八、三五七	—
		計	二〇七	—	二〇七	一一六	六・八三二四	一三五、六四三	—
	吾川	諸木村	一	—	一	一	・〇七〇〇	二〇〇	—
		秋山村	八八	—	八八	六一	六・一六〇〇	六一、七三六	—
		仁西村	三四	—	三四	二八	二・九三〇六	一二、四三四	—
		計	一二三	—	一二三	九〇	九・一五〇六	七三、三七〇	—
	高岡	新居村	一一〇	—	一一〇	九	五・五〇〇〇	八八、六八八	—
		興津村	二四	—	二四	一八	・五七一八	三〇、〇六〇	—
		計	一三四	—	一三四	二七	六・〇七一八	一一八、七四八	—
	長岡	三和村	三〇八	—	三〇八	二一七	一一・四三三八	一九一、〇二八	—
		十市村	一四七	一一一	二五八	一二八	二〇・六七三九	六〇四、八八三	二、六四一
		三里村	一二七	—	一二七	一二五	一三・九〇三〇	六五、〇七三	—
		計	五八二	一一一	六九三	四七〇	四五・〇三一七	八六〇、九八三	二、六四一
	幡多	白田川村	二四	—	二四	三	・一九〇三	九、一二〇	—
		七郷村	三六	—	三六	一〇	・五〇一八	一八、四六〇	—
		入野村	一〇一	—	一〇一	八〇	四・六一二〇	一四一、一〇〇	—

高知	幡多	田ノ口村	九四	—	九四	三二	一・三二三二	[illegible]	—
		下田村	八	—	八	二	・二六一八	六〇〇	—
		計	二六三	—	二六三	一四六	六・八〇一一	二〇一、三八〇	—
	計		一、五一二	一一一	一、六二三	九六七	九六・一八一八	一、四七七、九〇三	二、六四一
福岡	糟屋	箱崎町	一	—	一	一	—	一、九三五、八一〇	—
		和白村	二五	—	二五	八	五・六二〇八	六一、二六三	—
		計	二六	—	二六	九	五・六二〇八	一、九九七、〇七三	—
		福岡市	一	—	一	一	—	二四、三四〇	—
	糸島	加布里村	五四	—	五四	一〇	六・九一〇三	四三四、六一三	—
		福吉村	四五	—	四五	四	二・一七三三	六八、六七四	—
		今宿村	八三	—	八三	一四	一三・二〇一二	七一〇、〇五〇	—
		計	一八二	—	一八二	二八	二二・二九〇六	一、二一三、三三六	—
	計		二〇九	—	二〇九	三八	二七・九〇一四	三、二三四、七四八	—
佐賀	西松浦	牧島村	五九	—	五九	八	八・〇五三三	四〇八、八〇五	—
		東山代村	四七	—	四七	九	一一・四六〇四	二四八、三三五	—
		黒川村	一	—	一	一	一・二二一八	—	—
		計	一〇七	—	一〇七	一八	二〇・七三一五	六五七、一三〇	—
	東松浦	滿島村	一	—	一	一	—	二八〇、六八〇	—
	計		一〇八	—	一〇八	一九	二〇・七三一五	九三七、八一〇	—
	南高來	口ノ津村	一	—	一	一	二・〇七〇〇	一一五、九七〇	—
		安中村	一	—	一	一	—	—	—
		計	二	—	二	二	二・〇七〇〇	一一五、九七〇	—
		眞津山村	七二	—	七二	八	九・五九〇〇	三九四、六五九	—

府縣	郡	町村						
						町	斤	石
長崎	北高來	戸石村	一	—	一	一	二・五〇一五	四〇、〇五三	—
		計	七三	—	七三	九	一二・〇九一五	四三四、七二一	—
	西彼杵	時津村	五〇	—	五〇	八	九・四二一九	五九七、一三七	—
		長與村	二	—	二	二	三・九九〇六	三三一、五七〇	—
		喜々津村	二八	—	二八	四	五・四一〇六	二三九、六〇五	—
		大串村	一	—	一	一	一・一〇二八	四三、二八〇	—
		計	八一	—	八一	一五	一九・九三三九	一、二〇一、五九三	—
	東彼杵	川棚村	四八	—	四八	一〇	一四・七三三六	一、一七四、七六三	—
		宮村	七	—	七	一	・七八一八	一六、八八八	—
		廣田村	九	—	九	八	一三・四五一三	一、五七九、二一七	—
		江上村	四	—	四	二	三・九〇三	三六四、一一七	—
		計	六八	—	六八	二一	三三・八八一八	三、一三四、九八五	—
	北松浦	佐々村	四九	—	四九	一五	一八・七八〇六	一、五七八、九三九	—
		福島村	二	—	二	二	三・四二一六	一五四、七九八	—
		計	七〇	—	七〇	一七	二二・二〇〇三	一、七三三、七三七	—
	計		二九三	—	二九三	六四	八九・一八〇四	六、六二〇、九九五	—
大分	南海部	佐伯町	五	—	五	六	一〇・六二〇六	一、三六三、二六八	—
(熊本)	天草	龜場村	三五	—	三五	七	八・四三三〇	八四三、五三八	—
		楠浦村	一三三	—	一三三	三一	一〇・四六二六	八二八、三七三	—
		志柿村	五八	—	五八	九	五・九七三五	三一二、六五五	—
		御領村	一二一	—	一二一	二三	六・四一一二	二七五、六五五	—
		中田村	七	—	七	一	・六三二九	一三、九六六	—
		阿村	四六	—	四六	二〇	一三・七五〇一	九八〇、六七五	—
		今津村	五	—	五	一	・九八二五	二七、三六七	—

府縣	郡	町村						
熊本	(天草)	大浦村	六四	—	六四	二	五・三三〇八	三五三、五〇八	—
		須子村	四八	—	四八	五	一・九七二八	一一七、四七四	—
		中村	七	—	七	五	三・五〇〇九	二四六、六八六	—
		登立村	三七	—	三七	一六	六・一六一六	三三七、四九六	—
		維和村	三	—	三	二	三・六七一三	二六九、七九〇	—
		計	五六三	—	五六三	一三〇	六七・三一一三	四、五九六、一六八	—
	宇土	戸馳村	三五	—	三五	九	八・一八〇〇	六二八、二一〇	—
	葦北	水俣村	一五七	—	一五七	一〇四	三一・九四二九	二、四六六、七九九	—
		津奈木村	一三	—	一三	二	一・五六一三	五八、八一一	—
		計	一七〇	—	一七〇	一〇六	三三・五一一一	二、五二五、六一〇	—
	計		七六八	—	七六八	二四五	一〇九・〇一〇三	七、七四九、九八八	—
宮崎	東臼杵	恆富村	三三	—	三三	五	八・一九〇三	六二、三三九	—
	宮崎	廣瀬村	一七八	—	一七八	一七八	二五・〇四一九	一六、四九四	—
	兒湯	高鍋町	五一	—	五一	一六	一・二七一三	九、九二一	—
		富田村	二三三	—	二三三	三四	一〇・四九二八	九二、九四四	—
		川南村	四〇	—	四〇	四	五・九九一一	二四、二九三	—
		計	三二四	—	三二四	五四	一七・七六三三	一二七、一五八	—
	南那珂	福島村	八八	—	八八	七三	八・五八一六	二九三、八五九	—
		北方村	八〇	—	八〇	四四	八・四一一〇	一五七、〇九四	—
		本城村	二六	—	二六	一三	二・五五一七	五六、〇〇三	—
		細田村	一四一	—	一四一	一三	一六・二八〇四	二七七、一五八	—
		南郷村	一六	—	一六	一六	四・一二一九	二三、六二九	—
		市木村	一〇	—	一〇	一〇	・五六〇六	三、九三四	—
		鵜戸村	一三	—	一三	一三	・八四三〇	一、四〇八	—

府縣	郡	町村	1	2	3	4	5	6	7
		計	三七三	—	三七三	二八九	町 四一・三七〇三	斤 八二三、〇八五	石 —
	計		九〇八	—	九〇八	五二六	九三・三七一五	一、〇一八、〇六六	—
鹿兒島	肝屬	東串良村	四一	—	四一	一三	二・九五三〇	七六、一九三	—
	囎唹	大崎村	三一	—	三一	一一	三・〇四三三	五八、六五一	—
		東志布志村	八	—	八	八	・九五〇〇	六、六〇六	—
		計	三九	—	三九	一九	三・九九三三	六五、二五七	—
	揖宿	頴娃村	一五〇	—	一五〇	三三	四・〇六二四	一二八、一八二	—
	日置	西市來村	一七三	—	一七三	二一	一七・六六一九	六六八、四九七	—
		串木野村	四四七	—	四四七	五六	三八・九四三三	一、四〇一、〇八一	—
		計	六二〇	—	六二〇	七七	五六・六一一一	二、〇六九、五七八	—
	薩摩	高城村	五	—	五	六	五・九七〇六	七〇、五〇一	—
		高江村	三二	—	三二	六	二・九六〇三	一六、一五八	—
		計	三七	—	三七	一二	八・九三〇八	八六、六五九	—
	出水	中田水村	五	—	五	五	四・九四一〇	一二六、〇七三	—
		阿久根村	一一三	—	一一三	五三	五・八一〇九	二九七、八六三	—
		計	一一八	—	一一八	五八	一〇・七五一九	四二三、九三六	—
	川邊	東南方村	二〇〇	—	二〇〇	二〇	一八・三九〇六	六五一、八三一	—
		知覽村	一	—	一	一	・一三〇〇	一、〇七〇	—
		西加世田村	四五	—	四五	一八	六・八一〇〇	二一、三八五	—
		計	二四六	—	二四六	三九	二五・三三〇六	六七四、二八六	—
	計		一、二五一	—	一、二五一	二五一	一一二・六五二〇	三、五〇四、〇九一	—
合計			二、七六七 ＊六	四二七	一三、一九四 ＊六	五、一九五	一、一九三・二〇〇一	五五、九六九、七五四	一八、三九九

明治四十四年度整理

府縣	郡	町村	1	2	3	4	5	6	7
兵庫	三原	福良町	一	—	一	一	町 四・〇三一九	斤 四五二、八三六	石 —
岡山	邑久	裳掛村	一	—	一	一	一・三二〇三	一〇一、〇四〇	—
	兒島	下津井町	一	—	一	一	一・六八〇四	二九二、三六〇	—
	小田	金浦町	五三	—	五三	八	五・〇二〇六	四二六、二二四	—
	計		五五	—	五五	一〇	八・〇一一三	八一九、六二四	—
廣島	安藝	下蒲刈島村	一	—	一	三	六・二三一三	一八二、二八〇	二、一八〇
		仁保島村	一	—	一	一	二・〇一〇〇	一四一、六四〇	—
		計	二	—	二	四	八・二四一三	三三三、九三〇	二、一八〇
	深安	大津野村	五	—	五	八	一三・〇一〇五	一、九八二、一〇六	—
	佐伯	五海市村	三	—	三	三	四・七八二八	五五三、七六五	—
	賀茂	仁方町	八	—	八	八	一三・九四二七	一、四五一、三七六	—
	御調	三庄村	一	—	一	一	一・六九一六	一四四、二四〇	—
	計		一九	—	一九	二四	四一・六八二八	四、四五五、六〇七	二、一八〇
	玖珂	麻里布村	五	—	五	六	一三・七〇一六	一、三六六、二〇〇	—
		川下村	二	—	二	三	七・一三一三	七四二、九九〇	—
		灘村	一	—	一	二	三・二四二八	二六六、六三〇	—
		計	八	—	八	一一	二四・〇八二六	二、三七五、八一〇	—
	熊毛	室積町	二	—	二	二	四・〇六一八	七八四、三一六	—
		伊保庄村	一一	—	一一	二	一・六九〇〇	四八、九七五	—
		阿月村	二	—	二	二	四・〇六二七	五九七、三六三	—
		計	一五	—	一五	六	九・八二一五	一、四三〇、六五四	—
		須惠村	一六	—	一六	一七	六・四九二六	五七二、〇三三	—

山口	厚狹	厚南村	九	—	九	九	四・一七〇九町	三〇一、四九九斤	—石
		王喜村	二	—	二	二	三・四三三九	三八五、八七〇	—
		計	一七	—	一七	一八	一四・一〇〇四	一、二五九、四〇三	—
	豐浦	彦島村	一	—	一	一	二・九八一六	四九六、九七〇	—
		菱海村	二	—	二	二	三・九一〇九	三五三、六〇〇	—
	大津	宇津賀村	一	—	一	一	一・九六一六	二二七、七八〇	—
		向津具村	一	—	一	一	一・五九三五	一八五、八一〇	—
		計	四	—	四	四	七・四七三〇	七六七、一九〇	—
	計		五五	—	五五	五〇	五八・四七二一	六、三三〇、〇二六	—
德島	那賀	見能林村	二〇	—	二〇	二四	五〇・八二〇四	五、二六六、三五七	—
香川	大川	引田町	五	—	五	六	一六・一三三一	二、一四九、六七〇	—
		白鳥本町	六四	—	六四	八	一三・七八一一	一、〇二六、一〇五	—
		計	六九	—	六九	一四	二九・九二〇二	三、一七五、七七五	—
	香川	直島村	一	—	一	二	二・〇四二九	三三三、四六三	—
	三豐	柞田村	一	—	一	一	三・五一三三	二〇五、八六〇	—
	計		七二	—	七二	一七	三五・四八三三	三、七一五、〇九八	—
愛媛	溫泉	三津濱町	一	—	一	二	三・〇六三六	三四七、五六〇	—
		味生村	—	—	—	—	・四〇三八	—	—
		興居島村	三	—	三	三	五・七三二六	七三九、七〇四	—
		新濱村	一〇	—	一〇	一三	一二・八〇〇一	七七四、四三三	—
		計	一四	—	一四	一七	二二・〇一一一	一、八六一、六九七	—
	越智	弓削村	一	—	一	一	一・〇九〇五	一六二、四三〇	—
	伊豫	北山崎村	一	—	一	一	一・七六三八	二三一、八九〇	—
	計		一六	—	一六	一九	二三・八七一四	二、二五六、〇一七	—

福岡	宗像	津屋崎町	二	—	二	三五	五五・〇六一〇	五、五二〇、一一一	—
		勝浦村	六五	—	六五	四六	二二・五一二九	二、〇三六、〇六六	—
		計	六七	—	六七	八一	七七・五八〇九	七、五五六、一八六	—
	築上	椎田町	二四	—	二四	七	六・二九一八	一五二、一九六	—
		西角田村	四〇	—	四〇	四	二・九〇〇一	六六、六七四	—
		角田村	一七	—	一七	三	一・三三三五	一一、八九七	—
		山田村	五	—	五	一	・二七一九	一、八八六	—
		計	八六	—	八六	一五	一〇・八〇〇三	二三二、六五三	—
	計		一五三	—	一五三	九六	八八・三八一二	七、七八八、八三九	—
大分	東國東	國東町	一二	—	一二	三	四・八一〇五	八三、二五五	—
		大内村	一七	—	一七	一〇	二一・七三一五	三、一七八、六一九	—
		奈狩江村	一	—	一	一	二・八六三一	二三四、四五七	—
		計	三〇	—	三〇	一四	二九・四一一一	三、四八六、三三一	—
	速見	杵築町	一一	—	一一	二一	三四・四九一六	三、八一三、三五一	一〇五
		大神村	一	—	一	一	一・六九〇五	一一〇、二七〇	—
		計	一二	—	一二	二二	三六・一八二一	三、九二三、六二一	一〇五
	大分	東大分村	四〇	—	四〇	一二	二〇・三四一八	一、二三一、八四七	六九
		日岡村	一二	—	一二	五	八・三九三三	四六九、二六五	一九
		計	五二	—	五二	一七	二八・七四一〇	一、六九一、一一二	八八
	計		九四	—	九四	五三	九四・三四一三	九、一〇一、〇六四	一九三
熊本	宇土	不知火村	一〇	—	一〇	九	一七・四六六八	二、三九七、四九四	—
	玉名	長洲町	一八	—	一八	四	四・七九〇四	三三九、三五五	—
		腹赤村	一五三	—	一五三	二七	四一・八五二四	三、三四一、七八三	—
		鍋村	四五	—	四五	一五	二〇・二二一八	一、六一九、〇四四	—

	郡數	市町村數	製造人員 鹽製造者	製造人員 鹹水製造者	製造人員 計	製鹽場數	許可段別	生產高 鹽	生產高 鹹水
計			二三六	—	二三六	四六	六六・八六〇六町	五、三〇〇、一八三斤	—石
鹿兒島 八代 文政村			二	—	二	一四	三五・五一〇三	二、二六四、九九〇	—
鹿兒島 八代 計			二三八	—	二三八	六九	一二九・八四〇七	九、九八二、六六六	—
鹿兒島 鹿兒島 中郡宇村			二〇	—	二〇	六	五・一一〇一	六一、〇六〇	—
鹿兒島 鹿兒島 谷山村			三九	—	三九	一七	五・〇四〇五	五七、九五三	—
鹿兒島 鹿兒島 計			五九	—	五九	二三	一〇・一五〇六	一一九、〇一三	—
鹿兒島 揖宿 指宿村			一七一	—	一七一	一三四	二四・〇五〇四	一、三三四、六五〇	—
鹿兒島 揖宿 喜入村			二六六	—	二六六	八一	一八・八一一〇	一、一八三、一四七	—
鹿兒島 揖宿 計			四三七	—	四三七	二一五	四二・八六一四	二、五一六、七九七	—
鹿兒島 計			四九六	—	四九六	二三八	五三・〇一二〇	二、六三五、八一〇	—
合計	五六		一、二〇八	—	一、二〇八	六〇一	五七七・九八三三	五三、八〇三、九三四	—

兩年度整理通計

府縣名	郡數	市町村數	製造人員 鹽製造者	製造人員 鹹水製造者	製造人員 計	製鹽場數	許可段別	生產高 鹽	生產高 鹹水
千葉	五	一三	六九一	四	六九五	六九一	九・三三〇三町	一六六、一一八斤	九三石
神奈川	三	四	一五七	—	一五七	一〇七	二六・〇一一〇	四四六、二〇三	—
茨城	二	一〇	一八九 *一	—	一八九 *一	四一	一三・四二〇九	二、五二四、四二〇	—
福島	四	二四	一、二〇四	—	一、二〇四	一九〇	一四三・四三二七	三、二七九、〇五八	—
秋田	二	三	一〇五	—	一〇五	八八	九・四一一九	六四、〇一〇	—
山形	一	一	二	—	二	二	—	六五、六七〇	—
宮城	三	一〇	三二九	—	三二九	五六	七二・一八〇三	一、四三〇、八四六	—
岩手	四	一八	三三二	—	三三二	七七	二・六七三三	一、九九〇、三一二	—
青森	二	三	七	—	七	七	—	四七四、七八二	—
新潟	五	九	六〇三	—	六〇三	三三七	二七・七九一四	六五七、九九六	—
長野	一	一	一	—	一	一	—	—	—
愛知	四	九	二八七 *一	—	二八七 *一	一三一	三七・八〇一三	二、五七〇、五五〇	—
三重	三	五	二五六	—	二五六	一五九	一〇三・四三三九	九、六三一、七三八	—
靜岡	五	二〇	一、五六五 *四	三一二	一、八七七 *四	四二六	七六・七一二七	九八二、三三八	六、六六三
福井	四	七	一一三	—	一一三	八三	八・一一一四	三八三、四四六	—
石川	五	一五	三五八	—	三五八	二九〇	四一・一四〇〇	一、四八一、一一三	—
京都	一	二	二八四	—	二八四	一八八	一四・〇七一六	三三、九三四	—
和歌山	二	七	二〇三	—	二〇三	一七六	四三・四六三三	三、三三九、九一七	—
岡山	三	三	五五	—	五五	一〇	八・〇一一三	八一九、六一四	—
鳥取	一	一	二六	—	二六	二七	・九六〇〇	二、九七六	—
廣島	五	六	一九	—	一九	二四	四一・六八二八	四、四五五、六〇七	二、一八〇
山口	五	一三	五五	—	五五	五〇	五八・四七三一	六、三三〇、〇二六	—
愛媛	五	八	一八	—	一八	二一	三〇・五一二六	二、八〇四、四八七	—
香川	三	四	七一	—	七一	一七	三五・四八三三	三、七一五、〇九八	—
兵庫	一	一	一	—	一	一	四・〇三一九	四五三、八三六	—
徳島	一	一	二〇	—	二〇	二四	五〇・八二〇四	五、二六六、三五七	—
高知	六	二五	一、五一三	一一〇	一、六二三	九六七	九六・一八一八	一、四七七、九〇三	二、六四一
福岡	四	一三	三六二	—	三六二	一三四	一一六・二八二六	一、一〇三、五八七	—
佐賀	二	四	一〇八	—	一〇八	一九	二〇・七三一五	九三七、八一〇	—
長崎	五	一四	二九三	—	二九三	六四	八九・一八〇四	六、六二〇、九九五	—

大分	四	八	九九	｜	九九	五九	一〇四・九六八町	一〇、四六三、三三三斤	一九三石
熊本	五	二〇	九九六	｜	九九六	三一四	二三八・八五〇	一七、七三三、六五四	｜
宮崎	四	一三	九〇八	｜	九〇八	五三六	九二・三七一五	一、〇一八、〇六六	｜
鹿兒島	八	一七	一、七四七	｜	一、七四七	四八九	一六五・六七一〇	六、一三九、九〇一	｜
計	一二八	三一〇	一三、九七五 *六	四二七	一三、四〇三 *六	五、七九六	一、七七〇・一八二四	一〇八、七六三、六八八	二〇、七七三

（備　考）一、市町村數・製造人員・製鹽場數・許可段別は明治四十三年度整理に在りては同年九月末日現在を掲上し、生産高は製鹽を禁止したる市町村に於ける明治四十一年・同四十二年の平均數量を掲上す。

二、前表の生産高と符合せざるは、禁止の際に於ける各市町村の明治四十一年同四十二年生産高の平均數量を掲げたるを以て、禁止の際に於て製鹽地に非ざりし市町村の産額は自然除外せられたるものあると、市町村別に平均し斤未滿の端數を控除したるものあるとに由る。

三、一人にて鹽製造と鹹水製造を兼ぬるものは、其の主なる方の人員に計入し、他の一方には＊印を附し外書掲上す。

前記の如く整理地に於ける製造業者は其の數一萬三千四百餘人の多きに及ぶと雖も、其の業態は一樣ならずして、自ら製鹽に從事するもの一萬六百二十人、自ら製鹽に從事することなく家族又は雇人をして專ら從事せしむるもの僅に二千七百八十餘人なり。而して各製鹽場の從業者は四萬千二百餘人にして、其の中製鹽者の家族にして從業するもの三萬四千餘人、雇人に屬するもの僅に七千百八十餘人なり。以て整理製鹽地の業態を推知するに足るべし。卽ち左表の如し。

明治四十三年度整理

製造者及從業者人員表

支局名	製造者：製鹽作業に從事せるもの	製造者：同上從事せざるもの	製造者：計	從業者：自作	從業者：小作	從業者：家族	從業者：雇人	從業者：計
東京	四八七人	三六五人	八五二人	八二人	七七〇人	一、八〇六人	七五人	一、八八一人
水戸	七六八	二五	七九三	七九三	｜	一、四一三	一六〇	一、五七三
三春	一、〇四四	三三一	一、三七五	五八三	七九二	三、一三六	一、〇三五	四、一七一
小田雲	三七六	二二七	六〇三	四四七	一五六	一、二八五	九	一、二九四
名古屋	二、八七八	一三	二、八九一	一、二四八	一、六四三	八、一二七	六六四	八、七九一
神戸	二二〇	二六七	四八七	一九四	二九三	八七六	一七三	一、〇四九
高梁	｜	二六	二六	｜	二六	七九	｜	七九
坂出	一	一	二	｜	二	一	七二	七三
撫養	一、三三八	二八五	一、六二三	三三九	一、二八四	四、二一七	一三	四、二三〇
熊本	一、一九二	二一	一、二一三	三〇四	九〇九	三、五八〇	一、四六九	五、〇四九
鹿兒島	二、二一一	一二八	二、三三九	一、一八四	一、一四五	六、一五三	一九三	六、三四六
計	一〇、五一五	一、六七九	一二、一九四	五、一七四	七、〇二〇	三〇、六七三	三、八六三	三四、五三六

明治四十四年度整理

味野	七	五四	六一	二三	三九	一四三	一五七	三〇〇
尾道	八	七	一五	三	一二	六	一九九	二〇五
三田尻	二	五三	五五	二九	二六	一二四	三三四	四五八
坂出	五	八〇	八五	一〇	七五	二九三	三四二	六三五
撫養	九	一二	二一	六	一五	二五	四三一	四五六
熊本	二六	四四九	四七五	二三六	二三九	一、三六二	一、七〇四	三、〇六六

鹿兒島	四八人	四四八人	四九六人	二八二人	二一四人	一、四三九人	一五三人	一、五九三人
計	一〇五	一、一〇三	一、二〇八	五八八	六二〇	三、三九二	三、三二〇	六、七一三

兩年度整理通計

東京	四八七	三六五	八五二	八二	七七〇	一、八〇六	七五	一、八八一
水戶	七六八	二五	七九三	七九三	—	一、四一三	一六〇	一、五七三
三春	一、〇四四	三三一	一、三七五	五八三	七九二	三、一三六	一、〇三五	四、一七一
小出雲	三七六	三一七	六〇三	四四七	一五六	一、二八五	九	一、二九四
名古屋	二、八七八	一三	二、八九一	一、二四八	一、六四三	八、一二七	六六四	八、七九一
神戶	二二〇	二六七	四八七	一九四	二九三	八七六	一七三	一、〇四九
味野	七	五四	六一	三三	三九	一四三	一五七	三〇〇
高梁	—	二六	二六	—	二六	七九	—	七九
尾道	八	七	一五	三	三	六	一九九	二〇五
三田尻	二	五三	五五	二九	二六	一二四	三三四	四五八
坂出	六	八一	八七	一〇	七七	二九四	四一四	七〇八
撫養	一、三四七	二九七	一、六四四	三四五	一、二九九	四、二四二	四四四	四、六八六
熊本	一、二二八	四七〇	一、六八八	五四〇	一、一四八	四、九四二	三、一七三	八、一一五
鹿兒島	二、二五九	五六六	二、八二五	一、四六六	一、三五九	七、五九二	三四六	七、九三八
計	一〇、六二〇	二、七八二	一三、四〇三	五、七六二	七、六四〇	三四、〇六五	七、一八三	四一、二四八

(備考) 本表人員は禁止の際に於ける現狀に依り調査せり。

以上の諸表に依りて之を觀れば、明治四十三年度に於て整理せられしもの二十八府縣二百五十四箇市町村に涉り、製造人員一萬二千百九十四人、製造場數五千百九十五箇所、製鹽地段別千百九十二町

二段一歩、鹽生産高五千六百四萬七千二百五十斤にして、同四十四年度に於て整理せられたるもの十一縣五十六箇町村、製造人員千二百八人、製鹽場六百一箇所、製鹽地段別五百七十七町九段八畝二十三步、鹽生産高五千二百八十萬六千五百八斤に達し、通計三十四府縣三百十箇市町村、製造人員一萬三千四百二人、製鹽場數五千七百九十六箇所、製鹽地段別千七百七十町一段八畝二十四步、鹽生産高一億八百八十五萬三千七百五十八斤を算したり。今之を製鹽地整理法案提出の際に於ける豫定計畫に對照するときは、市町村數に於て二十二を減じ、製造人員に於て三千二百五十一人を減じ、製鹽場數に於て千五百十六箇所を減じ、製鹽段別に於て亦二百十四町二段九畝二十七步を減じたりと雖も、鹽生產高に於ては却て二百四十三萬五千九百三斤を增加したり。斯くの如く整理の實蹟が豫定計畫に對して增減を來したるは、整理に際し其の豫定地を變更したると計畫後に於て製鹽を廢止したるものありしとに因るものにして、整理生產高が計畫を超過せしは製鹽地整理の目的に於て豫期以上の實蹟を擧げたるものと云ふを得べし。即ち左表の如し。

		計畫	實蹟 明治四十三年度	實蹟 明治四十四年度	實蹟 計	比較增減(*)
市町村數		三三二	二五四	五六	三一〇	*二二
製造人員	鹽	一六、二〇七	一一、七六七	一、二〇八	一二、九七五	*三、二三二
	鹹水	四四六	四二七	—	四二七	*一九
製鹽場數		七、三一二	五、一九五	六〇一	五、七九六	*一、五一六
製鹽地段別		一、九一三町・四八二一	一、一九二町・二〇〇一	五七七町・九八二三	一、七七〇町・一八二四	*一四三町・二九二七
許可高	鹽	一八五、一六七、一八〇斤	九七、六一二、五七九斤	六四、八一五、三四一斤	一六二、四二七、九二〇斤	*二二、七三九、二六〇斤
	鹹水	二八、三六五石	三〇、二八二石	—石	三〇、二八二石	一、九一七石

生産高	鹽	一〇六、四一七、八五五斤	五六、〇四七、二五〇斤	五二、八〇六、五〇八斤	一〇八、八五三、七五八斤	二、四三五、九〇三斤
	鹹水	一三、二七七石	一七、四九六石	一七、四九六石	一七、四九六石	四、二六九石

（備　考）實績欄四十三年度分は明治四十三年九月末日現在を、四十四年度分は同四十四年九月末日現在を揭ぐ。

第三項　交付金の給與

交付金の給付額は鹽及鹹水製造者に對するもの二十二萬餘圓、製鹽地所有者に對するもの二百七萬餘圓、建物・設備・器具・器械所有者に對するもの三十八萬餘圓、合計二百六十八萬四千三百六十九圓十錢にして、此の中明治四十三年度に在りては一萬三千五百四十五人に對する給付額百三十六萬六千七百十五圓二十一錢にして、平均一人當百圓九十錢に止まりしも、同四十四年度に在りては千七百七十三人に對する給付額百三十一萬七千六百五十三圓八十九錢にして、平均一人當七百四十三圓十七錢に上れり。此の如く兩年度に於て一人當平均額に多大の懸隔ありしは、全く製鹽規模の大小に依るものにして、四十三年度分に在りては給付額一圓に滿たざるもの各所に於て少からざりき。而して右給付額の內二百四十三萬六千五百圓は國債證券（五分利公債證書）を以て交付し、二十四萬七千八百六十九圓十錢は現金を以て之を交付したり。今交付金給付額を各專賣支局別に依り表示すれば左の如し。

支局名	市町村數	交付金支給人員	交付金額 鹽製造者	鹹水製造者	製鹽地	建物	備器具器械 省令第五條設	省令第六條設	計	國債支給額	現金支給額
東京	二	五一五人	一、三〇〇・八〇三円	七・二九一円	二、八九三・四三六円	二、二一〇・三七〇円	五、六四二・九四九円	八三四・四三七円	一二、八九九・二八三円	七、五〇〇円	五、九七・二八三円
水戸	二五	七一六	二、一七五・九四	—	九五五・三〇〇	六、三〇一・三一六	三〇、六三一・八八四	六四一・四三七	四九、七一五・二九二	四五、七〇〇	四、〇一五・二九二
味野	五五	九六	五、二八六・九九五	—	六八、二三・七五〇	二、六二一・六八〇	三、〇八〇・五二二	七六七・七二六	七七、七九・七五九	七〇、四五〇	七、五八五・七五九
高梁	一	二五	五・四〇七	—	一三九・五〇八	二三六・六〇〇	二七四・〇〇二	二六一・〇〇〇	七四二・七〇九	五六〇・七〇〇	一八二・七〇九
尾道	六	二五	四、四五七・二五六	八三・二六四	三八、三〇六・八七三	三七四・六〇〇	四八、五八〇・三二九	一七六・二六四	四八、五八〇・三二九	四七、九五〇	八九
三田尻	一三	八三	一〇、二五六・二九	—	九五、二〇九・五七六	三七四・六〇〇	九五、二〇九・五七六	三七・七四〇	一三四、二九五・八五六	一二四、〇〇〇	九、二九五・八五六
坂田	九	一四三	二、四六六・四九五	一三、一七〇・三五二	一四四、九六八・四七三	一、二七四・二四〇	一四四、九六八・四七三	一三四・二四〇	一五八、二一二・七一三	一五二、〇〇〇	六、二一二・七一三
熊本	五三	二、四〇三	九五、三六三・八一九	五・六一三	九九四、一五七・二七五	一、二七四・二四〇	一、〇〇二、四六八	一、〇〇二・四六八	二、〇〇五、四七六・七四三	一、九〇〇、〇〇〇	一〇五、四七六・七四三
鹿兒島	三〇	三、四三三	三三、二四一・一八〇	—	二四三、二六〇・三二四	二、六二一・六八〇	二、八八四、八八〇・三二四	一、〇〇二・四六八	二、九二六、八八〇・三二四	二、八〇〇、〇〇〇	一二六、八八〇・三二四
合計	二九三	一五、三三四	二一九、〇八九・八八三	一、七二五・六九一	二、〇七四、七二六・〇五〇	二、六八一、四三五・七九〇	二、六八一、四三五・七九〇	一、〇〇二・四六八	三、六八四、四四三・二五八	二、八〇〇、〇〇〇	八八四、四四三・二五八
內譯（四十三年度分）	二三八	一三、五五一	二二三、三〇八・一一七	一、一二六、六五九・八一五	二、二七六、〇五〇・三九	二、六八一、四三五・七九〇	二、六八一、四三五・七九〇	一、〇〇二・四六八	三、六八四、四四三・二五八	二、八〇〇、〇〇〇	八八四、四四三・二五八
（四十四年度分）	五五	一、七三	九五、六八一・七六六	八八、八七六	一、二一七、六五九・九一二	六三、二七九・五五二	三四四、六五三・八三五	二、〇〇二・四六八	三四四、六五三・八三五	二、八〇〇、〇〇〇	一、五四四、六五三・八三五

（備　考）一、交付金額計欄左傍附記は屋位切捨額にして內書とす。

二、交付金支給人員は煎熬場所屬に依り調査計上す。若し二箇町村以上に涉るものあるときは、重なる方に計上し、他の一方には左傍に外書附記す。

整理地の製鹽業者に交付すべき國債は製鹽地整理法第九條の規定に依り製鹽地整理公債を發行することと爲し、明治四十三年十月大藏省令第五十號を以て其の發行規程を設けたり。右公債に就

ては第八編國債の部に於て詳述すべきを以て、茲には總て之を省略す。

當初の交付金見込額は三百二十萬圓の豫定なりしが、實際に於て兩年度の整理に依り下付したる交付金額は、前記の如く二百六十八萬四千三百六十九圓十錢なりしを以て、前記見込額に達せざること五十一萬五千六百三十圓に達せり。斯くの如く見込高に對し約一割六分を減ずるに至りしは、主として實行に際し多少整理地の變更を爲したるものあると、交付金を下付すべき物件に就き命令を以て制限を加へ、以て交付金の不足を來す虞れを避くるに努めたるとに因るものとす。

第五款　整理の結果

製鹽地整理後に於ける製鹽地分布の狀態は實に多大の變化を來し、整理前に在りては三十五府縣五百四十六箇市町村に渉り、全國沿岸到る處產鹽地を見ざるなきの狀態なりしも、整理實行後に於ては鹽田製鹽は兵庫・岡山・廣島・山口・德島・香川・愛媛の七縣卽ち十州鹽田と汎稱せらるる地方に集團することとなり、十州以外に在りては僅に宮城縣渡波地方・石川縣奥能登・愛知縣吉田地方・千葉縣行德地方の外、九州に於ては福岡・大分二縣の東海岸及鹿兒島縣灣內の比較的集團地と目すべきものを殘存せるのみとなれり。此の他には鹿兒島縣離島及沖繩縣諸島に於ては產鹽自給の目的を以て製鹽を存置し、又福島縣小名濱・長崎縣今福・高島・高濱の機械製鹽は特殊の業態として之を存置したり。斯くて整理直後の狀況を整理着手一年前なる明治四十二年四月に於ける狀況に比較すれば、製造人員は一萬五千二百餘人、製鹽場數六千六百餘箇所、製鹽地段別二千百七十餘町步、製鹽許可高實に二億七千六百六十餘萬斤を減ずるに至れり。

	府縣數	三五	一九
	市町村數	五四六	三二三
	製造人員（鹽）	二七、六三五	一五、二七六
	（鹹水）	四四六	四四六
	製造場數	一三、九三七	六、六四二
明治四十二年四月現在	製鹽地段別	八、二六四町・二六〇〇	二、一七四町・五八〇一
	製鹽許可高	一、二四五、〇九四、三五八斤	二七六、六八七、九七三斤
	一人當（製鹽段別）	〇・二九二七町	〇・一四〇七町
	（許可高）	四五、〇五四斤	一八、一一二斤
	製造場當（製鹽段別）	〇・五九〇八町	〇・三二二二町
	（許可高）	八九、三三七斤	四一、六五七斤
同　四十四年十月現在	比較減（＊增）	＊	＊

今整理前後の鹽田段別及生產高を支局別に揭上すれば左の如し。

支局名	整理前			整理後		
	段別	鹽產額	段別	段別	鹽產額	段別
東京	三〇一町・九二八	九、四三〇、三八斤	四六町・八二三	六五七、三四六斤	三五五町・一六一五	八、七三一、九七三斤
水戸	五〇九一七	五、五六六、九二二	三・六六〇一	五、〇八一、七三二	一、四三一六	四八五、一八〇
三春	三〇七・六〇〇七	一四、九八一、六六五	三〇一・七九三一	五、一七四、二四五	一〇五・八〇一六	九、八一七、四三〇
小田雲	三〇・八五〇九	七〇九、六八八	三〇・八五〇九	七〇九、六八八	—	—
秦野	—	一四〇	—	一四〇	—	—
名古屋	六七一・三三五	四五、〇三〇、九七一	二六九・二四〇四	一三、二一五、〇六八	三八一・八〇一	三二、八一五、九三五

	町	斤	町	斤	町	斤
神戸	六二、四四〇三	二、七六三、〇〇七	九五五・九二〇八	二、七六三、〇〇七	一二三、三九八、一三〇	九一、〇七九、三五一
赤穗	九五五・九二〇八	—	一二三、三九八、一三〇	—	八九、四四二、七八〇	八六、五四、〇六五
味野	一二三、三九八、一三〇	二、九二八、七三五	八九、四四二、七八〇	五八、一五〇五	一〇、五〇〇	三四、五〇〇
高梁	八九、四四二、七八〇	一〇、五〇〇	一〇、五〇〇	—	一三三、八七九、二六一	一二〇、四三五、九八一
尾道	一〇、五〇〇	二、四五二、八〇	一三三、八七九、二六一	七五〇・七四二四	一七七、〇〇〇、二四四	一五〇、七七二、八一
三田尻	一三三、八七九、二六一	六、三二九、〇六三	一七七、〇〇〇、二四四	一、〇五八、〇一八	二三〇、四六三、八九六	三三五、一四三、九〇一
坂出	一七七、〇〇〇、二四四	五、三一九、九九五	二三〇、四六三、八九六	一、二八四・六五六	九七、四二七、五七六	九一、三八、六六七
撫養	二三〇、四六三、八九六	六、一八、九二九	九七、四二七、五七六	四九四・二四三	八一、〇九九、三五一	三四、〇四六、五一〇
熊本	九七、四二七、五七六	四七、〇三三、七四一	八一、〇九九、三五一	三八・五九二	二一、三五〇、〇七〇	二、八四五、〇一〇
鹿兒島	八一、〇九九、三五一	九、五五五、〇五〇	二一、三五〇、〇七〇	二四・五九二	九九一、五三三、四一九	八八四、一九三、九三〇
計	二一、八三五・八四〇五	二七、九三五、四九九	九九一、五三三、四一九	六、四三八・四二五	八八四、一九三、九三〇	六、四三八・四二五

（備考）一、本表には再製鹽及沃度・硝石副産鹽の製造を計入せず。

二、段別は明治四十二年四月現在を以て製鹽に使用せる採鹵地（製鹽許可段別に相當するもの）・釜熬場・敷地・其の他製鹽に使用する段別を掲上す。但し官有地及自宅敷地を除外せり。

三、生産高は明治四十年度・同四十一年度の實蹟平均一箇年分を掲上す。

製鹽方法に在りても特殊のものの多くは全く跡を絶つに至れり。青森縣淺蟲に於て溫泉を利用し、其の熱を以て鹵水を採取したりし如きは、世界に例なかりしものなるが、此の外愛知縣大塚にては鹽田面をセメント及煉瓦にて敷き勾配を付し、流動式と稱し天日にて鹵水を採取したるあり、石川縣三波には布に海水を澆き干曝して鹵水を採取したるあり、又茨城・福島二縣の海岸及山形縣念珠關には枝條架を用ひて鹵水を製造せるあり、其の他長野縣大鹿及福島縣伊北には鹵泉を汲取り製鹽せるあり、此等製鹽は總て禁止區域内に在りたるを以て悉く其の跡を留めざるに至れり。又靜岡縣及高

知縣には鹵水製造の許可を受け之を製造し、鹽製造業者に賣渡すことを業とせし者ありしも、玆に至りて鹵水製造業者は皆無となれり。製鹽用器具に在りても古來普く製鹽に使用したりし石釜又は網代釜の如きは、僅に其の遺習を止めたるものあるも、新規なる裝置にして蒸發促進の爲めケートル釜と稱する一種の釜を使用したるもの、旋風機と稱し蒸氣の煽出を目的とし附設したるもの等は何れも廢滅に歸したり。鹽田に在りても海岸打寄の砂地を利用し、又は海水の浸潤せざる高地にて採鹵せるが如き、松葉又は薪材等を燃料に供用せるものの如きは、唯能登・大隅二國の外大島・琉球等に於て之を見るのみとなれり。而して製鹽の收納に就きても、指定引渡の方法に依りたる小產地二百餘箇町村の多きを禁止したる爲め、指定引渡地として存せるものは唯副產鹽產地の外は僅に數箇所に過ぎざるに至れり。

整理の結果は内地鹽減少の補充として廉價なる臺灣鹽及關東州鹽の移輸入增加せしを以て、專賣收益は自から增加するに至りしのみならず、不要に歸したる禁止地方の收納官署の廢止、竝に職員の減少等の爲め經費の節減を圖ることを得たり。然るに整理の目的は專賣收益の增加に非すして鹽價の低減に存せしを以て、右增加せし收入を以て政府に於ける回送鹽の數量を增加し、販賣官署を增設し、漸次回送費の政府負擔率を引上げ、以て鹽價の平均竝に其の引下を圖りたり。今整理の結果招來したる利益及鹽價低減額を示せば左表の如し。

（一）製鹽地整理に伴ふ利益

	計畫	整理	大正元年度豫算	大正二年度硫算
整理計畫當時に對する鹽生產高減	二三、六八、七五五斤	一〇七、三九、四九九斤	— 斤	— 斤
同上（法制定に伴ひ改訂したるもの）	一〇六、四二七、八五五斤			

臺灣及關東州鹽補充高	一一三、二八八、七六五斤	一〇六、四一七、八五五斤	一〇七、三一九、四九九斤	一〇五、〇〇〇、〇〇〇斤	一一六、四〇〇、〇〇〇斤
整理利益 補充鹽差益	四一八、九四二円	三九三、五三三円	三九六、八六七円	三四六、六二三円	四二四、五一〇円
整理利益 經費減額	二〇三、九四五	二〇二、一三七	一八二、三八〇	一八二、三八〇	一八二、三八〇
計	六二三、八八七	五九五、六七〇	五七九、二四七	五二九、〇〇二	六〇六、八九〇
內 鹽回送費政府負擔額充當	六二三、八八七	五九五、六七〇	五七九、二四七	四七五、八二八	六〇六、八九〇
內 輸出交付金充當	—	—	—	五三、一七四	—

（備　考）一、計畫の欄は法案に依り交付金額三百四十萬圓に對する調査を掲げたるものにして、同上（法制定に伴ひ改訂したるもの）の欄は、法律に依り交付金額三百二十萬圓に對する調査を掲げたるものとす。

二、整理の欄は明治四十三年度及四十四年度の兩年度整理に依る鹽生產高減に應じ計算したるものにして、其の補充鹽差益は計畫に依り百斤當三十六錢九厘八毛を以て計上し、經費減額は明治四十四年度及四十五年度豫算に依り計上せり。而して其の經費減額の計畫に達せざりしは整理豫定地を變更したるに由る。

三、明治四十五年度豫算に在りては前年度よりの持越鹽の關係上生產減高の全量を補充するに至らず、且つ補充鹽の收入差益を實況に依り算出したるもの、即ち百斤當三十六錢四厘七毛として計算したり。

（二）製鹽地整理に伴ふ鹽價低減額

	明治四十三年度	同　四十四年度	大正元年度	同　二年度
鹽回送數量	五八二、二三八、六六九斤	五五二、二八八、五〇四斤	五五〇、一四一、〇〇〇斤	六二九、七五三、〇〇〇斤
同上回送費	一、一三七、三六二・九五〇円	一、一九六、九一九・六四五円	一、二三七、八一七・〇〇〇円	一、三六九、七一三・〇〇〇円
回送費辨納金	七八〇、一九九・〇〇〇	五〇九、八八七・七六八	三〇九、四五四・〇〇〇	三四二、四二八・〇〇〇
回送費政府負擔額	三五七、一六三・九五〇	六八七、〇三一・八七七	九二八、三六三・〇〇〇	一、〇二七、二八五・〇〇〇
內 製鹽地整理利益充當額	—	二五七、九七三・〇〇〇	四七五、八二八・〇〇〇	六〇六、八九〇・〇〇〇
內 自然增收益金充當額	—	五三、四七〇・〇〇〇	五三、四七〇・〇〇〇	—
（計）	—	三一一、四四三・〇〇〇	五二九、二九八、〇〇〇	六〇六、八九〇、〇〇〇
回送費に對する政府負擔額割合	三・一四圓	五・七四圓	七・五〇圓	七・五〇圓
政府負擔額增加に因る鹽價低減額 百斤當	—	・〇五六四円	・〇九六二円	・〇九六四円
同 一斤當	—	・〇〇〇六	・〇〇一〇	・〇〇一〇
同 一升當	—	・〇〇一一	・〇〇一九	・〇〇一九

（備　考）一、鹽價低減額一升當は一升三百十六匁として斤より換算したるものとす。

二、明治四十三年度、同四十四年度、大正元年度は豫算額を、大正二年度は概算額を掲上したり。

（三）整理前後の鹽價比較

年月		卸賣百斤當	俵賣小賣百斤當	小賣一斤當	小賣一升當
整理前	明治四十三年 四月	二、六九九・六厘	二、八三四・〇厘	三二・八厘	六六・〇厘
	五月	二、六七〇・七	二、八一九・〇	三二・七	六六・一
	六月	二、六六六・九	二、七九〇・八	三二・五	六六・四
	七月	二、六六五・六	二、七九三・七	三二・八	六六・三
	八月	二、六六三・〇	二、七九〇・〇	三二・六	六六・四
	九月	二、六六六・〇	二、七七八・一	三二・四	六六・一
	平均	二、六七一・九	二、八〇〇・九	三二・六	六六・二
整理後	明治四十五年 四月	二、五九六・六	二、七〇五・二	三一・九	—
	五月	二、五八一・〇	二、六九二・三	三一・八	—
	六月	二、五八二・一	二、六九三・二	三一・八	—
	七月	二、五八八・五	二、七〇一・四	三一・八	—
	大正元年 八月	二、五八六・〇	二、六九五・五	三一・八	—

九月	二、五八六・七	二、六九六・三	三一・八	—
平均	二、五八六・八	二、六九七・三	三一・八	六二・八
比較減	八五・一	一〇三・六	・八	三・四

（備考）一、本表は回送鹽の供給を受くべき主なる市場の五等鹽價格平均を掲上す。

二、本表は整理實行後に於ける明治四十五年四月より大正元年九月までに對する整理前同期間の分を比較調査せるものとす。但し同年一月より賠償價格改正の爲め、十州鹽の賣渡價格は百斤當一錢を增價せるを以て自然鹽價に影響せり。七月に至り更に賠償價格の引上ありしも、賣渡價格を變更せざりし爲め鹽價に影響するに至らず。

三、從來桝賣のもの漸次斤賣となれる爲め、斤賣桝賣の調査地は自然同一なるを得ず。從て各月平均價格に影響を生ぜり。整理後に至りては全く斤賣のみとなり、桝賣無きを以て一升の重量を三百十六匁として換算し、桝賣價格として掲上せり。

四、明治四十五年度に於ては整理高全部を補充するに至らざりしに因り、其の全部を補充するに至らば整理利益增加し、鹽價は本表以上に低下すべき計算なり。

第六款　製鹽禁止後の處分

製鹽禁止の後に於て處理を要する事項は、禁止期日後に持越されたる鹽及鹹水の收納、禁止地域に於ける密造の取締等種々ありと雖も、其の中最も重要なるは製鹽業者及從業者の轉業竝に廢止製鹽地の利用に關する施設なりとす。

製鹽業者及製鹽に從事せる勞働者をして、製鹽禁止の爲め一時其の業を離れしむるは自から免れ難き所なりと雖も、整理後全く生業を失ひ路頭に迷はしむるが如きは努めて之を防止せざるべからざるを以て、政府は之に對する救濟に就ては能ふ限りの施設を爲すこととし、所轄地方廳と懇議を遂げて、轉業・授產・勞働紹介等の方法を講ずると共に、他方遽に轉業の途を得難き情狀ある者に對しては希望に依り煙草製造職工に採用し、又は整理に因る失業者にして鹽小賣人たることを希望する者には、優先的に指定を與ふる等、極力失業の防止に努めたり。右の結果製鹽業者及從業者は漸次相當の業務に轉ずることを得、整理後數年ならずして就業の途を得ざるもの殆ど之なきに至れり。今明治四十四年末に於ける轉業狀態を表示すれば左の如し。

區分	農業	漁業	商業	蠶業	鑛業	製鹽業	製造業	職工	鹽、煙草小賣	日稼	出稼	其他	未定	死亡	計
製鹽業者	九、九九九人	一、三四七人	五〇九人	六六人	九人	一人	七八人	一八〇人	六二人	八七二人	七三人	一九一人	二人	一三人	一三、四〇二人
製鹽從業者	二九、七一六	三、〇四一	一、五五九	一七〇	八	九	一八三	一、〇〇四	一五五	四、五七二	四六六	三二二	三	四〇	四一、二四八

右の如く兩年に亙る整理に於て、製鹽業者一萬三千四百二人、從業者四萬千二百四十八人（內男一萬九千九百三十六人、女二萬千三百十二人）に上る多數の廢業者を出せりと雖も、僅に二三の者を除くの外は何れも皆相當の業務に轉ずるを得たるは、整理施行上特記するに足るの事實なりと云ふべし。

次に製鹽を禁止したる製鹽地の將來に於ける利用價値を減じ、又は之を荒廢に歸せしむるは國家經濟上大に憂慮すべきことに屬するを以て、製鹽地整理施行に當りては豫め此等の點に注意を拂ひ專賣支局長をして地方官廳と協議し、又は地方有力者を勸誘し、廢止鹽田の利用に就き周到の方法を講ぜしめたり。斯くて兩年を通じて整理せられたる製鹽地の總段別は、官有地を除きて千五百十三町歩に達せるも、其の一割九分は田に、三割六分は畑に、一割八分は原野に、一割九分は雜種地に利用せられ、其の他尙ほ相當利用の途を講ぜし爲め、整理の結果全く荒廢に委するが如き地なきを得たり。今其の利用種別を示せば左の如し。

製鹽地種類		製鹽地段別	用途 田	用途 畑	用途 宅地	用途 池沼	用途 養魚地	用途 溝梁	用途 山林	用途 原野	用途 雜種地	用途 道路
入濱	採鹹地	一、二四四・五一〇二町	二八八・七九二三町	四八九・三二〇六町	二・七〇三三町	五三・五四二四町	三三・九六二四町	・〇三一五町	—町	二四五・九三二五町	一二九・九一〇〇町	・二八一三町
	其他敷地	六四・二一〇二	二・七三〇四	四八・二四二四	四八・五〇七	・三七〇九	・〇一一八	—	・五二二六	三・六六一〇	三・七九二四	—
揚濱	採鹹地	一八八・一七一二	一・五六二〇	七・〇〇〇四	—	—	—	—	—	二七・一六二一	一五二・四三二七	—
	其他敷地	一〇・九〇二八	—	四・六〇一五	一・五〇一一	—	—	—	・四四二一	二・七四二三	一・六〇一八	—
其他	採鹹地	・二五〇七	—	・二五〇七	—	—	—	—	—	—	—	—
	其他敷地	四・九六一四	—	一・一二一四	一・一八〇二	—	—	—	—	一・八五二八	・八〇〇〇	—
合計		一、五一三・〇二〇五	二九三・〇九一六	五五〇・五五一〇	一〇・二四一三	五三・九二〇三	三三・九八一三	・〇三一五	・九七一七	二八一・三七一七	二八八・五五〇九	・二八一三

右表に於ける土地の利用中、雜種地及原野合計約五百七十町歩の多きを占むと雖も、此等は交付金の計算上原野又は雜種地として調査計算せしものにして、此の中入濱鹽田に屬するものは地主が低廉なる勞銀又は自家の勞力を以て之が開拓を圖らば將來漸次耕地となるの見込あるもの多く、唯各地に散在せる小規模の揚濱鹽田は何等境界を存せざる砂濱にして、此等は製鹽禁止の結果其の利用を失ひ網干場・船置場・農產物乾場等に使用するの外途なきに至りしと雖も、其の多くは土地の現狀に於ては甚しき價値を失ふものに非ずして、全然荒廢に歸するものと稱するを得ざるなり。

第六節　鹽の製造

第一款　製造許可

明治三十八年六月鹽專賣法を施行するや、鹽の製造は必ず政府の許可を要することとなり、卽ち鹽を製造せむとする者は製鹽方法・製鹽の場所・製鹽の段別・製鹽見込高等の要件を具して許可の申請を爲すべきものとせられたり。而して製鹽の許否に就ては、採鹹せんとする場所が製鹽に適當ならずと認めらるるとき、又は取締上不便の場所に於て製鹽せられんとするとき、其の他鹽專賣法規の違反者の出願に係るとき、若は政府に於て鹽生產高の制限を必要とするときは、之を許可せざることを得べく、一旦製鹽許可を受けたる者と雖も、苟も鹽專賣法規に違反したるときは、之に對し其の許可を取消すことを得ることとし、又鹽製造者に在りては自ら製造を廢止したるとき、又は他人に承繼せしめたるとき、若は許可の制限又は取消を受けたるときの外、製鹽權を喪失せざることと定めたり。而して製鹽の承繼は相續に依る場合に在りては、其の旨を政府に屆出づるを以て足れりと雖も、相續以外の承繼に在りては政府の許可を要し、許可を受くるに非ざれば之を承繼するを得ざるものとす。製鹽の廢止に在りても、政府の許可を受けたる場合の外は、少くとも一箇月前に政府に申告するに非ざれば、隨意に廢止するを得ざるものなり。

以上は鹽專賣法及同施行細則に定むる所にして、製鹽の許可に關する一般的規定なり。然るに鹽專賣法發布以前より鹽の製造に從事せる者に對しては、之を新規製造出願者と區別するを要するを以て、此等の者に對しては專賣法第四十五條に於て特別の規定を設け、專賣法發布の日卽ち明治三十八年一月一日より三箇月以內に許可を受くべきものと爲したり。而して鹽專賣法發布當時に在りては、未だ地方に於て鹽務を執行すべき機關を存せざりしを以て、右の許可事務は其の地所轄の稅務署長をして之を取扱はしめ、稅務監督局長をして之が監督の任に當らしむることと爲し（明治三十八年一月勅令第十號）、別に大藏省令第三號を以て左の如く其の許可出願手續を定めたり。右省令に於ける

出願手續は前述施行細則に依る手續と大體同一にして、製鹽段別・製造場・一箇年の生産見込數量等を定めて申請すべきことを規定せるを以て、政府は之に依り鹽專賣法實施以前に於て既に製鹽段別・製造場數・一箇年製鹽高等を概觀することを得、專賣實施上少なからざる便宜を得たり。

大藏省令第三號（明治三十八年一月一日）

鹽專賣法發布前ヨリ鹽ヲ製造スル者ノ鹽製造許可出願手續左ノ通相定ム

第一條　鹽專賣法發布前ヨリ鹽ヲ製造スル者ニシテ同法施行後引續キ製造セムトスル者ハ同法發布ノ日ヨリ三箇月以內ニ製鹽ノ方法、採鹹地名、地番、製鹽段別、製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場及一箇年ノ生產見込數量ヲ定メ製鹽場所轄稅務署ニ製造ノ許可ヲ出願スヘシ

第二條　鹽製造者左ノ各號ノ一ニ該當スル場合ニ於テハ其ノ事由ヲ具シ所轄稅務署ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

一　製鹽ノ方法ヲ變更セムトスルトキ

二　採鹹地ヲ變更シ又ハ製鹽段別ヲ增減セムトスルトキ

三　製鹽場、鹹水又ハ鹹砂貯藏場、製鹽貯藏場ヲ移轉セムトスルトキ

四　一箇年生產見込數量ヲ變更セムトスルトキ

第三條　相續ニ因リ鹽ノ製造ヲ承繼シタルトキハ相續人ヨリ其ノ旨所轄稅務署ニ申告スヘシ」

相續ニ因ルノ外鹽ノ製造ヲ承繼セムトスルトキハ製造者及承繼者連署シ所轄稅務署ニ出願シ許可ヲ受クヘシ

第四條　鹽製造者鹽ノ製造ヲ廢止セムトスルトキハ少クトモ一箇月前ニ所轄稅務署ニ申告スヘシ

前項ノ期間ヲ經過セスシテ製造ヲ廢止セムトスルトキハ所轄稅務署ニ廢止ノ許可ヲ出願スヘシ

第五條　鹽製造者其ノ住所又ハ氏名若ハ名稱ヲ變更シタルトキハ所轄稅務署ニ申告スヘシ

第六條　鹽製造者本令ニヨリ所轄稅務署ニ出願又ハ申告スヘキ事項ハ鹽務官廳成立ノ日ヨリ同廳ニ出願又ハ申告スヘシ

附　則

本令ハ鹽專賣法發布ノ日ヨリ之ヲ施行ス

以上の如くにして明治三十八年一月より同年三月末日迄に於て許可したる製造人員・場數・段別及生產見込高は左の如し。

鹽務局名	製造人員	製鹽場數	結晶釜數	製鹽段別	生產見込高 自四月一日至翌年三月三十一日	生產見込高 自六月一日至翌年三月三十一日
札幌	六	六	八	町 一	斤 六一、五〇〇	斤 一八、九五二
東京	七二〇	七二〇	大二	四五五・〇四〇一	二一、一五四、三五四	一七、九九三、〇四九
京都	二九三	二九三	一九四	一四四・三八二六	一七四、一〇〇	一六二、一〇七
大阪	二六四	二七三	二〇六	四六・四九〇〇	四、六三三、四三五	三、七九九、七〇九
橫濱	二、六五六	一、二九六	一、五四一	一二六・大六一	三一、三三一、三二九	二六、七九九、四五三

	圓	圓	圓	町	斤	斤
神戸	四	四	四二	四・〇三二九	九、〇一六、七五〇	七、五〇九、六二五
長崎	五一六	一三〇	一四〇	一三六・四〇一〇	二七、七七八、五五七	三一、一五六、二三四
長野	八七五	四五二	四三五	三四・三四一六	一、五一一、〇七九	一、四〇六、八六九
宇都宮	一九四	四四	一二三	一三・八〇一五	三六三、二三八	三〇三、〇七〇
名古屋	二、一五四	一、七一七	一、六七三	三七八・七九一八	五三、四四五、七〇〇	四三、二四六、八六四
仙臺	一、六九九	四三三	四三四	三三九・三九一三	二三、七九七、六〇三	一八、三五五、五七六
秋田	一一四	八九	一〇五	三・六七〇九	一、二三三、一〇〇	一、〇三七、六四九
金澤	一、八七三	一、七七三	一、八〇六	二〇八・〇一〇〇	二八、三四六、七八三	二五、五一一、六九八
松江	三五	三六	六一	二・五八一三	四一四、一八〇	三七八、四五〇
赤穂	四〇四	四九五	五三九	九二九・四一二五	一六三、九二三、二七二	一三〇、五〇一、三三五
味野	六二一	三五七	三五三	五五二・六九一四	一〇五、六三九、一〇三	八七、七三九、〇九一
尾道	二四八	三三七	三四九	六四〇・三九〇三	一二八、五六七、六〇九	一〇五、一九四、八二四
三田尻	六〇〇	五五八	五六五	一、〇五一・四八〇五	二三五、八六九、九七七	一八一、三〇三、七三〇
坂出	一、四〇三	一、一六一	一、一九五	一、四七五・〇三二九	三三〇、二六九、四五七	二七四、九九七、三五九
撫養	二、〇二〇	一、六六九	一、六五一	六二四・六三〇五	一一八、六七〇、五九九	九六、九一一、六〇四
熊本	二、一七九	五六六	七六二	八〇八・六一〇七	一〇九、一六八、二三四	九〇、四三五、三三〇
鹿兒島	九、七一三	四、六三八	三、九二三	五〇五・三七〇三	三九、七七〇、八〇六	三三、八〇一、六一四
合計	二六、五九〇	一七、〇五七	一六、八八六	八、三四一・三七〇一	一、四二一、一〇九、六六四	一、一六七、四五六、一九四

尋いで鹽專賣法の施行せらるるや、其の施行の際に於て鹽製造を爲せるものに對しても、施行後新規に出願するものと取扱上區別を爲すを必要と認め、專賣法第四十六條に於て特に規定を設け、此等の者に對しては專賣法施行後一箇月間を期して許可を出願せしむることと爲し其の期間內は引續き鹽の製造を爲すことを得しめたり。

專賣法施行の後鹽田に依らずして機械製鹽を爲さんとする者各地に勃興するの傾向を生じ動もすれば設備工事を完成したる後始めて出願する者ありて、之が許否の取扱上不都合を見ることなきに非ざりしを以て、此の如き製鹽設備を爲すものに在りては、豫め製鹽出願の手續を爲さしむることの必要を認め、明治三十九年三月專賣法施行細則第一條第三項に改正を加へ、鹽田に依らずして鹽を製造せんとする者は、其の設備に著手せんとする際製造許可の出願を爲すべきこととしたり。

又鹽製造の原料となるべき鹹水は鹽の代用に供せらるる虞あり、專賣法上之が取締を爲すの必要あるを以て、明治三十九年三月鹽專賣法を改正して鹹水の製造又は移輸入に就ても亦政府の許可を要することとし、其の許可・檢査・犯則處分に就ては槪ね鹽に關する規定を準用することと爲せり。

鹽製造者の製造する鹽に對しては、政府は一定の賠償金を交付して之を收納するものにして、隨つて製造者は專賣前と異なり、自ら其の販路を求むるの要なきに至りしを以て、能ふ限り多量の鹽を製造せんとするに至り、玆に鹽の供給は需要を超過するの傾向を生じたり。是に於て政府は先づ應急の處置として鹽生產高を制限することとし、明治三十九年九月大藏省訓令第三十九號を以て、左の如く鹽製造は當分の內之を許可せざることを達したり。

大藏省訓令第三十九號（明治三十九年九月六日）

鹽ノ生產高ヲ制限スルノ必要有之爾今鹽製造ノ許可ヲ出願シタル者アル場合ニ於テハ當分ノ內之ヲ許可セサル儀ト心得ヘシ

鹽務局

右の如くして鹽の生產に就ては、政府は成るべく現狀維持の方針を採りしも、製鹽希望のもの尙ほ絕えざりき。然るに新規製鹽（主として機械製鹽）にして、臺灣又は關東州鹽の購買價格以下に於て製造し得らるるに於ては、敢て之を制限するの理由なきを以て、再製鹽試製鹽沃度副產鹽等の如き特別の製鹽を除き、一般の製鹽に對しては賠償價格及生產見込高を限定したる上之を許可するを可とし、明治四十一年九月省議を決定して、專賣官廳に對し左の如く其の取扱方を示達すると共に、內務省を經て地方廳へも其の旨を通牒したり。

專賣局長官達甲第三一〇四號（明治四十一年九月十日）

新規ニ鹽ノ製造ヲ出願スル者アリタルトキハ爾今左ノ條件ヲ具備スル場合ニ限リ之ヲ許可スヘシ

一　賠償金ハ百斤ニ付左ノ價格ト爲スコト

一等　金一圓五錢　　二等　金九十二錢　　三等　金八十錢

四等　金六十九錢　　五等　金五十九錢

二　生產見込高ハ一箇年五百萬斤以上ナルコト但シ三箇年以上引續生產高五百萬斤ニ達セサルトキハ許可ノ取消ヲ爲スヘシ

三　製造場所カ專賣行政上不便ナラサルコト

現ニ製鹽許可ヲ受ケタル者ニシテ設備ヲ擴張シ生產見込高ヲ增加セムトスルモノニ在リテハ前項ニ準スヘシ

右省議決定候ニ付出願アリタルトキハ鹽收納賣渡事務取扱手續第三條ニ依リ願書寫ヲ添ヘ廳請スヘシ

前揭新規製鹽の許可條件に於て鹽生產高は五百萬斤以上と定められしが、後製鹽地整理を實行するに及びて、整理後存置すべき製鹽地は約一千萬斤以上を標準と爲せしを以て、新規許可に在りても同一趣旨に基き一千萬斤以上に非ざれば許可せざることとし、同時に又前揭許可條件中の鹽賠償價格も最高限度を不したるものなるを以て、其の價格以下を以て許可すべきものとし、省議決定の上明治四十三年四月二十三日左の如く各支局に達示したり。爾後一般賠償價格の改定或は包裝の變更等に伴ひ、其の許可條件を改正したることあるも、其の方針に變更なければ之が記述を省略す。

專賣局長官達甲第八四八號（明治四十三年四月二十三日）

明治四十一年九月十日達甲第三一〇四號新規製鹽出願ニ關スル件第一項第一號中各等ノ賠償金額ノ下ニ「以下」ヲ加ヘ同第二號中「五百萬斤」ヲ「千萬斤」ニ改ム

右省議決定候ニ付爾今新ニ鹽ノ製造ヲ出願スル者アルトキハ右ニ依リ取扱フヘシ

新規製鹽許可の方針は右の如くなりしが、其の後に至り生產高を增加せざるものに對しても絕對に新規鹽田を許可せざるは穩當ならずと認め、大正四年八月右新規製鹽許可取扱方に例外を設け、專賣行政上不便ならざる地方に限り、舊鹽田の廢止を條件として鹽生產高を增加せざる範圍內に於て新規製鹽を許可することとせり（大正四年八月二十四日專賣局長官達甲第二二四號）。然るに歐洲戰爭中時局の影響を受け鹽の需要は益〻增加し、供給之に伴はざるに至りしを以て、之が調節の必要上新規製鹽許可の制限を緩和して大に其の增加を圖ることと爲し、大正六年十月に至り左の如く示達したり。

專賣局長官達甲第三二〇一號（大正六年十月十五日）

鹽ノ需給調節上新規製鹽許可方ハ當分ノ內左ノ如ク取扱フヘキ儀ト心得ヘシ

一　既ニ許可セラレアル機械製鹽ニ付テハ明治四十一年九月十日達甲第三一〇四號第二項ヲ準用セサルコト

鹽田製鹽ニシテ鹽田段別ヲ增加セサルモノハ最初ノ許可ニ制限ヲ附加セラレアルト否トニ關ラス前項ニ準シ鹽生產高ノ增加ヲ認ムルコト

二　鹽田製鹽ニ付テハ大正六年四月一日以後ニ於ケル廢止鹽田ノ段別又ハ鹽生產見込高ヲ標準トシ著シク增加セサル範圍ニ於テ其ノ轉換ニ係ル新開鹽田ノ製鹽ヲ許可スルコト但シ其ノ許可スヘキ一ケ年ノ鹽生產見込高ハ新開鹽田ノ所在地附近ノ中等鹽田一段步當平年產額（最高、最低ヲ除キタル既往五ケ年平均）ニヨリ算定スヘシ

三　前項新開鹽田ノ製鹽許可ニハ鹽田廢止ノ確定事實ヲ要件トスルモ興廢鹽田ノ當事者間ニ連絡關係ノ有無ヲ必要トセサルコト但シ出願者數人アル場合ニ於テ新開鹽田ノ狀況略同樣ナルトキハ廢止鹽田ノ經營者ニ優先權ヲ與フルコト

四　廢止鹽田ニ替ルヘキ新開鹽田ハ比較的投資額少ク其ノ築造容易ニシテ低廉ナル生產費ヲ以テ多額ノ鹽產額ヲ得ル見込アル土地ヲ標準トシ且其ノ經營者ハ相當ノ資產、信用ヲ有シ斯業ヲ遂行スルニ足ルヘキ確信アル者ニ對シ許可スヘキコト

五　少許ノ遊濱鹽田又ハ現在ノ鹽田ニ介在若ハ隣接セル土地ニシテ前項ノ要件ヲ具備シ鹽田トシテ有利ト認ムルモノ及鹽田ニ依ラスシテ溫泉熱若ハ其ノ他ノ餘熱ヲ利用シ又ハ機械裝置ニ依リ比較的安價ナル鹽ヲ製造シ得ヘシト認ムルモノニ限リ製鹽許可ノ出願アリタルトキハ新規製鹽ニ關スル明治四十一年九月達甲第三一〇四號ノ規定ニ拘ラス之ヲ許可スルコト

六　轉換鹽田又ハ新規製鹽ハ其ノ製鹽場所カ專賣行政上不便ナラサルモノニ對シ許可スヘキコト

右省議決定候ニ付新規製鹽許可ノ出願アリタルトキハ相當調查ノ上意見ヲ附シ鹽收納賣渡事務取扱手續第三條ニ依リ稟請スヘシ

此の結果鹽田適地を選びて新規開築を計畫するもの續出し、香川縣下の如きは仁尾、丸龜、林田の各地に數十町步に涉り海面を埋立て鹽田開墾を出願するに至れり。斯くて大正九年には既成鹽田地域に於ける未墾部分に對する新規出願等を合せ、新規製鹽許可高約百五十町步に及べり。

次に鹽製造許可に關する取扱方に就ては、從來必要の都度專賣局より地方局に對し屢〻部分的の通牒を發せしが、大正元年十月之を一括して鹽製造許可に關する取扱手續を制定し、輕易なる事項は之を支部局の處置に任せしめたり。

專賣局長官達甲第四七四號（大正元年十月二十二日）

鹽製造許可ニ關スル取扱手續左ノ通相定メ大正元年十一月一日ヨリ之ヲ施行ス

本手續ニ牴觸スル從前ノ通牒ハ本手續施行ノ日ヨリ總テ之ヲ廢止ス

鹽製造許可ニ關スル取扱手續

一　鹽專賣法施行細則第一條ニ依リ新ニ鹽ノ製造許可ヲ出願シタル者アルトキハ明治四十一

年九月十日達甲第三一〇四號ノ所要條件ヲ具備スルヤ否ヲ調査シ尚官有土地水面ノ貸付、使用又ハ埋立等ヲ爲シ新ニ鹽田ヲ作リ鹽ヲ製造セムコトヲ出願シタルモノニ在リテハ一應當該地方廳ト協議ノ上鹽製造許可願書寫ヲ添ヘ意見ヲ附シ渾テ稟請スヘシ

二　鹽田製鹽ニシテ年ノ豐況ニ因ルニ非スシテ一箇年ノ鹽生產見込高增加ヲ出願シ海水製鹽又ハ再製鹽ニシテ製鹽設備ノ擴張又ハ改造ニ由リ一箇年ノ鹽生產見込高增加ヲ出願シタル者アルトキハ其ノ事由ヲ調査シ願書寫ヲ添ヘ稟請スヘシ鹽專賣法施行細則第四條第二號、第三號又ハ第七條第一號ニ依ル出願又ハ申告ニシテ鹽生產見込高ヲ增加スヘシト認ムルモノ亦同シ

三　製鹽方法ノ變更ノ許可又ハ鹽田製鹽ニ非スシテ支局管轄區域ヲ異ニスル他市町村ヘ製鹽場移轉ノ許可ヲ出願シタル者（一箇年ノ鹽生產見込高ノ增減如何ニ關セス）アルトキハ其ノ事由ヲ調査シ願書寫ヲ添ヘ稟請スヘシ

四　相續ニ因ルノ外鹽ノ製造承繼ヲ出願シタル者アルトキハ當該支局又ハ出張所限リ其ノ事實ヲ調査シタル上許否ノ指令ヲ爲スヘシ

鹽田一戶前ノ全部又ハ一部ノ讓渡アリタル場合ニ於テ其ノ鹽製造許可ヲ出願シタル者アルトキハ其ノ讓受人カ鹽製造者タルト否トニ關ハラス渾テ鹽專賣法施行細則第五條第二項ノ手續ニ依リ當該支局又ハ出張所ニ於テ許否ノ指令ヲ爲スヘシ但シ從前ノ製鹽場ヲ使用セサルモノナルトキハ出願人ヲシテ鹽製造承繼願書ニ承繼スヘキ採鹹地ノ所屬製鹽場ヲ明記セシメ若製鹽場ヲ新設セムトスルモノナルトキハ其ノ新設製鹽場ノ所在ヲ鹽製造承繼願書ニ記載セシメ施行細則第四條第三號ニ依リ許可ヲ受ケシムヘシ

五　左記事項ニ付テハ當該支局又ハ出張所限リ許否ノ指令ヲ爲スヘシ

（イ）海水製鹽、再製鹽、副產製鹽又ハ條件附許可製鹽ヲ除クノ外既往ノ實蹟ニ鑑ミ現在ノ鹽田段別又ハ製鹽設備等ノ實況ヲ稽查シ適實ナル鹽生產見込高ニ增減許可セムトスルモノ

（ロ）採鹹地所屬變更等ノ爲合併製鹽ノ場合ニ於ケル製鹽場ノ異動又ハ製鹽場、貯藏場等ノ廢止ニシテ鹽專賣法第九條ニ依リ變更ノ許可ヲ出願シタル者アルトキ

（ハ）採鹹地段別又ハ一箇年鹽生產見込數量ノ減少又ハ施行細則第六條第二項ニ依ル鹽製造ノ廢止ヲ出願シタル者アルトキ

本手續は其の後大正三年一月二十六日長官達甲第二一七號を以て、第三項中『製鹽方法ノ變更ノ許可』を『海水製鹽又ハ副產製鹽ニ製鹽方法ヲ變更スルノ許可』に改められたり。

尙ほ製造許可に關する一般的手續に關しては、鹽務局事務取扱手續又は鹽收納賣渡事務取扱手續第二章中に詳細規定する所あり（本章第四節參照）、又新規許可若は副產鹽の許可手續に就ては、適時通牒を發せられたること別に述ぶる所の如し。

第二款　副產鹽製造

副產鹽には沃度副產鹽、硝石副產鹽、硫酸マグネシューム副產鹽、苦汁固形物副產鹽等あり。何れも普通製鹽と異なり、其の名の如く主たる沃度、硝石、グリセリン、硫酸マグネシューム又は苦汁固形物を製造する際自然に副生するものにして、其の中製造者及產額の最も多きは沃度副產鹽なりとす。而して

大藏省は從來其の製造場所が專賣行政上不便なる場合と雖も、母業の發展を期する爲め其の製造出願に對し許可を與へ來りしが、此等副產鹽の生產地は全國各地に散在し、其の取締上多大の困難を感ずるのみならず、其の製鹽地も尙ほ各所に續出せんとする傾向ありしを以て、大藏省は沃度副產鹽製造の如きは之が原料を適宜の地に輸送して集團的に製鹽せしむるも、事業上格別の障害なきのみならず、製鹽事業の集約は生產費の節減となりて却て沃度製造の發展にも有利なるを認め、明治四十一年七月農商務省と協議を遂げ、爾後沃度製造者に對しては專賣行政上不便なき地方に於て集團せしむべき方針を以て成るべく合同せしめたる上、製鹽を許可することゝ爲したり。

尋いで明治四十三年に至り製鹽地整理實行せられ、其の結果製鹽禁止區域內に在りては沃度又は硝石副產鹽の製造は、現に許可しあるものの外新に許可せざることゝなれり。然るに此等副產鹽製造の制限は、自然母業たる沃度又は硝石の製造を制限するの結果となり、爲に斯業の發展を阻害するの虞を生ずるに至りしを以て、大正元年十二月に至り左記の如き大藏省告示を發し、沃度、硝石其の他總ての副產鹽に對し製鹽禁止區域の內外を問はず、專賣行政上不便ならざる土地に限り、其の製造を許可することを得るものと爲せり。

大藏省告示第六十一號（大正元年十二月二十七日）

明治四十三年五月大藏省告示第六十八號及明治四十四年五月大藏省告示第五十號ニ左ノ一項ヲ加フ

專賣局長官ハ前項ノ規定ニ拘ラス副產鹽ノ製造ニ限リ取締上不便ナシト認ムル地ニ於テ其ノ製造ヲ許可スルコトヲ得

而して右と同時に專賣局收納部長通牒甲第八四九號を以て、各專賣支局長に對し左の如く右改正の趣旨を敷衍したり。

『本日大藏省告示第六十一號を以て副產鹽製造許可區域に關し告示相成候處、右は明治四十三年五月大藏省告示第六十八號及同四十四年五月大藏省告示第五十號を以て製鹽區域を制限し、製鹽禁止區域內に在りては禁止の際に於て現に許可せるものの外、新に製鹽を許可せざることに相成居、然るに頃來沃度又はグリセリン等の製造を計畫せる者、其の副產たる鹽の製造に付制限ある爲、主たる目的を遂行する能はざるものありて、事實其の母業の發展を阻礙するの虞あることを認むるに至りたるを以て、沃度其の他主業に伴ふ副產鹽製造に在りては取締上不便なき地に於て之を許可し得べき途を開くことと相成、依て鹽務行政上官署所在地と同一視し得べき便利の地に於ては、新に副產鹽の製造を許可し得べき義に有之、從て向後は製鹽禁止區域內は勿論、製鹽禁止區域外に在りても亦同樣に許可し得べきことに取扱方御承知可相成、尤右副產製鹽出願に對しては十分に其の製造計畫に關する內容を調査し、出願書類には許否に關する意見を付し稟申取計可相成、殊に沃度製造業の如きは從來合同を奬勵し集團せしめたる今日に候へば、新規許可の爲既に製鹽許可を受け居れる沃度製造業者に影響を及ぼすが如きものにありては許可せざる方針に有之、且出願者にして或は實際設立の意思なきに拘らず、徒に製鹽權の獲得を圖らむとするが如きものなきに限らざるべしと存候間此邊篤と注意の上、其の實情に付遺憾なく調査を遂げ稟申相成候樣被致度。依命。』

硝石其の他藥品の需要激增し、此等製造業の勃興は延いて副產鹽製造の出願を爲すものを續出せしめしを以て、大正三年十月二十六日專賣局は事業部長通牒甲第四六八三號を以て各地方專賣局に對し左の如き通牒を發し、母業の發展を圖る趣旨を以て更に其の取扱を緩和することと爲したり。

『　沃度副產鹽新規製造許可に關する方針の件

沃度副產鹽製造許可方針に關しては嘗て通牒致置候次第も有之候處、母業の發展を期する爲今後の方針としては沃度副產鹽製造の許可取扱を幾分緩和するの趣旨を以て、從來合同を勸誘したる地域以外に於ては沃度原料採收地の何れたるを問はず、其の副產鹽の製造地にして取締上不便なしと認むるものに限り、沃度副產鹽の新規製造を許可することに今回省議決定相成候間御了知有之度。右依命。』

斯くて戰時中副產鹽の製造は未曾有の盛況を呈したるも、頓て戰爭の終熄と共に忽ち母業の衰退を來し、從て副產鹽の製造も亦再び舊態に復したり。

第三款　再製鹽製造

鹽の再製及加工とは主として輸移入に係る天日鹽が、結晶粗大且概して色相不良なるが爲め內地鹽の代用に供し難き場合に於て、原鹽を溶解・濾過・煎熬して再製し、或は粉碎・洗滌して細粒の白鹽を生產することを稱するものにして、從來賣渡後民間に於て之を爲し來りしが、大正七年內地鹽の大凶作に當り、白鹽の需給調節を圖るの必要を生ずるに及び、政府に於ても之を直營することと爲し、三田尻專賣支局管內に直營工場を新設して再製・粉碎・洗滌作業を行ふと共に、東京外八專賣支局管內鹽田製鹽者に鹹水混和再製を委託し（鹽田製鹽者の採取したる鹹水に原鹽を溶解煎熬し、其の生產鹽は政府の交付せる原鹽に對し一定の割合を以て政府に納付せしむ）、又原鹽輸移入請負人に原鹽の粉碎・洗滌を委託することとしたり。而して精製食卓鹽は直營工場より生ずる粉碎洗滌の廢液を用ひ之を製造するものなり。政府の再製直營開始に伴ひ、專賣局長官は各專賣支局長に對し、左の如く右再製委託に關する取扱手續を示達したり。

移、輸入鹽鹹水混和再製委託ニ關スル取扱手續（大正七年十月十九日專賣局長官達甲第四〇二七號）

第一條　移、輸入鹽ノ鹹水混和再製ハ神戶、岡山、廣島、三田尻、德島及坂出ノ各支局管內製鹽業者ニ委託シテ之ヲ行フヘシ

第二條　前條ノ各支局ハ鹽回送規程第五號書式ニ依リ提出スヘキ鹽回送高表中別ニ每月製造セシメ得ヘキ再製鹽見込高ヲ揭記シテ本局ニ報告スヘシ

第三條　移、輸入鹽ノ鹹水混和再製ハ取締上不便ナキ製鹽場ニシテ且資產、信用確實ナル製鹽業者ニ就キ別紙契約書（第一號書式）ニ依リ委託スヘシ

前項再製委託製鹽業者選定ニ際シテハ鹽生產費調査選定鹽田竝ニ次年度ニ於テ鹽生產費調査鹽田トシテ選定スヘキ見込ノ鹽田ニ於ケル製鹽業者ヲ除外スヘシ

第四條　移、輸入原鹽ニ對スル鹹水混和再製鹽ノ納付步合、委託製鹽業者ニ仕拂フヘキ再製費竝ニ再製鹽受入價格ハ別ニ之ヲ定ム

第五條　鹹水混和再製ヲ委託シタルトキハ左票ニ依リ委託原鹽及再製鹽ノ整理ヲ爲スヘシ

鹹水混和再製鹽整理票（第二號書式）

鹹水混和再製鹽納付票（第三號書式）

第六條　鹹水混和再製ヲナス專賣支局ハ左記報告書ヲ提出スヘシ

移、輸入鹽再製委託可能高報告（一月末日限）（第四號書式）

移、輸入鹽再製委託契約高報告（翌月十日限）（第五號書式）

原鹽受拂及再製鹽納付高報告（翌月十日限）（第六號書式）

第七條　再製鹽受入ニ付テハ鹽收納賣渡事務取扱手續ヲ準用ス

第八條　本手續中專賣支局トアルハ出張所ニ、專賣支局長トアルハ出張所長ニ之ヲ準用ス

（書式省略）

之と同時に專賣局事業部長は右達に關して更に左の如き通牒を發したり（大正七年十月十九日事業部長通牒甲第四〇二七號ノ二）。

『內地鹽生產不足の場合に於ける需給調節の方法として、移、輸入鹽の鹹水混和再製を行ふことと相成、之に關する取扱手續別途被達候條、左記各項御了知の上、此際夫々實施方至急御取計相成度。

左　記

一　鹹水混和再製は內地鹽生產不足を補給調節する方策なるを以て、再製を委託せるが爲、普通製鹽の生產額を減少せしむるが如きことなき樣努むること

二　鹹水混和再製を委託せるが爲、普通製鹽の賠償價格に累を及ぼすが如きことなき樣特に注意のこと

三　普通鹹水より製造せる鹽と再製鹽との區分は事實不可能なるを以て、一定歩合に係る數量を再製鹽出來高とし、其の他は普通鹹水製鹽として處理すること』

前揭再製委託に關する取扱手續は、翌八年三月鹽收納賣渡事務取扱手續の改正に當り、同手續中に編入規定せらるることとなり、同年三月末日限り廢止せられたり（本章第四節第四款參照）。

以上の如く政府の再製鹽製造は大正七年內地鹽の大凶作に際し白鹽の需給調節を圖る必要より開始せられしものなるが、翌八年度以降內地鹽の作柄平年作に復し、且つ關東州及青島より再製鹽、臺灣より煎熬鹽の輸移入ありたる等の爲め、政府の再製鹽製造高は爾後漸次減縮せらるるに至れり。

第四款　製鹽試驗・指導竝に奬勵

第一　製鹽試驗

既に述べたる如く、日淸戰役後外國鹽の輸入問題漸く喧しく、又領臺以後其の天日製鹽との均衡維持に關する論議盛となり、之が對抗上內地製鹽の改良は必要不可避となれり。政府は玆に於て鹽業調查會を設置して本邦鹽業の將來採るべき方針、鹽業の改良方法、製鹽試驗場の設置、臺灣鹽專賣規則の施行、臺灣鹽業の奬勵等に就き諮問せしが、其の答申に基き明治三十一年政府は鹽業調查所を設立し、其の試驗場を廣島縣松永町及千葉縣津田沼町に建設し、前者をして大規模鹽業の研究、後者をして小規模鹽業の研究を爲さしむることとすると共に、技術官を海外に派遣して諸國の鹽業を調查せしめたり。其の結果米國カナワ式製鹽法を採用して燃料の節約、品質の改良を圖ることと爲し、右試驗場に於て諸種の試驗に從事せしめたり。之を本邦に於ける鹽業研究機關の濫觴とす。

爾後兩試驗場相俟て改良の成績を擧げむことを期し、カナワ式製鹽法の如きは漸く其の效果を見

むとするに及びしが、會〻明治三十六年行政整理の爲め鹽業調査所廢止せられ、松永試驗場は廣島縣に於て、津田沼試驗場は大日本鹽業協會に於て之を承繼するに至れり。然るに同三十八年鹽專賣法の施行せらるるや、大藏省は鹽業の改良を圖らむが爲め同年八月津田沼試驗場を承繼再興し、鹽業に關する諸般の研究及びカナワ式製鹽試驗を行ふこととなり、同時に松永試驗場は廢止せられたり。而して津田沼に於けるカナワ式製鹽試驗は幾多苦心研究の結果、頗る良好の成績を擧ぐるに至りしを以て、更に大規模の試驗場を必要とし、明治四十二年之を山口縣下三田尻濱（山口佐波郡中ノ關村）に建設し、翌四十三年七月より試驗に著手したり。然るに其の後大正二年六月行政整理に當り船橋試驗場（四十四年津田沼試驗場を改稱）は遂に廢止せらるるに及び、爾後三田尻試驗場は鹽生産に關する唯一の試驗機關として益〻諸般の設備を整へ、以て內地鹽業の改善に貢獻しつつあり。同場の事業中主なるものを揭ぐれば左の如し。

（一）採鹵及煎熬の作業に關すること
（二）鹽田に關すること
（三）鹵水・鹽の分析調査及貯藏に關すること
（四）採鹵用竝に釜其の他煎熬用器具機械に關すること
（五）燃料に關すること
（六）鹽の包裝及保存方法に關すること
（七）講習・講話及指導に關すること

第二　指導竝に獎勵

專賣事業の成績は民間製鹽業發展の如何に繫る所頗る大にして、又民間製鹽業の發展は其の製造技術及製造設備等の進步改良に依る所尠なからず。是を以て專賣局は大正九年十二月新に製鹽改良指導規程を定めて製鹽技術改良の指導を圖ると共に、翌十年二月製鹽獎勵金品交付規程を設け、製造業者從業者竝に其の組織せる組合にして良好なる成績を擧げ他の模範となるもの、又は製鹽方法等に付有益なる改良を遂げ、若は製鹽業に關し特別功勞ありたるものに對して、褒賞・賞狀又は感謝狀を交付して之を表彰することと爲し（當初は十州地方に限り適用したりしも十一年度以降全國に及ぼしたり）、尋いで同十五年七月製鹽設備改良獎勵金交付規程を制定して、設備の改良を圖らんとする者に對しては一定の交付金を下付することと爲したり。今此等三規程の全文を揭ぐれば左の如し（製鹽改良指導規程は大正十四年八月十八日長官達甲第二三〇一號を以て一部の改正あり、左揭は改正後の現行規程なり。又大正十一年七月の官制改正に因り從來の專賣支局は地方專賣局となる）。

製鹽改良指導規程（大正九年十二月九日專賣局長官達甲第五五八一號）

第一條　地方專賣局長ハ製鹽改良ニ關シ技術官ヲシテ指導ヲ爲サシムルノ外鹽業ニ關スル學識經驗アル者又ハ製鹽作業上卓越セル技能ヲ有シ且名望アル者ニ製鹽教師ヲ囑託シ專ラ製鹽改良ノ指導ニ從事セシムルコトヲ得

第二條　製鹽教師ハ地方專賣局直轄若ハ出張所、派出所所管區域毎ニ一人ヲ標準トシ設置スルコトヲ得

製鹽區域廣闊若ハ其ノ他ノ事情ニ因リ製鹽教師一人ニテハ指導充分ナラスト認ムルトキハ豫メ事情ヲ詳具シ本局ノ承認ヲ受ケ二人以上ノ製鹽教師ヲ設置スルコトヲ得

特殊事項ノ改良ヲ目的トシ短期ノ指導ヲ爲サシムルノ必要アル場合ニ於テハ近距離ニシテ互ニ隣接スル地方專賣局直轄出張所若ハ派出所二以上ノ所管內ニ一人ノ製鹽教師ヲ置クモ妨ナシ

第三條　地方專賣局長ハ每年一月中ニ指導改良ニ關スル根本方針ヲ定メ其ノ年內ニ於ケル指導ノ目的及方法ニ付計畫ヲ立テ實行スルモノトス

前項ノ計畫ニ付テハ一月末日迄ニ地方別ニ指導事項、目的、實行ノ方法及指導ヲ行ハムトスル範圍等ヲ詳具シ本局ニ申報スヘシ

第一項ノ計畫ヲ變更セムトスルトキ若ハ臨時特殊事項ニ付指導セムトスルトキハ着手二十日以前ニ前項ニ準シ申報スヘシ

第四條　指導實行ノ實蹟及效果ハ翌年一月中ニ調査シ二月末日限リ本局ニ申報スヘシ但シ臨時特殊ノ事項ニ付指導ヲ完了シタル場合ノ實蹟及效果ハ其ノ終了後一ケ月以內ニ申報スヘシ

第五條　製鹽教師ニハ月手當ヲ支給スルコトヲ得但シ特殊ノ目的ニ依リ短期ノ指導ヲ行ハムルトキハ日額手當ト爲スモ妨ケナシ

製鹽教師ニハ總テ旅費ヲ給セス

第六條　製鹽教師ヲ囑託シタルトキハ左ノ事項ヲ具シ直ニ申報スヘシ解免又ハ報告事項ニ異動ヲ生シタルトキ亦同シ

一　氏名、年齡、住居所、學業、經歷ノ概要

二　擔當區域及主ナル擔任事項

三　囑託手當支給額

四　囑託ノ日若シ期間ヲ定メタルモノハ其ノ終期共

製鹽奬勵金品交付規程（大正十年二月十四日專賣局長官達甲第四七六號）

第一條　地方專賣局長ハ鹽田ニ依ル鹽製造人、其ノ從業者及鹽製造人ノ組合（法人組織ノモノニ限ル以下同斷）中製鹽ニ關スル事業ノ成績良好ニシテ他ノ模範タルヘキ者ニ對シ本規程ノ定ムルトコロニ依リ褒賞又ハ賞狀ヲ交付シテ之ヲ表彰スヘシ

地方專賣局長ハ製鹽方法又ハ設備ニ付有益ナル改良ヲ遂ケ其ノ他製鹽業ニ關シ特別ノ功勞アリタル者ニ對シ褒賞、賞狀又ハ感謝狀ヲ交付シテ之ヲ表彰スルコトヲ得但シ功勞特ニ顯著ナル者ニ對シテハ專賣局長官ノ名ヲ以テスルコトヲ得

褒賞ニハ賞品トシテ金錢又ハ物品ヲ添附スルモノトス

第二條　表彰スヘキ鹽製造人、從業者、組合及功勞者ノ員數ハ賞狀又ハ感謝狀ヲ交付スル者ヲ除クノ外左ノ標準ニ依ルヘシ

一　鹽製造人

各局、所每ニ第六條各號ノ一ニ該當スル者ヲ除キタル製造人員ノ百分ノ五以內但シ一製造人ニシテ製鹽場二戶前以上ヲ經營スル者ニ付テハ一戶前ヲ一人ト見做シ計算スルモノトス

二　從業者

（イ）前號ニ依リ製造人カ表彰セラルヘキ成績ヲ擧ケタル製鹽場ノ所屬、採鹹夫及煎熬夫ノ總員

（ロ）採鹹夫又ハ煎熬夫ニシテ勤勞拔群、成績特ニ優良ナル者各局、所每ニ二人以內

三　組合

支局管內ヲ通シ二以內

四　功勞者

若干

第三條　鹽製造人ノ製鹽ニ關スル事業ノ成績ハ第一號書式ニ據リテ前年中ノ事實ニ付之ヲ調査シ表彰スヘキ順位等級ヲ決定スヘシ

從事者ノ總員ニ對スル表彰ノ種別等級ハ製造人ノ表彰種別等級ニ從フヘシ

勤勞拔群、成績特ニ優良ナル從業者ノ勤勞成績ハ適宜調査決定スヘシ

組合又ハ功勞者ヲ表彰セムトスルトキハ事由ヲ詳具シ豫メ稟申スヘシ

第四條　表彰ノ種別等級及賞品ハ左ノ標準ニ依リ配賦豫算ノ範圍內ニ於テ適宜決定スヘシ

一　鹽製造人

一等賞	二十圓以內
二等賞	十五圓以內
三等賞	十圓以內
四等賞	七圓以內
五等賞	五圓以內
賞狀	

二　從業者

（イ）第二條第二號（イ）ニ該當スル者

一等賞	三十五圓以內
二等賞	三十圓以內
三等賞	二十五圓以內
四等賞	二十圓以內
五等賞	十五圓以內
賞狀	

（ロ）第二條第二號（ロ）ニ該當スル者

褒賞	一人　五圓以內
賞狀	

三　組合

一等賞	三十圓以內
二等賞	二十圓以內
賞狀	

四　功勞者

褒賞

賞狀

感謝狀

若干

製造人又ハ從業者ニ對スル褒賞ハ其ノ等級數ヲ減シ若クハ一等級ヲ二人以上トスルコトヲ得

一　製造人カ二戶前以上ノ製鹽場ニ於テ表彰セラルヘキ範圍ニ入リタルトキハ褒賞ハ該當等級中最上級ナルモノ一箇ニ止メ其ノ他ハ賞狀ノミヲ交付スルモノトス但シ此ノ場合ニ於テモ所屬從業者ノ總員ハ相當種別等級ヲ以テ之ヲ表彰スルモノトス

褒賞、賞狀及感謝狀ハ第二號書式ニ據ルヘシ

第五條　前年褒賞ヲ受ケタル者再度表彰セラルヘキ範圍ニ入リ其ノ等級前年ト同等以下ナルトキハ單ニ賞狀ヲ交付スルニ止ムヘシ

第六條　左ニ揭クル者ハ之ヲ表彰セサルモノトス

一　專賣法令ニ違反シ處分ヲ受ケ又ハ處分猶豫ニ附セラレ滿二年ヲ經サル者

二　製造人ノ經營スル採鹹地ノ面積カ當該地方ニ普通ナルモノノ二分ノ一ニ滿タサル者

三　同一製鹽場ニ於テ製鹽業ヲ經營スルコト滿一年ニ滿タサル者但シ相續ニ依リ鹽ノ製造ヲ承繼シタル者ニ付テハ被相續人ノ經營シタル期間ヲ通算スルモノトス

四　前各號ニ該當セサルモ地方專賣局長ニ於テ表彰スルニ不適當ナリト認メタル者

功勞者ニ對シテハ前項第二號及第三號ヲ適用セス

第七條　褒賞、賞狀又ハ感謝狀ヲ受クヘキ者死亡シタルトキハ其ノ相續人ニ之ヲ交付スヘシ

第八條　表彰ハ各局所毎ニ相當儀禮ノ下ニ之ヲ行フヘシ但シ必要ニ應シ二以上ノ局所合同シテ之ヲ行フコトヲ妨ケス

第九條　表彰ヲ終リタルトキハ左ノ事項ヲ具シ速ニ報告スヘシ

一　表彰シタル者ノ氏名別表彰種別等級及交付金額（物品ニ付テハ其ノ品名價格）

二　第一號書式中關係部分ノ寫

三　第三條第三項ニ依ル書類ノ寫

四　表彰式ノ概況

五　表彰ノタメニ要シタル經費ノ內容

六　其他參考トナルヘキ事項

（書式省略）

製鹽設備改良奬勵金交付規程（大正十五年七月二日專賣局長官達甲第一九四六號）

第一條　地方專賣局長ハ本規程ニ依リ鹽製造者又ハ鹽田地主（以下單ニ製造者又ハ地主ト稱ス）ニ對シ配賦豫算ノ範圍內ニ於テ製鹽設備改良奬勵金（以下單ニ奬勵金ト稱ス）ヲ交付スルコトヲ得

第二條　奬勵金ハ左ノ標準ニ依リ之ヲ交付スルモノトス

一　專賣官署ノ指示セル混凝土製沼井又ハ之ト同等ノ效果アルモノト認メタル沼井ニ改造シタル者ニ對シ

夫婦臺　一個ニ付　二圓以內
片　臺　一箇ニ付　一圓以內　但シ支局長ニ於テ交付ノ必要アリト認メタル者ニ限ル

二　一製造場專屬ノ採鹹地面積ヲ五町步以上トシ合同煎熬ノ方法ニ改メタル者ニ對シ所要設備費ノ五分ノ一以內但シ合同製造場一箇所ニ付二千五百圓ヲ超エサルモノトス

第三條　左記各號ノ一ニ該當スル者ニハ奬勵金ヲ交付セサルモノトス

一　專賣法規ニ違反シ處分ヲ受ケ滿二箇年ヲ經過セサル者

二　前條製鹽設備改良實施方ニ付地方專賣局長ノ指示シタル事項ヲ實行セサル者

三　前各號ニ該當セサルモ地方專賣局長ニ於テ交付スルニ不適當ナリト認ムル者

第四條　奬勵金ノ交付ヲ受ケムトスル者アルトキハ毎年八月末日迄ニ別紙第一號書式ノ申請書ヲ提出セシムヘシ

第五條　前條ノ申請アリタルトキハ設備改良計畫ノ適否其ノ他奬勵金交付ニ關シ必要ナル事項ヲ調査シ速ニ給否ノ決定ヲ與フルモノトス但シ製造場ノ合同ニ對スル奬勵金給否ノ決定ヲ爲サムトスル場合ハ申請書寫ニ意見ヲ附シ九月十五日迄ニ本局ニ提出シ承認ヲ經ルヲ要ス其ノ決定後計畫ノ變更ヲ爲サムトスル場合亦之ニ準ス

前項ノ決定ヲ與ヘタルトキハ沼井ノ改造ニ關スルモノニ付テハ十月末日迄ニ許可シタルモノト然ラサルモノトニ區分シ申請箇數、許可箇數、申請人員等ヲ申報スルモノトス

第六條　奬勵金交付ノ決定ヲ爲シタル設備完成シタルトキハ其ノ完成年月日ヲ申告セシメ第四條ノ申請書ニ基キ實地照査シ不都合ナキヲ認メタル上奬勵金ヲ交付スルモノトス

奬勵金ヲ交付シタルトキハ別紙第二號書式ニ依リ報告スヘシ

（書式省略）

尙ほ右規程に關し專賣局事業部長は同日左の通牒を發したり。

『一　奬勵金の交付は鹽田生產力其の他の關係に稽へ改善を要すること急なるものに對し先に實行し、同一地方又は同一人のみに偏せざる樣特に注意すること

二　規程第二條第一號に依る混凝土製沼井の仕樣は別紙標準に依ること

三　奬勵金の交付を受くべき製鹽設備改良の實行に對しては、特に指導監督を周密にし遺憾なきを期すること』

（別紙省略）

今昭和元年度に於ける右奬勵金の交付高を揭ぐれば左の如し。

（一）沼井改造の分

局名	人員	製造場數	採鹹地面積	沼井箇數	所要改造費	奬勵金交付高
大阪	一八人	二〇箇所	二一・町五九	夫婦臺 八〇二箇	一二、〇七〇・〇九六円	一、六三三・〇六〇円
				片臺 一五二		
岡山	一四	一七	一二・五五	六一四	六、七四七・五〇〇	一、一八九・九〇〇
（廣島縣分）	四七	五七	二〇・九六	二六	一〇、七一二・一六〇	一、五〇〇・〇〇〇
				九六六		
				六八		

局名	人員				所要設備費	獎勵金交付高
	人	箇所	町	個	円	円
廣島 山口縣分	三一	四四	二一・五五	夫婦臺 一、〇九四 片臺 八三	一五、三八八・六九〇	一、七〇三・二五〇
廣島 計	七八	一〇一	四二・五一	二、〇六〇 一五一	二六、一〇〇・八五〇	三、二〇三・二五〇
坂出	四一	七四	四二・七〇	二、〇〇七 二〇七	一九、九七七・二三〇	三、一四四・三五〇
德島	八八	一一〇	一一・七一	五三二 一一六	七、〇二九・八六三	一、一八〇・〇〇〇
福岡	三	三	二・三五	七分臺 一二二	一、三一五・六五八	一二二・〇〇〇
計	二四二	三二五	一三三・四四	夫婦臺 六、〇一五 片臺 六五二 七分臺 一二二	七三、二四一・一九七	一〇、四七二・五六〇

（二）製造場合同の分

局名	人員	合同前製造場數	合同製造場數	同上採鹹地面積	所要設備費	獎勵金交付高
	人	箇所	箇所	町	円	円
大阪	—	—	—	—	—	—
岡山	二	三	一	五・六九	一三、一一二・四三〇	二、五〇〇・〇〇〇
廣島 廣島縣分	—	—	—	—	—	—
廣島 山口縣分	—	—	—	—	—	—
廣島 計	—	—	—	—	—	—
坂出	一	二	一	五・三六	一〇、九一七・三六七	二、一八三・〇〇〇
德島	二	六	二	一一・三七	一六、二八〇・八七四	三、二五五・〇〇〇
福岡	—	—	—	—	—	—
計	五	一一	四	二二・四二	四〇、三一〇・六七一	七、九三八・〇〇〇

第六節附表

第一表　鹽製造高累年比較表

年度	製造人員	製造場數	製鹽地段別 採鹹地	製鹽地段別 製鹽場地其の他	結晶釜數 石釜	結晶釜數 鐵釜	結晶釜數 其他	煎熬機械數	製造高	損害高
	人		町	坪	個	個	個	個	斤	斤
明治三八	二九、九六五	一六、二二〇	八、〇八三・〇	—	二、三八六	一三、二九五	六二四	—	五五四、六八二、九四三	—
三九	二九、四四三	一五、八〇七	八、一九三・〇	一、四九〇、三四三	二、一八三	一三、三三八	六六四	一	九四一、三二一、四八三	九九、九二四
四〇	二八、九〇九	一四、九七二	八、〇九〇・〇	一、五〇四、九七八	一、八〇九	一三、三四〇	六五九	一、九六二	九八九、〇六五、七三三	三六七、六〇三
四一	二七、七七三	一四、三六〇	七、九五三・八	一、四〇八、八八三	一、四一四	一三、一〇八	六二三	三〇四	一、〇三八、〇四八、六二八	一七七、四五〇
四二	二七、〇三三	一三、八〇七	七、九〇〇・四	一、四八一、九九〇	一、一一三	一三、四五二	九六	五六三	九九四、九七六、三六六	一四四、一〇三
四三	一七、一一五	九、四七四	六、九〇三・二	一、三〇九、六二四	六八三	九、三三九	六一	三〇	九四六、一九三、〇三五	二〇四、八九二
四四	一一、五四七	七、一二五	六、〇六〇・九	一、一七五、五七三	三九一	六、八二六	四八九	六六	九四九、二三三、二五三	三五〇、三〇六
大正元	一一、四四一	六、九一三	五、九五三・六	一、〇八二、一二三	二五七	六、五九九	四八三	六八	一、〇三三、四四五、二六四	一、九四四、三六五
二	一〇、八九一	六、三三六	九、九二五・四	一、一〇六、六四八	二〇〇	六、〇九四	四七七	六八	一、〇六六、六七七、七六三	二二九、四七〇
三	一〇、九二九	六、二九五	五、九〇五・五	一、〇四六、五三一	一四五	六、二四二	四七一	六八	一、〇一八、一七六、八七三	三八九、〇一五
四	一〇、八八三	六、一九三	五、八八三・三	一、〇六一、九七五	一一一	六、一〇八	四七〇	八三	九九五、二六八、一三三	一、三四七、九九六
五	一〇、三六六	六、一〇四	五、八八一・三	一、〇一〇、三七五	一〇八	五、八七九	四一六	八三	一、〇三四、一五八、八五五	八二〇、七〇四
六	一〇、一四六	六、〇一〇	五、八二二・一	九九〇、〇一九	一一三	五、九一七	三七四	七三	一、〇〇四、〇一九、六八六	二三九、四九八
七	九、八四九	五、七六一	五、七五三・九	九七七、三一四	一一四	五、六六〇	三五〇	七一	六七三、〇〇八、四一九	八三九、七七四
八	九、八六六	五、八三七	五、八九四・二	一、〇五一、九八〇	一〇七	五、六九五	三三九	九六	九八一、六七五、五二四	五一一、一九〇
九	九、〇一九	五、五九二	五、八五三・二	一、〇〇三、〇九四	九二	五、八三六	三三三	一九	九〇六、五九三、八二一	五四、三五三
一〇	八、一三五	五、五四六	五、八七八・七	一、〇二七、三三二	七四	五、七七四	二二四	二六	八五八、五〇四、四三六	五七、六一一
一一	六、九九三	五、四一〇	五、八六五・四	九九〇、一二七	六八	五、六四〇	一四五	二〇	一、一〇八、四九三、九〇〇	八九、七五一

府縣名	製造人員	製造場數	探鉱地	地段別製鹽地數	地盤其他	石釜	鉄釜	其他	煎熬機数	製造高	相當高
北海道	一、六八人	一〇	一町	一		一面			一面	一、〇〇〇斤	九、七三〇
青森	一、三五〇	一〇									
岩手	一、一四八	一〇									
宮城	一、三五〇	一〇									
秋田	一、四二〇	一〇									
山形	一、三五〇	一〇									
福島	一、三五〇	一〇									
茨城	一、三五〇	一〇									
千葉	一、三五〇	一〇									
東京	一、三五〇	一〇									
神奈川	一、三五〇	一〇									
静岡	一、三五〇	一〇									
愛知	一、三五〇	一〇									
三重	一、三五〇	一〇									
京都	一、三五〇	一〇									
大阪	一、三五〇	一〇									
兵庫	一、三五〇	一〇									
鳥取	一、三五〇	一〇									

第二表　府縣別鹽製造一覽表（昭和元年度）

府縣名	製造人員	製造場數	探鉱地	地段別製鹽地數	地盤其他	石釜	鉄釜	其他	煎熬機数	製造高	相當高
北海道	一、六八人	一〇	一町	一		一面			一面	一、〇〇〇斤	九、七三〇
青森	一、三五〇	一〇									
岩手	一、一四八	一〇									
宮城	一、三五〇	一〇									
秋田	一、四二〇	一〇									
山形	一、三五〇	一〇									
福島	一、三五〇	一〇									
茨城	一、三五〇	一〇									
千葉	一、三五〇	一〇									
東京	一、三五〇	一〇									
神奈川	一、三五〇	一〇									
静岡	一、三五〇	一〇									
愛知	一、三五〇	一〇									
三重	一、三五〇	一〇									
京都	一、三五〇	一〇									
大阪	一、三五〇	一〇									
兵庫	一、三五〇	一〇									
鳥取	一、三五〇	一〇									

府縣名	製造人員	製造場數	探鉱地	地段別製鹽地數	地盤其他	石釜	鉄釜	其他	煎熬機数	製造高	相當高
北海道	一、六八人	一〇	一町	一		一面			一面	一、〇〇〇斤	九、七三〇
青森	一、三五〇	一〇									
岩手	一、一四八	一〇									
宮城	一、三五〇	一〇									
秋田	一、四二〇	一〇									
山形	一、三五〇	一〇									
福島	一、三五〇	一〇									
茨城	一、三五〇	一〇									
千葉	一、三五〇	一〇									
東京	一、三五〇	一〇									
神奈川	一、三五〇	一〇									
静岡	一、三五〇	一〇									
愛知	一、三五〇	一〇									
三重	一、三五〇	一〇									
京都	一、三五〇	一〇									
大阪	一、三五〇	一〇									
兵庫	一、三五〇	一〇									
鳥取	一、三五〇	一〇									

第三表　鹽製造方法別表（昭和元年度）

製造方法	製造人員	製造場數	探鉱地	製鹽地段別 地盤其他	製鹽地數	石釜	鉄釜	其他	煎熬機数	製造高	相當高
揚浜式	一、六八人	一〇	一町	一		一面			一面	一、〇〇〇斤	九、七三〇
入浜式	一、三五〇	一〇									
流下式	一、四二〇	一〇									
煎熬	一、三五〇	一〇									
計	一、三五〇	一〇									

第四表　天候雨量及鹽産額累年比較表（番年調）

年次	自四月至十月 全く雨なかりし日數	降雨日數	平均降雨量	一箇年間鹽産額
大正五	一一日	一一日	九五四粍	一、一二八、五六三、〇七四斤
六	一二	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
七	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
八	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
九	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
十	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
十一	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
十二	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
一	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
二	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
三	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤
四	一一	一一	一、〇四九	一、一七五、二七八斤

合再製計鹽	事業資（下）
五、四五、一四四	五、四五、人
四、六六、一三四	四、八三、
五、八四〇、一	五、八四〇、一町
四一、四一五	四一、三、天七斤
三五	三五
五、三二五	五、〇三五
三五	三五
一	一
一、〇三五、四六五斤	一、〇三五、四六五斤
九、七三五斤	九、七三五斤

第五表　鹽製造高月別累年比較表

（備考）本調査は鹽主産地たる神戸・廣島・岡山・松山・多度津・德島の六測候所の觀測成績を平均したるものなり

年次	自四月至十月 全く雨なかりし日數	降雨日數	平均降雨量	一箇年間鹽産額
明治三八	一一日	一一日	一、〇〇七粍	一、〇四一、七八〇斤
三九	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四〇	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四一	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四二	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四三	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四四	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四五	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
大正元	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
二	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
三	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
五	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
六	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
七	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
八	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
九	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
十	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
十一	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
十二	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
一	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
二	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
三	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤
四	一一	一一	一、〇〇七	一、〇四一、七八〇斤

第六表 鹽再製加工方法別表(政府製造)

再製

年度	再製鹽 政府直營 原料鹽使用高(斤)	再製鹽 政府直營 製品(斤)	再製鹽 政府直營 原料鹽に對する製品步合(%)	再製鹽 民間委託 原料鹽使用高(斤)	再製鹽 民間委託 製品(斤)	再製鹽 民間委託 原料鹽に對する製品步合(%)	再製鹽 計 原料鹽使用高(斤)	再製鹽 計 製品(斤)	再製鹽 計 原料鹽に對する製品步合(%)	精製食卓鹽 政府直營 原料鹽使用高(斤)	精製食卓鹽 政府直營 製品(斤)	精製食卓鹽 政府直營 原料鹽に對する製品步合(%)
大正七	五、九四九、九七二	五、二五四、九二〇	八八	一〇、八〇〇、〇七五	一〇、七二八、二一九	九九	一六、七五〇、〇四七	一五、九八三、一三九	九五	—	—	—
八	五一、二二七、六二五	五〇、八九四、七六〇	九九	二四、一三五、七一九	二二、六六〇、七〇〇	九四	七五、三六三、三四四	七三、五五五、四六〇	九八	—	—	—
九	五一、八三五、三〇八	五二、四三二、七三〇	一〇一	五三、二〇八、一四三	四八、六六三、八二四	九一	一〇五、〇四三、四五一	一〇一、〇九六、五五四	九六	—	—	—
一〇	五八、四六一、五七三	五八、四六四、六二〇	一〇〇	三六、四一五、〇一一	三三、〇八六、九四五	九一	九四、八七六、五八四	九一、五五一、五六五	九六	—	一三五、四六七	—
一一	四五、〇〇二、八〇〇	四六、九六八、七八四	一〇四	二五、三七三、七一三	二二、五八一、三〇二	八九	七〇、三七六、五一三	六九、五五〇、〇八六	九九	—	一二四、四四六	—
一二	四六、一九四、〇二六	四三、五一七、七三六	九四	一六、九一五、六一五	一五、〇〇七、九六七	八九	六三、一〇九、六四一	五八、五二五、七〇三	九三	—	一七一、一三七	—
一三	四九、一三四、四二三	五〇、五九八、九一〇	一〇三	一七、四〇四、四九六	一五、三二五、八九九	八八	六六、五三八、九一八	六五、九二四、八〇九	九九	—	四九、六六七	—
一四	三九、〇二〇、七九五	三六、八一六、九五〇	九四	一一、九五二、四〇〇	一〇、九七六、八五一	九一	五〇、九七三、一九五	四七、七九三、八〇一	九三	—	一三一、七六八	—
昭和元	二一、九七一、二〇二	二〇、六五五、一四〇	九四	一、五八九、五〇〇	一、四九二、一五〇	九三	二三、五六〇、七〇二	二二、一四七、二九〇	九四	七〇八、六二〇	三二九、六二三	四六

加工 粉碎洗滌鹽

年度	政府直營 原料鹽使用高(斤)	政府直營 製品(斤)	政府直營 原料鹽に對する製品步合(%)	民間委託 原料鹽使用高(斤)	民間委託 製品(斤)	民間委託 原料鹽に對する製品步合(%)	計 原料鹽使用高(斤)	計 製品(斤)	計 原料鹽に對する製品步合(%)	合計 原料鹽使用高(斤)	合計 製品(斤)
大正七	—	—	—	—	—	—	—	—	—	一六、七五〇、〇四七	一五、九八三、一三九
八	四九、三四七、七五一	三四、四三二、八〇〇	七〇	一六二、三六八、〇七〇	一五三、四八七、二二〇	九五	二一一、七一五、八二一	一八七、九一〇、〇二〇	八九	二八七、〇七九、一六五	二六一、四六五、四八〇
九	四四、三二八、六八三	二八、六五九、五五〇	六五	五七、六七四、九〇〇	五四、三〇四、一七〇	九四	一〇二、〇〇三、五八三	八二、九六三、七二〇	八一	二〇七、〇四七、〇三四	一八四、〇六〇、二七四
一〇	二四、三六〇、七七八	一六、九四六、五二三	七〇	二二、六〇〇、五〇〇	一七、六八四、九二〇	七八	四六、九六二、二七八	三四、六三一、四四二	七四	一四一、八三七、八六二	一二六、一八三、〇〇七
一一	二九、〇一八、七五〇	二一、四三七、八〇〇	七四	—	—	—	二九、〇一八、七五〇	二一、四三七、八〇〇	七四	九九、三九五、二六三	九一、一一二、三三二
一二	二二、六八三、三九〇	一四、七六六、三六八	六五	—	—	—	二二、六八三、三九〇	一四、七六六、三六八	六五	八五、七九三、〇三一	七三、四七三、二〇八
一三	二四、九一五、九四〇	二三、二四二、〇〇〇	九三	—	—	—	二四、九一五、九四〇	二三、二四二、〇〇〇	九三	九一、四五四、八五八	八九、一六六、八〇九
一四	一九、五九四、九三〇	一三、七四三、五二〇	七〇	—	—	—	一九、五九四、九三〇	一三、七四三、五二〇	七〇	七〇、五六八、一二五	六一、六六九、〇八九
昭和元	四、〇七六、四〇〇	六、四二一、六四〇	一五七	—	—	—	四、〇七六、四〇〇	六、四二一、六四〇	一五七	二八、三四五、七一二	二八、八九八、五五三

第七表 鹽再製方法別表(民間製造)

年度	燒鹽 原料鹽使用高(斤)	燒鹽 製造高(斤)	燒鹽 原料鹽に對する製品步合(%)	海水溶解 原料鹽使用高(斤)	海水溶解 製造高(斤)	海水溶解 原料鹽に對する製品步合(%)	淡水溶解 原料鹽使用高(斤)	淡水溶解 製造高(斤)	淡水溶解 原料鹽に對する製品步合(%)	鑛泉溶解 原料鹽使用高(斤)	鑛泉溶解 製造高(斤)	鑛泉溶解 原料鹽に對する製品步合(%)	合計 原料鹽使用高(斤)	合計 製造高(斤)	合計 原料鹽に對する製品步合(%)
明治三九	一三一、六八三	一〇二、五八七	七八	一五、一八六、二二四	一四、五八五、八五二	九六	六、四二六、八三五	五、二九七、七〇五	八二	—	—	—	二一、七四四、七三三	一九、九八六、一四四	九二
四〇	七三、四七五	五三、九六六	七四	一三、八二二、七九八	一三、二〇七、五三〇	九六	九、〇〇八、八八二	七、九三〇、〇八一	八八	—	—	—	二二、八九四、一五五	二一、一九一、五七七	九二
四一	七二、七七六	五五、二〇七	七六	八、三二三、三三三	八、〇五二、二二四	九七	一一、七六七、七六五	一〇、二七八、三六八	八七	—	—	—	二〇、一六三、八七三	一八、三八五、八二九	九一
四二	六一四、五六六	四四〇、三六八	七二	八、六三八、六一五	八、〇三九、六六五	九三	一三、七四四、八三七	一二、〇八三、七四三	八八	—	—	—	二二、九九八、〇一八	二〇、五六三、七七六	八九
四三	四〇四、四一三	三〇二、二四五	七四	五、三七八、八八三	五、二九二、二三三	九八	一五、〇一九、七八三	一三、八九四、八八二	九二	一二、一六〇	七、四四六	六一	二〇、八一五、二三九	一九、四九六、七九六	九三
四四	三四、三七六	一九、六三三	五七	九、六七四、六九七	九、〇五八、七七七	九三	一七、三四六、三〇五	一六、一二六、〇八〇	九三	一四、〇〇〇	八、七四三	六二	二七、〇六九、三七八	二五、二一三、二三三	九三
大正元	四四、二五〇	二三、〇一九	五二	八、〇五一、六三〇	七、七三〇、五七五	九六	一八、二六七、七八四	一七、〇六五、八四八	九三	一一、三六〇	七、四四六	六六	二六、三七五、〇二四	二四、八二六、八八八	九四
二	四三、六五五	一三、二〇五	三〇	七、七五八、二七一	七、六三九、八三〇	九八	二〇、〇三四、八〇七	一八、六六三、三七〇	九三	一九、二八〇	一二、一七八	六三	二七、八五六、〇一三	二六、三二八、五八三	九五
三	四六、六〇一	一八、三四四	三九	一〇、六九〇、〇八九	一〇、五二七、八〇八	九八	二三、七六八、四七七	二二、一三九、〇九五	九三	—	—	—	三四、五〇五、一六七	三二、六八五、二四七	九五
四	一六、六〇一	一二、五七九	七六	九、六八八、四二〇	九、五九一、一八四	九九	二三、八八九、九七一	二二、五四八、九五二	九四	一八、〇〇〇	一四、二五〇	七九	三三、六一二、八九二	三二、一六六、九六五	九五
五	七九、〇九六	六二、三一三	七九	一六、七二三、四五四	一六、五四五、五二〇	九八	二八、九五九、一六一	二七、一五六、五〇五	九四	三二、四〇〇	一八、五六二	八五	四五、七八四、一一一	四三、七八二、九〇〇	九六

第八表（イ）　鹽製造高別人員累年比較表

年度	百萬斤以上	十萬斤以上	五萬斤以上	三萬斤以上	一萬斤以上	一萬斤未滿	合計
明治三十八	三五人	一五人	一人	一人	一人	一人	五四人
三九	三五	一五	一	一	一	一	五四
四〇	三五	一五	一	一	一	一	五四
四一	三五	一五	一	一	一	一	五四
四二	三五	一五	一	一	一	一	五四
四三	三五	一五	一	一	一	一	五四
四四	三五	一五	一	一	一	一	五四
四五	三五	一五	一	一	一	一	五四
大正元	三五	一五	一	一	一	一	五四
二	三五	一五	一	一	一	一	五四
三	三五	一五	一	一	一	一	五四
四	三五	一五	一	一	一	一	五四
五	三五	一五	一	一	一	一	五四
六	三五	一五	一	一	一	一	五四
七	三五	一五	一	一	一	一	五四
八	三五	一五	一	一	一	一	五四
九	三五	一五	一	一	一	一	五四
一〇	三五	一五	一	一	一	一	五四
一一	三五	一五	一	一	一	一	五四
一二	三五	一五	一	一	一	一	五四
一三	三五	一五	一	一	一	一	五四
一四	三五	一五	一	一	一	一	五四
昭和元	三五	一五	一	一	一	一	五四
二	三五	一五	一	一	一	一	五四
三	三五	一五	一	一	一	一	五四
四	三五	一五	一	一	一	一	五四
五	三五	一五	一	一	一	一	五四
六	三五	一五	一	一	一	一	五四
七	三五	一五	一	一	一	一	五四
八	三五	一五	一	一	一	一	五四
九	三五	一五	一	一	一	一	五四
一〇	三五	一五	一	一	一	一	五四
一一	三五	一五	一	一	一	一	五四
一二	三五	一五	一	一	一	一	五四
一三	三五	一五	一	一	一	一	五四
一四	三五	一五	一	一	一	一	五四

第八表（ロ）　同上局別表（昭和元年度）

局名	百萬斤以上	十萬斤以上	五萬斤以上	三萬斤以上	一萬斤以上	一萬斤未滿	合計
東京	一人	一	一	一	一	一	五人
水戸	一	一	一	一	一	一	五
仙台	一	一	一	一	一	一	五
函館	一	一	一	一	一	一	五

（備考）本表は鹽の製造を許可せられたる者の中實際に製鹽を爲したる者を掲ぐるを以て第一表の製造人員とは稍合せず。

第九表（ロ）　同上局別表（昭和元年度）

局名		職田所有者 人員	職田所有者 段別	自作 人員	自作 段別	自作 釜数	小作者 人員	小作者 段別	小作者 釜数	従業者 男	従業者 女	従業者 計
昭和元年	東京	二五人	七反二畝	八人	三反九畝	三反九畝	一五人	七反一畝	七反一畝	一九人	三人	二二人
	仙台	二三人	九反一畝	一四人	五反一畝	五反一畝	一四人	四反一畝	四反一畝	一四人	四人	一八人
	金沢	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	名古屋	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	大阪	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	広島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	高松	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	福岡	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	熊本	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	鹿児島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	合計	三五人	一町一反二畝	三一人	一町一反二畝	一町一反二畝	四人	一反二畝	一町一反二畝	三一人	一四人	四五人
大正四年	東京	二五人	七反二畝	八人	三反九畝	三反九畝	一五人	七反一畝	七反一畝	一九人	三人	二二人
	仙台	二三人	九反一畝	一四人	五反一畝	五反一畝	一四人	四反一畝	四反一畝	一四人	四人	一八人
	金沢	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	名古屋	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	大阪	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	広島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	高松	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	福岡	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	熊本	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	鹿児島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	合計	三五人	一町一反二畝	三一人	一町一反二畝	一町一反二畝	四人	一反二畝	一町一反二畝	三一人	一四人	四五人
大正九年	東京	二五人	七反二畝	八人	三反九畝	三反九畝	一五人	七反一畝	七反一畝	一九人	三人	二二人
	仙台	二三人	九反一畝	一四人	五反一畝	五反一畝	一四人	四反一畝	四反一畝	一四人	四人	一八人
	金沢	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	名古屋	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	大阪	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	広島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	高松	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	福岡	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	熊本	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	鹿児島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	合計	三五人	一町一反二畝	三一人	一町一反二畝	一町一反二畝	四人	一反二畝	一町一反二畝	三一人	一四人	四五人

第九表（ロ）　同上局別表（昭和元年度）

局名		職田所有者 人員	職田所有者 段別	自作 人員	自作 段別	自作 釜数	小作者 人員	小作者 段別	小作者 釜数	従業者 男	従業者 女	従業者 計
昭和元年	東京	二五人	七反二畝	八人	三反九畝	三反九畝	一五人	七反一畝	七反一畝	一九人	三人	二二人
	仙台	二三人	九反一畝	一四人	五反一畝	五反一畝	一四人	四反一畝	四反一畝	一四人	四人	一八人
	金沢	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	名古屋	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	大阪	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	広島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	高松	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	福岡	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	熊本	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	鹿児島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	合計	三五人	一町一反二畝	三一人	一町一反二畝	一町一反二畝	四人	一反二畝	一町一反二畝	三一人	一四人	四五人
大正四年	東京	二五人	七反二畝	八人	三反九畝	三反九畝	一五人	七反一畝	七反一畝	一九人	三人	二二人
	仙台	二三人	九反一畝	一四人	五反一畝	五反一畝	一四人	四反一畝	四反一畝	一四人	四人	一八人
	金沢	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	名古屋	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	大阪	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	広島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	高松	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	福岡	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	熊本	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	鹿児島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	合計	三五人	一町一反二畝	三一人	一町一反二畝	一町一反二畝	四人	一反二畝	一町一反二畝	三一人	一四人	四五人
大正九年	東京	二五人	七反二畝	八人	三反九畝	三反九畝	一五人	七反一畝	七反一畝	一九人	三人	二二人
	仙台	二三人	九反一畝	一四人	五反一畝	五反一畝	一四人	四反一畝	四反一畝	一四人	四人	一八人
	金沢	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	名古屋	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	大阪	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	広島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	高松	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	福岡	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	熊本	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	鹿児島	一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
	合計	三五人	一町一反二畝	三一人	一町一反二畝	一町一反二畝	四人	一反二畝	一町一反二畝	三一人	一四人	四五人

第九表（イ）　職田自作小作人員段別累年表

年度		職田所有者 人員	職田所有者 段別	自作 人員	自作 段別	自作 釜数	小作者 人員	小作者 段別	小作者 釜数	従業者 男	従業者 女	従業者 計
明治三八年		二五人	七反二畝	八人	三反九畝	三反九畝	一五人	七反一畝	七反一畝	一九人	三人	二二人
四四年		二三人	九反一畝	一四人	五反一畝	五反一畝	一四人	四反一畝	四反一畝	一四人	四人	一八人
四三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
元年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人

第九表（イ）　職田自作小作人員段別累年表

年度		職田所有者 人員	職田所有者 段別	自作 人員	自作 段別	自作 釜数	小作者 人員	小作者 段別	小作者 釜数	従業者 男	従業者 女	従業者 計
大正元年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一一年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
一〇年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
九年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
八年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
七年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
六年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
五年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
四年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
三年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
二年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人
元年		一人	一反	一人	一反	一反	一人	一反	一反	一人	一人	二人

大阪	一八二人	八九二・七町	五三人	二六五・二町	一三八個	二三二人	六二七・四町	三〇三個	四、〇一七人	一、〇七八人	五、〇九五人
岡山	三一四	四七五・七	一一八	二八七・八	一八〇	九四	一八七・九	八七	二、一二一	一、一四四	三、二六五
廣島	五四九	一、五八七・九	二八五	六四八・〇	三六二	三九三	九三九・八	四七一	七、一八一	三、三三三	一〇、五〇三
坂出	四五八	一、四八五・七	一六七	九七九・二	五〇八	二一七	五〇六・五	二六九	八、〇二八	四、一六六	一二、一九四
德島	一五五	四六二・三	五六	一一一・三	六二	九三	三五一・〇	一三三	二、一九九	七〇三	二、九〇二
福岡	二八三	三三四・〇	一七一	一四〇・七	五二	二〇六	一九三・三	七八	一、三二八	八六一	二、一八九
鹿兒島	九八七	一五五・〇	八一五	一〇三・〇	五〇二	四〇五	五二・〇	一九一	一、六〇五	一、四六四	三、〇六九
合計	四、一七〇	五、八四〇・一	二、三二六	二、六六三・二	二、四一三	二、八二〇	三、一七六・八	二、四一六	二九、四八四	一五、三〇一	四四、七八五

第七節　鹽の收納

第一款　收納の方法

鹽專賣法施行の結果、鹽製造者の製造したる鹽は其の自由處分に委せず、政府に於て之を收納することは同法第七條の明記するところなり。從て鹽製造者が鹽を製造したるときは左記のものを除く外、總て之を政府に納付する義務を有するものとす。

（一）自家用鹽

鹽製造者の自家用に供する鹽にして政府に納付することを要せざるものは、一箇年一人に付二十斤以内とし、一家を通じて一箇年三百斤を超過することを得ず。鹽製造者其の製造したる鹽の一部を自家用に供せむとするときは、豫め申告して前記の制限數量以内に於て鹽務官吏（專賣官吏）の檢査を受け、政府に納付すべき鹽と區別して貯藏すべきものとす（鹽專賣法施行細則第二十二條、第二十三條）。

（二）政府より賣渡したる鹽に依り再製したる鹽

政府より賣渡したる鹽に依り再製したる鹽は政府に納付することを要せざるも、若し鹽製造者が政府より賣渡したる鹽を鹹水に混和して鹽を製造したるときは、其の製造鹽の全部を政府に納付するを要す。但し鹽務官吏（專賣官吏）の檢査を受け、混和鹽及製造鹽の數量に付き其の承認を得たるときは、混和鹽の數量に相當する製造鹽は政府に納付することを要せず（同上第二十四條、第二十五條）。

鹽專賣法の實施に當り政府は主なる產鹽地には適當に收納機關を配置し、鹽の收納及賣渡を取扱はしむることとしたり。然れども產額寡少にして交通不便なる地方に在りては、收納官署に鹽を持參せしむることは頗る不便なるを以て、例外として鹽製造者の納付すべき鹽を政府の定めたる期日及場所に於て、政府の指定したる買受人に引渡すことを命ずることを得るものとし、其の引渡を以て政府に納付したるものと看做す制度を設けたり。此の方法は收納と同時に賣渡を爲す簡易の便法にして、之を普通の持參收納と區別して指定引渡と稱す。

鹽の焚上後納付迄の期間は普通一週間乃至二週間にして、其の納付期日は少くとも製造後二日を經過するを要するものとす。收納に當りては先づ鹽製造業者をして納付に關する必要事項を申告せしめ、次に收納取扱官吏は納付鹽の數量を秤量し、更に鑑定官に於て其の品質を鑑定したる後、之に對して相當の賠償金を支拂ふものなり。但し其の納付せむとする鹽にして品質甚だしく粗惡なるものに就ては、引取希望者ある指定引渡の場合の外は之を收納せず、製造者をして更に相當の處理を

爲さしむるものとす。

收納事務の取扱に就ては、當初は鹽務局事務取扱手續（明治三十八年五月大藏省訓令第四十三號）中に之を規定したりしが、後明治四十一年七月同手續を廢すると共に、專賣局長官達を以て鹽收納賣渡事務取扱手續を制定し、專ら之に據ることとなせり。右取扱手續は鹽の收納のみならず、其の製造・輸入及移入・賣渡・指定引渡・鑑定・追徵及交付金・帳簿及報告等に關する取扱方法を詳細規定したるものにして、既に第四節第四款に其の全文を掲載したるを以て、茲には之を再錄せず。

第二款　包　裝

鹽製造者の納付すべき鹽には散鹽收納の如き特殊の場合を除くの外は、必ず一定の包裝を施すべきものにして、包裝の方法・重量及一包裝の鹽數量は政府之を定めて公示す。鹽專賣實施の當初に在りては、從來各地に於ける鹽の包裝極めて多岐に渉りて、慣習上一時に之を一定するを困難とする事情ありしを以て、各地在來使用の包裝中に就て一定の包裝を使用せしめしが、其の後漸次之を全國劃一と爲すの必要を認め、先づ明治三十八年七月特設鹽務局長會議に諮問の結果、鹽包裝は原則として叭入八十斤及四十斤の二種とすることに內定し、同年十二月左の如く公示したり。

大藏省告示第五百八十二號（明治三十八年十二月十三日）

鹽ノ包裝ニ叭ヲ使用スルノ件左ノ通相定メ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條　鹽製造者鹽ヲ納付セントスルトキハ叭ヲ以テ之ヲ包裝スヘシ但シ鹽務局長ノ特ニ指定シタルモノニ付テハ包裝ヲ爲サス又ハ叭以外ノ包裝ヲ爲スコトヲ得

第二條　叭ハ左記ノ標準ニ依リ蓆ヲ以テ之ヲ製スルコトヲ要ス

一　正味八十斤
　縱二尺三寸
　橫二尺七寸
　折返シ三寸
　縱掛繩二本ニテ三箇所
　橫掛繩二本ニテ二箇所
　總風袋量凡四百五十匁

二　正味四十斤入
　縱一尺八寸
　橫二尺二寸
　折返シ二寸
　縱掛繩二本ニテ二箇所
　橫掛繩二本ニテ一箇所
　總風袋量凡二百五十匁

鹽製造者ハ前項二種ノ叭中ニ於テ鹽務局長ノ指定シタルモノヲ以テ納付鹽ヲ包裝スルコトヲ要ス

第三條　叭ヲ以テ包裝シタル鹽ヲ納付シタルトキハ明治三十八年大藏省告示第九十二號ニ依

ル包裝鹽ノ賠償價格ニ左ノ金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ其ノ賠償價格トス

一　正味八十斤入　　百斤ニ付五錢

二　正味四十斤入　　百斤ニ付八錢

其の後特例として三十九年二月三田尻鹽務局に對し二十斤菰俵を認め、又同年三月熊本鹽務局に對し漸次二十斤菰俵に改むるの方針を以て特に十七斤入の菰俵を認めしが、同年五月取扱の便宜上叭の寸法を改正して總風袋量を多少增加し、左の如く告示したり。

大藏省告示第六百五十七號（明治三十九年五月十九日）

明治三十八年十二月大藏省告示第五百八十二號鹽ノ包裝ニ叭ヲ使用スルノ件第二條第一項第一號中「折返シ三寸」ヲ削リ「縱二尺三寸」ヲ「縱內側二尺五寸外側二尺六寸」ニ「總風袋量凡四百五十匁」ヲ「總風袋量凡五百匁以上」ニ改メ第二號中「折返シ二寸」ヲ削リ「縱一尺八寸」ヲ「縱內側一尺九寸外側二尺」ニ「縱掛繩二本ニテ二箇所」ヲ「縱掛繩二本ニテ三箇所」ニ「總風袋量凡二百五十匁」ヲ「總風袋量凡三百匁以上」ニ改ム

然るに法定包裝たる叭に對しては種々の批評あり、殊に一部販賣業者に在りては叭入の鹽は賣行不良なりとの故を以て之を菰俵に改裝するものあるに至りたるを以て、包裝の種類に就ては必ずしも制限を加へず、各地方の便利とする所に從ひ叭菰の兩者を併用することとし、明治三十九年九月菰俵の使用を公認することとせり。尙ほ叭に對する從來の賠償金は稍多きに過ぐるの傾ありしを以て、此の機會に八十斤入及四十斤入とも各百斤に付一錢を低減したり。卽ち左の如し。

大藏省告示第八百六十三號（明治三十九年九月二十七日）

明治三十八年十二月大藏省告示第五百八十二號中左ノ通改正シ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

第二條　包裝ノ種類ハ正味八十斤入、四十斤入、二十斤入及十斤入ノ四種トス但シ叭ニアリテハ八十斤入、四十斤入ノ二種ニ限ル

前項ノ規定ハ特別ノ事情アル地方ニシテ大藏大臣ノ認可ヲ經タル場合ハ之ニ依ラサルコトヲ得

「第二條」ヲ「第三條」ニ改メ第一項ニ「叭以外ノ包裝ニアリテハ鹽務局長ノ適當ト認メタルモノニ依ルヘキモノトス」ヲ加ヘ第二項中「前項二種ノ叭」ヲ「前項ノ各包裝」ニ改ム

「第三條」ヲ「第四條」ニ改メ「五錢」ヲ「四錢」ニ「八錢」ヲ「七錢」ニ改ム

又同年十二月小型菰俵に對しては左の如く賠償金の引上を爲したり。

大藏省告示第九百三十四號（明治三十九年十二月五日）

明治三十八年十二月大藏省告示第五百八十二號中ニ左ノ一條ヲ追加シ明治三十九年十二月十日ヨリ之ヲ施行ス

第五條　二十斤入又ハ十斤入ノ菰俵ヲ以テ包裝シタル鹽ヲ納付シタルトキハ明治三十八年大藏省告示第九十二號ニ依ル包裝鹽ノ賠償價格ニ左ノ金額ヲ加ヘタルモノヲ以テ其ノ賠償價格トス

一　正味二十斤入　　百斤ニ付四錢

一　正味十斤入　　百斤ニ付七錢

其の後八十斤菰俵十斤菰俵は全國に涉り殆ど其の需要なく、之を廢止するも全然販賣上支障なき

に至りたるを以て、明治四十二年二月五日大藏省告示第十一號を以て之を削除し（四月一日より施行）、又同一理由を以て大正三年十二月四十斤叺入を廢止し、同時に官制改正に伴ひ左の如く改正を施したり。

大藏省告示第百十七號（大正三年十二月二十四日）

明治三十八年十二月二十日大藏省告示第五百八十二號中左ノ通改正シ大正四年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

第一條及第三條中「鹽務局長」ヲ「專賣局長官」ニ改ム

第二條中「四十斤入、二十斤入ノ各二種」ヲ「二十斤入」ニ「大藏大臣」ヲ「專賣局長官」ニ改ム

尋いで大正八年に至り一般鹽取扱上の利便及經費節約竝に市價の低減を圖る爲め、新に五十斤叺入の一種を加へ（大正八年九月九日大藏省告示第百四十八號、卽日施行）、又大正十年十二月に至り四十斤叺入及二十斤菰俵入を廢止して八十斤叺入及五十斤叺入の二種に改め、尙ほ之を機として從前の條文を全部改正し、左の如く告示したり。大正末年の現行規定卽ち之なり。

大藏省告示第百七十四號（大正十年十二月二十日）

明治三十八年四月大藏省令第二十二號鹽專賣法施行細則第十六條ニ依リ鹽製造者ノ納付スヘキ鹽ニ施ス包裝ノ件左ノ通定メ大正十一年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

明治三十八年十二月大藏省告示第五百八十二號ハ本告示施行ノ日ヨリ之ヲ廢止ス

鹽製造者ノ納付スヘキ鹽ノ包裝ハ叺ヲ用ヰ掛繩ヲ施シ結束スヘシ

第一條　鹽製造者ノ納付セムトスル鹽ノ包裝ハ叺ヲ用ヰ掛繩ヲ施シ結束スヘシ

第二條　包裝ノ種類ハ正味八十斤入、五十斤入ノ二種トス但シ特別ノ事情アルモノニシテ專賣局長官ノ認可ヲ經タルモノハ此ノ限ニ在ラス

第三條　叺及掛繩ハ藁ヲ以テ之ヲ製シ左ノ標準ニ依ルヘシ

一　正味八十斤入

縱	內側	二尺五寸以上二尺七寸以內
	外側	二尺七寸以上二尺九寸以內
橫		二尺五寸五分
經	繩	十八目（兩耳共）
縱	掛繩	二本ニテ三箇所
橫	掛繩	二本ニテ二箇所
總風袋量		凡五百六十匁

（上記ノ寸法ノ內ニテ底部ニ深サ二寸ノ袋ヲ設ク）

二　正味五十斤入

縱	內側	二尺二寸以上二尺四寸以內
	外側	二尺四寸以上二尺六寸以內
橫		二尺二寸
經	繩	十六目（兩耳共）
縱	掛繩	二本ニテ三箇所
橫	掛繩	二本ニテ一箇所
總風袋量		凡四百匁

（上記ノ寸法ノ內ニテ底部ニ深サ一寸ノ袋ヲ設ク）

前條但書ニ依リ認可ヲ經タル包裝ノ標準ハ所轄地方專賣局長之ヲ指定ス

第四條　鹽製造者ハ前條ノ各包裝中ニ於テ所轄地方專賣局長ノ指定シタルモノヲ以テ包裝スルコトヲ要ス

右の如く收納鹽の包裝種類は現在五十斤叺及八十斤叺の二種を存するものなるが、前者は大正八年制定以來逐年包裝數量を增加し、昭和元年度に於ては總收納高の九割六分六厘を占むるに至り、後者は之に反して僅に三分三厘（外に無包裝の散鹽一厘）に過ぎず、鹽の包裝は玆に殆ど五十斤叺の一種に統一せらるるに至れり。

尙ほ收納鹽の包裝補償金は從來蔴俵の計算を以て鹽賠償價格中に包含せしむるの外、八十斤入叺・四十斤入叺・二十斤入蔴俵に對しては生產費用を要すること多きを以て、特に增加補償金を支給する規定を設けしも、明治四十五年六月鹽賠償價格改正に際し、四十斤入叺を基準として鹽賠償價格を定むることに改め、八十斤入叺及二十斤入蔴俵を以て納付する鹽に就ては各低減額を定めたる結果、同年六月二十九日大藏省告示を以て包裝補償金に關する箇條は之を削除したり。

收納鹽は鹽の品質等級に依り價格を異にすべきを以て、其の取引の便宜の爲め夫々鑑定したる等級を包裝上に標記せしむることとし、當初明治三十八年十一月十八日大藏省訓令第七十一號を以て之が取扱方を規定したりしが、後之を廢して明治四十一年七月專賣局長官達鹽收納賣渡事務取扱手續中に之を規定したり。

第三款　鑑　定

我國の製鹽には從來差鹽・眞鹽の區別存せりと雖も、而も其の實際の品質は多く顧みられず、一般の取引に於ても價格の標準は概ね樣相に依りて定められし所にして、色相潔白にして結晶細かく容積大なるものを以て良品なりと爲し、其の實際の鹽化曹達含有量の多少の如きは、措て問はざるの觀ありき。然れども鹽の品質は純粹の鹽分多きもの、卽ち鹽化曹達の含有量多きものを以て良品とせざるべからず。何となれば鹽は其の主成分たる鹽化曹達と水其の他の夾雜鹽類より成り夾雜鹽類中の多くは白色なるを以て、鹽の品位は白色のもの必ずしも佳良なりと云ふを得べからざればなり。又各種夾雜成分は其の性質上食鹽の品位を劣化せしめ、而も其の夾雜成分の種類に依り各劣化の程度を異にするものなり。故に鹽の品位に對し鑑定上の方針を定むるに方りては、鹽化曹達の含有量に依りて等級の區分を定むると同時に、此等各種夾雜成分が食鹽の品位を劣化せしむる標準を定めて、之を以て斟酌を加ふることを必要とす。

專賣實施前に在りては鹽の品質一般に低劣にして、鹽化曹達の含有量六〇%未滿のものも市場に販賣せらるるの狀態なりしが、專賣實施に依り一時に之を急變せしむるは事情の許さざるものあり しを以て、專賣實施後は其の最低限を七〇%として之に達せざるものは收納を保留し、製造者をして更に乾燥・再製等適當の處理を爲さしむることとせり。但し指定引渡の場合に於ては、其の指定を受けたる者が鹽の取引を承諾したるときは、一定の割合を以て賠償金を減少し、特に等外鹽として收納を許すこととしたり。而して含有鹽化曹達量七〇%以上の鹽に就ては更に其の含有量に從ひ左の五等級に區分することと爲し、尙ほ其の含有鹽化曹達量同一なるものと雖も、其の鹽の含有する水分及夾雜物の多寡に依り品質自ら優劣あるを以て、左記等級の鹽化曹達量は鹽の含有水分に一・一、夾雜

物に一・二の係數を乘じたるものを、鹽の總量より控除して之を定むるものとせり（鹽專賣法施行細則第十七條）。

一等　含有鹽化曹達量　百分の九十以上
二等　同　上　百分の八十五以上
三等　同　上　百分の八十以上
四等　同　上　百分の七十五以上
五等　同　上　百分の七十以上

鹽の鑑定方法は鹽を分析して之を決定するを原則とすと雖も、實際上は收納官署に豫め鹽の標本を備へ置き、之と對照して肉眼鑑定を爲すを常と爲し、肉眼を以て之を決定し難きもの、又は再鑑定の請求ありたる場合に於ては必ず分析鑑定を行ふものとす。

鹽製造者鹽の鑑定に不服なるときは賠償金の請求に先ち、不服の要領を具し當該收納官署に對して卽時再鑑定を求むることを得。此の場合に於ては當該官署の技手二人以上（但し最初に鑑定したる者を除外す）の鑑定人をして更に分析鑑定を爲さしめ、之を決定するものとす。再鑑定の結果品質の等級が最初の鑑定等級より上進せざるときは、再鑑定に關する費用は申立人の負擔とす。左に再鑑定に關する累年表を揭出すべし。

再鑑定の結果

年度	再鑑定を請求したるもの 人員	再鑑定を請求したるもの 件數	再鑑定を請求したるもの 數量	等級上進したるもの 件數	等級上進したるもの 數量	原等級に等しきもの 件數	原等級に等しきもの 數量	等級下降したるもの 件數	等級下降したるもの 數量	請求人の負擔すべき鑑定費用
明治三八	人 一三〇	件 一八四	斤 一、〇六五、一八七	件 四	斤 四、二六五	件 一五七	斤 九四七、九八三	件 三三	斤 七二、九四三	圓 一四
三九	一八三	四一六	二、〇八三、九〇〇	七六	一、五六六、九五九	一六二	七八三、一四三	一三	五三、二〇〇	八
四〇	一三七	二一五	一、〇二四、四六〇	三三	七八三、一四三	三二	一、五三四、八六〇	一	一、二〇〇	一
四一	一四〇	二三六	一、三四、八六〇	六〇	一、三四、八六〇	一七四	一、〇二三、七四〇	二	一、八〇〇	七
四二	二〇一	五四五	二、七四四、一〇〇	一〇九	二、八七四、一〇〇	二二六	二、二五三、八〇〇	三六	一六六、八四〇	一七四
四三	三五六	七二一	一、七四、四八〇	三〇	一、五六四、三一〇	四九一	二、九〇二、九四〇	一〇	六三、五三〇	三四
四四	一四四	二六三	六八四、〇〇〇	七一	六三七、四八〇	一九二	一、一五五、七八〇	—	—	一四四
大正元	六九	一一九	五六七、一〇〇	七	四四〇、三一〇	一一二	六三七、四八〇	一	六、六四〇	八四
二	八五	一〇七	四四〇、三一〇	二九	三八、九二〇	七七	四四〇、三一〇	一	八、〇〇〇	五八
三	三〇九	四八一	三、〇六七、三一〇	一四一	九、一四、三八〇	三三四	二、一三、八二〇	六	三九、一二〇	二四五
四	三三三	五一三	三、二一一、八〇	一四九	九四五、三三〇	三五六	二、一七、三四〇	七	五四、六四〇	二七二
五	二〇六	三〇八	二、一七、三四〇	一四一	一、三九、一四〇	一二五	一、七、九八〇	二	一四、四四〇	八九
六	一〇三	一一三	七四三、一〇〇	二六	一六九、一四〇	五七	五七三、一六〇	—	—	七一
七	六一	六八	五六六、〇〇〇	一三	五七、七三〇	四九	四四〇、〇八〇	—	—	三九
八	六一	七五	五七、七三〇	一七	五七、七三〇	九一	四二、〇三〇	—	—	四四
九	三四	三八	五七、七九〇	九	五七、七九〇	二九	四六五、九四〇	—	—	二一
一〇	三七	三四	三三、五一〇	八	二四一、二六〇	二八	二四一、二六〇	一	一二、七五〇	二一
一一	二九	三九	二七四、〇五〇	一〇	六七、〇五〇	一九	二〇七、〇五〇	—	—	二〇
一二	三三	三四	九〇、二四〇	八	一四〇、四九〇	二五	四七、四五〇	一	二、三〇	一九
一三	一九	二〇	一七一、〇六〇	一六	一三九、二六〇	一六	三二、八〇〇	一	九、七〇〇	一三
一四	七	一四	一〇八、四五〇	一	二、三〇	一三	八、七五〇	—	—	九
昭和元	一三	一九	一四九、一三〇	二	一四、六〇	一七	一六、五五〇	—	—	一三

專賣法施行前に在りては鹽煎熬の際多くは苦汁を注加し、所謂差し鹽なるものを製造し、禁上後直

に之を販賣したる爲め鹽の品質頗る粗惡なりしが、專賣實施後は成るべく苦汁注加を節し或は全く之を廢して眞鹽焚と爲し、製造後少くとも二日を經過したる後政府に納付せしむることと爲し、其の他採鹵煎熬貯藏上の改良を圖りたる結果、鹽の品質は年を逐うて良好に赴き、需要者亦良鹽を嗜好使用するに至りたる爲め、等外鹽は殆ど絶滅に近く（明治四十二年四月以後等外鹽は副產的なるもの及肥料又は選鑛等に使用するものの外、假令引取希望者ありと雖も收納せざることとなせり）、殊に大正中期より三等鹽の產出激增し、四等以下の鹽が市場に其の跡を絶つも遠きにあらざるを思はしむるの狀態に在り。

第四款　賠償價格

第一項　一般賠償價格

鹽製造者の納付したる鹽に對しては其の品質を鑑定し、等級相當の賠償金を交付するものにして其の賠償價格は政府之を定め豫め公示す。而して鹽の賠償價格は其の生產費及外國鹽との關係、又は鹽の消費價格等諸般の關係を參酌して定むべきも、就中査定の基礎たるべきは鹽生產費にして、之に相當の利益を加へたるものを以て決定せざるべからず。然るに專賣實施の初に當りては、鹽生產費を調査すること頗る困難にして容易の業に非ざるに反し、專賣前の濱相場なるものは其の生產費を償ひて尙ほ相當の利益ある程度に於て定まるを普通とし、採て以て標準とするに足るべきを以て政府は專賣實施に際して鹽の生產費の外濱相場をも調査したるに、濱相場と生產費との間には略一定の權衡を保ち、大體に於て正當なることを確め得たり。茲に於て專賣實施最初の賠償價格は專賣

前二三年の濱相場に準據し、尙ほ戰時に於ける燃料勞賃の騰貴、公課の增加等生產費增加の原因をも斟酌して相當の割增を爲し、之を以て賠償價格と爲すの方針を定め、明治三十八年四月左の如く決定告示したり。右賠償價格は賠償區域を十三に分ち、各等級の賠償價格の差額は五等より三等迄は各等級六錢、三等より一等迄は各等級七錢を增價したり。而して鹽の品質特に優秀なるものに就ては一等の賠償價格に一割以下の割增を爲し、指定引渡鹽に就ては納付費を要せざる爲め各等級金三錢を減價し、散鹽の儘納付する鹽に就ては包裝費を要せざる爲め各等級金六錢を減價したり。

（大藏省告示第九十二號（明治三十八年四月一日））

鹽專賣法第八條ニ依リ鹽ノ百斤當賠償價格別表ノ通相定ム但シ鹽專賣法施行細則第十三條第二項ニ依リ鹽務局長ノ指定シタル者ニ引渡スヘキ鹽ニ付テハ各等級金三錢ヲ低減ス

撒鹽ノ儘納付スル鹽ニ付テハ前項ノ賠償金額ヨリ各等級金六錢ヲ低減ス

鹽ノ品質特ニ優等ナルモノニ付テハ一等ノ賠償價格ニ一割以下ノ割增ヲ爲スコトアルヘシ

鹽專賣法施行細則第十八條但書ヲ適用シタル鹽ニ付テハ五等ノ賠償價格以下ニ於テ相當ノ賠償價格ヲ定ム

（別　表）

賠償區域	一等	二等	三等	四等	五等
播津國、播磨國、備前國、備中國、備後國、安藝國、周防國、長門國、淡路國、阿波國、讃岐國、伊豫國（西宇和郡、北宇和郡、南宇和郡ヲ除ク）	円 一〇二〇	円 九五〇	円 八八〇	円 八二〇	円 七六〇

紀伊國、伊勢國、尾張國、參河國、	一圓八〇	一圓〇一〇	九四〇	八八〇	八二〇
遠江國、駿河國、伊豆國、相模國、武藏國、安房國、上總國、下總國	一二六〇	一一九〇	一一二〇	〇六〇	〇〇〇
常陸國、奥羽國（相馬郡、瓦理郡ヲ除ク）岩代國ノ內南會津郡	一四四〇	一三七〇	一三〇〇	二四〇	一八〇
奥羽國ノ內相馬郡、瓦理郡、陸前國	一三三〇	一二五〇	一一八〇	一二〇	〇六〇
陸中國、陸奥國、北海道	一五五〇	一四八〇	一四一〇	三五〇	二九〇
能登國	一二六〇	一一九〇	一一二〇	〇六〇	〇〇〇
岡越後前國、羽後國、羽後前國、佐渡國、若狹國、因幡國、但馬國、丹後國、宮津國、信濃國ノ內下伊那郡、越前國、加賀國、	一四四〇	一三七〇	一三〇〇	二四〇	一八〇
土佐國	一六一〇	一五四〇	一四七〇	一四一〇	三五〇
伊賀國ノ內西牟和郡、南牟和郡、豐前國、豐後國	一〇八〇	一〇一〇	九四〇	八八〇	八二〇
筑前國、肥前國、肥後國、壹岐國	一二六〇	一一九〇	一一二〇	〇六〇	〇〇〇
日向國、大隅國（天島郡ヲ除ク）、薩摩國	一三三〇	一二五〇	一一八〇	一二〇	〇六〇
大隅國ノ內大島郡、琉球	一四九〇	一四二〇	一三五〇	一二九〇	一三〇

右賠償價格は爾後主として鹽生產費の高低に應じ隨時改正せられしが、斯くの如く賠償價格の變更を臨機急遽に決行するときは、其の都度國庫製鹽業者、販賣業者に對し大なる利害關係を及ぼすの虞あるに因り、明治四十年一月鹽專賣法施行細則を改正し、其の第十一條ノ一消費者に於ける鹽の賠償價格は毎年十二月に於て翌年に適用すべきものとなし、爾後主として鹽生產費の高低に應じ隨時改正せられしが、斯くの如く賠償價格の變更を臨機急遽に決行するときは、其の都度國庫製鹽業者、販賣業者に對し大なる利害關係を及ぼすの虞あるに因り、明治四十年一月鹽專賣法施行細則を改正し、其の第十一條ノ一消費者に於ける鹽の賠償價格は毎年十二月に於て翌年中に於ける特殊の事情あるときは之を變更することを得るものとせり。卽ち之に基き同年五月大藏省告示第八十八號を以て四十年中收納すべき鹽の賠償價格を決定し之を公示するを原則とし、例外として鹽の賠償價格を改定公示し、爾後毎年十二月大藏省告示を以て翌年中收納すべき鹽の賠償價格を決定し之を公示したり。而して右告示に於ては賠償價格に關する此等大藏省告示の一々を揭ぐるは頗る繁雜に過ぐるを以て、玆には之を省略し、左に假に五等散鹽百斤當の價格を標準として一表を作成し、以て鹽賠償價格の變遷を知るの便に供すべし。

內地收納鹽賠償價格沿革表（五等散鹽百斤當）

適用年月	告示年月及番號	德島縣、山口縣、兵庫縣、愛媛縣、廣島縣、岡山縣、鹿兒島縣、福岡縣、山形縣、大分縣	福岡縣	長崎縣	愛知縣	宮城縣	石川縣	鹿兒島縣	千葉縣	沖繩縣
至明治四十三年十二月乃	明治三八、一二、二八大藏省告示第一三號	圓 〇・七五〇	圓 〇・九四〇	圓 〇・九四〇	圓 〇・九四〇	圓 一・〇〇〇	圓 〇・九四〇	圓 一・〇〇〇	圓 〇・九四〇	圓 一・〇〇〇
四、一、一	三九、七、一二大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四〇、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四一、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四二、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四三、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四四、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四五、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四六、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四七、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四八、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	四九、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五〇、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五一、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五二、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五三、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五四、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五五、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五六、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五七、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五八、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	五九、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六〇、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六一、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六二、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六三、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六四、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六五、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六六、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六七、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六八、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	六九、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七〇、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七一、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七二、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七三、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七四、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七五、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七六、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七七、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七八、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	七九、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八〇、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八一、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八二、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八三、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八四、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八五、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八六、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八七、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇
四、四、一	八八、一二、二八大藏省告示第一三號	〇・七五〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇	一・〇四〇

二、本表の敗鹽賠償價格に對し、包裝區分の異る毎に加算すべき包裝費左の如し。

明治三八年四月	告示年月及番號	一等二等間	二等三等間	三等四等間	四等五等間
一一、六、	告示八四號以後の分	三三〇	二八〇	二七〇	一七〇
一〇、六、	告示七六號以後の分	三二〇	二七〇	二二〇	一九〇
〃一二、	告示二一〇號以後の分	三七〇	三一〇	二五〇	二二〇
九、五、	告示八四號以後の分	四二〇	三四〇	二八〇	二五〇
八、九、	告示一四九號以後の分	三八〇	三一〇	二六〇	二二〇
大正七、四、	告示五九號以後の分	二三〇	一九〇	一六〇	一四〇
〃七、	告示二七九號以後の分	一三〇	一二〇	一一〇	一〇〇
明治三八年四月	告示九二號以後の分	七〇厘	七〇厘	六〇厘	六〇厘

（備考）一、各等級間賠償價格の差額左の如し。

同十五年適用	一四、一二、一八	二・二〇	二・二〇	二・二〇	二・五〇	三・二〇	三・五〇	三・二〇
同十四年適用	一三、一二、二〇三	二・三九〇	二・三九〇	二・三九〇	二・七三〇	三・四三〇	三・六二〇	三・五〇
同十三年適用	一二、一二、一六	二・三九〇	二・三九〇	二・三九〇	二・七三〇	三・四三〇	三・六二〇	三・五〇
同十二年適用	一一、一二、一六七	二・四八〇	二・四八〇	二・四八〇	二・七四〇	三・四四〇	三・六三〇	三・五〇
同十一年適用	一一、六、八四	二・四八〇	二・四八〇	二・四八〇	二・七四〇	三・四四〇	三・六三〇	三・五〇
	一〇、一二、一七七	二・五三〇	二・五三〇	二・五三〇	二・七九〇	三・四九〇	三・六八〇	三・五〇
同十年適用	一〇、六、七六	二・五三〇	二・五三〇	二・五三〇	二・七九〇	三・四九〇	三・六八〇	三・五〇
	九、一二、二一〇	二・八四〇	二・八四〇	二・八四〇	三・三一〇	三・八一〇	三・九三〇	四・一二〇
	九、五、八四	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・〇〇〇	三・二五〇	三・七二〇	三・八五〇	四・〇五〇

（德島縣）

同九年適用	八、一二、二一五	二・八四〇	二・八四〇	二・八四〇	三・一七〇	三・五七〇	三・六〇〇	三・八〇〇
	〃九、六、一四九	二・七八〇	二・七八〇	二・七八〇	三・〇〇〇	三・四〇〇	三・五〇〇	三・六〇〇
同八年適用	八、六、一〇八	二・四四〇	二・四四〇	二・四四〇	二・六五〇	二・七五〇	二・七八〇	二・八〇〇
	七、一二、二三三	二・二九〇	二・二九〇	二・二九〇	二・四四〇	二・五四〇	二・六二〇	二・七〇〇
同七年適用	〃九、一四八	二・〇五〇	二・〇五〇	二・〇五〇	二・二七〇	二・三七〇	二・四七〇	二・五〇〇
	七、四、五九	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	六、一二、一九六	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同六年適用	〃一〇、一七三	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	〃七、一〇九	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	六、四、四三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	五、一二、一七六	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同五年適用	五、七、九一	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	四、一二、一五一	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四年適用	三、一二、一六	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同三年適用	二、一二、一七九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同二年適用	大正元、一二、六三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
大正元年適用	四五、六、九四	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十五年適用	四四、一二、一五三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十四年適用	四三、一二、一六〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十三年適用	四二、一二、一七五	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十二年適用	四一、一二、一八三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
明治四十一年適用	四〇、五、八九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	四〇、一二、二二九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	明治年月告示號	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇

（福岡縣）

同九年適用	八、一二、二一五	二・八四〇	二・八四〇	二・八四〇	三・一七〇	三・五七〇	三・六〇〇	三・八〇〇
	〃九、六、一四九	二・七八〇	二・七八〇	二・七八〇	三・〇〇〇	三・四〇〇	三・五〇〇	三・六〇〇
同八年適用	八、六、一〇八	二・四四〇	二・四四〇	二・四四〇	二・六五〇	二・七五〇	二・七八〇	二・八〇〇
	七、一二、二三三	二・二九〇	二・二九〇	二・二九〇	二・四四〇	二・五四〇	二・六二〇	二・七〇〇
同七年適用	〃九、一四八	二・〇五〇	二・〇五〇	二・〇五〇	二・二七〇	二・三七〇	二・四七〇	二・五〇〇
	七、四、五九	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	六、一二、一九六	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同六年適用	〃一〇、一七三	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	〃七、一〇九	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	六、四、四三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	五、一二、一七六	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同五年適用	五、七、九一	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	四、一二、一五一	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四年適用	三、一二、一六	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同三年適用	二、一二、一七九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同二年適用	大正元、一二、六三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
大正元年適用	四五、六、九四	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十五年適用	四四、一二、一五三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十四年適用	四三、一二、一六〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十三年適用	四二、一二、一七五	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十二年適用	四一、一二、一八三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
明治四十一年適用	四〇、五、八九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	四〇、一二、二二九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	明治年月告示號	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇

（福岡縣）

同九年適用	八、一二、二一五	二・八四〇	二・八四〇	二・八四〇	三・一七〇	三・五七〇	三・六〇〇	三・八〇〇
	〃九、六、一四九	二・七八〇	二・七八〇	二・七八〇	三・〇〇〇	三・四〇〇	三・五〇〇	三・六〇〇
同八年適用	八、六、一〇八	二・四四〇	二・四四〇	二・四四〇	二・六五〇	二・七五〇	二・七八〇	二・八〇〇
	七、一二、二三三	二・二九〇	二・二九〇	二・二九〇	二・四四〇	二・五四〇	二・六二〇	二・七〇〇
同七年適用	〃九、一四八	二・〇五〇	二・〇五〇	二・〇五〇	二・二七〇	二・三七〇	二・四七〇	二・五〇〇
	七、四、五九	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	一・八〇〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	六、一二、一九六	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同六年適用	〃一〇、一七三	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	一・五六〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	〃七、一〇九	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	一・二八〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	六、四、四三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	五、一二、一七六	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同五年適用	五、七、九一	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	四、一二、一五一	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四年適用	三、一二、一六	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同三年適用	二、一二、一七九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同二年適用	大正元、一二、六三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
大正元年適用	四五、六、九四	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十五年適用	四四、一二、一五三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十四年適用	四三、一二、一六〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十三年適用	四二、一二、一七五	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
同四十二年適用	四一、一二、一八三	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
明治四十一年適用	四〇、五、八九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	四〇、一二、二二九	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇
	明治年月告示號	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	一・一一〇	二・四〇〇	二・五〇〇

告示年月及番號	八十斤叭入	五十斤叭入	四十斤叭入	四十斤菰俵入	二十斤菰俵入	十斤菰俵入
明治三八、四、告示九二號以後の分	一一〇圓	圓	一四〇	六〇圓	六〇圓	六〇圓
〃　一二、包裝告示五八二號以後の分	一〇〇	一	一三〇	六〇	六〇	六〇
三九、九、包裝告示八六三號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	六〇	六〇
〃　一二、包裝告示九三四號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	六〇	六〇
四二、二、包裝告示一一號以後の分	一〇〇	一	一三〇	六〇	六〇	一三〇
四五、六、告示九四號以後の分	一〇〇	一	一三〇	六〇	一〇〇	一
大正三、一二、告示一一六號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
四、一二、告示一五一號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
六、七、告示一〇九號以後の分	一〇〇	一	一三〇	六〇	一〇〇	一
七、四、告示五九號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
八、六、告示一〇八號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
〃　九、告示一四九號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
〃　一二、告示二一五號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
九、五、告示八四號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
〃、一二、告示二一〇號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
一〇、六、告示七六號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
〃　一二、告示一七七號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
一一、六、告示八四號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一
一二、一二、告示一六一號以後の分	一一〇	一	一四〇	六〇	一一〇	一

指定引渡に係る等外鹽の賠償價格に關しては豫め之を公示することなく、五等鹽の賠償價格以下に於て相當の賠償價格を定むることとなし、明治三十八年八月左の如く決定通牒したり。

『(一)含有鹽化曹達量百分中六十五以上は五等鹽賠償價格より十五錢を減じたる額

(二)同じく百分中六十以上は三十五錢を減じたる額

(三)同じく百分中三十以上は前號賠償價格以下に於て鹽務局長の適當と認めたる額』

爾來等外鹽の賠償價格は右の標準に依り決定し來りたるが、大正八年九月之を改め左記の標準に依ることとし、尙ほ之に依り難き場合は專賣支局に於て適宜決定せしむることと爲したり（大正八年九月十三日專賣局事業部長通牒）。大正末年現行規定之れなり。

『一　品質五等に達せざる鹽の賠償價格を定むる必要あるときは、其の含有鹽化曹達量（鑑定成績としての量）の多少に應じ左記の標準を以て其の額を定むること。

(一)含有鹽化曹達量百分中六十五以上の鹽に對しては五等鹽賠償價格の八割四分に相當する額

(二)含有鹽化曹達量百分中六十以上の鹽に對しては五等鹽賠償價格の六割二分に相當する額

(三)含有鹽化曹達量百分中六十未滿の鹽に對しては前號の賠償價格以下に於て適當と認めたる額

二　前項に依る賠償價格の算定は總て散鹽として計算し、包裝材料に對する價格は五等鹽の場

合と同一價格に依り計算すること。

三　第一項の計算上厘位を生ずる場合は四捨五入の法に依り錢位に止むること。』

次に副產鹽は其の母工業製造に際し自然に副產するものなるが故に、其の生產費は普通製鹽の如く明確ならざるのみならず、其の品質は概して良好ならざるを以て、普通鹽の賠償價格を適用するは妥當ならずと認め、明治三十八年十月沃度副產鹽の賠償價格は鹽務局長に於て適宜之を定むることと爲せしが（大藏省告示第四百十號）、尋いで明治四十二年十二月に至り硝石副產鹽も沃度副產鹽と同じく專賣支局長適宜に其の賠償價格を定むることを得ることと爲し（大藏省告示第百七十五號）、其の後沃度及硝石以外に各種の副產鹽を製造するに及び、大正元年十二月に至り一般に副產鹽の賠償價格は專賣支局長に於て適宜に決定し得るものと定めたり（大藏省告示第六十二號）。而して此等各種副產鹽の賠償價格決定の標準に關しては、明治四十二年五月專賣局長官達甲第一九一三號を以て支局長に通達せしが、大正八年七月に至り之を廢止して新に左の如く取扱手續を定めたり。大正末年現行規定卽ち之なり。

副產鹽賠償價格ニ關スル取扱手續（大正八年七月二十九日專賣局長官達甲第三五〇三號）

第一條　苦汁ヲ原料トスル製藥事業ノ副產鹽ニシテ其ノ品質、狀態普通製鹽ニ異ナラサルモノハ普通製鹽ノ賠償價格ニ依ルモ妨ナシ但普通製鹽ノ賠償區域內ニ於テ生產スルモノハ其ノ區域ノ賠償價格ニ依リ普通鹽賠償區域ノ定メナキ地方ニ於テ生產スルモノハ最低ナル區域ノ賠償價格ニ依ルヘシ

第二條　苦汁以外ノモノヲ原料トスル事業ノ副產鹽賠償價格ハ左記ニ依リ決定スヘシ

一　一、二等鹽ニシテ品質色相良好ニシテ且普通鹽ト同樣食用ニ供シ得ヘキモノハ鹽賣渡價格ニ關スル告示第一條第一項ニ依ル二等鹽ノ價格ヨリ金一圓四十八錢ヲ低減シタル額以下ニ賠償價格ヲ決定スルモノトス但同條第四項ノ適用上支障ナキヲ期スルヲ要ス

二　一、二等ノ品質ヲ有スルモノト雖モ食用ニ供シ難キ狀態ニ在ルモノ及三等鹽以下ノモノハ鹽賣渡價格ニ關スル告示第一條第一項ノ五等鹽ノ價格ヨリ金一圓四十八錢ヲ低減シタル額以下ニ於テ賠償價格ヲ決定スルモノトス但同條第四項ノ適用上支障ナキヲ期スルヲ要ス

三　副產鹽ノ生產ニ要スル生產費ノ區分明ナル場合ニ於テ區分シ得ヘキ生產費ニ適當ナル利益金ヲ加ヘタル額カ「一」、「二」號ニ依リ算定シタル價格ヨリ多キトキハ其ノ額ニ依リ決定スヘシ但シ最低區域ニ於ケル普通鹽賠償價格ヲ超エシムルヲ得サルノミナラス鹽賣渡價格告示第一條第四號ノ適用上支障ナキヲ期スルヲ要ス

第三條　各等級間賠償價格ノ差額ハ普通鹽賠償價格ニ於ケル差額ヨリ小ナラサルヲ要ス但當分ノ間本條ニ依ラサルコトヲ得

第四條　指定引渡ノ場合又ハ散鹽、八十斤入叺及二十斤入菰俵ヲ以テ納付スル場合ノ低減價格ハ總テ普通鹽賠償價格ノ例ニ依ルモノトス

第五條　第一條若ハ第二條ニ依リ賠償價格ヲ定メタルトキハ副產鹽ノ種類別ニ左ノ事項ヲ申報スヘシ

一　賠償價格及其ノ算定ノ根據但年ノ中途ニ於テ改定シタルトキハ其ノ理由

二　施行ノ期日

第六條　苦汁ヲ原料トスル事業以外ノ副産鹽ヲ生産スル地方ニ於テハ納付若ハ指定引渡ヲ取扱ヒタル鹽ノ成分ヲ調査シ四月末日限リ提出スヘシ但本調査ニ供スル試驗品ノ採取方法ハ總テ産鹽成分調査手續ニ準據シ尙調査ニ供シタル鹽ノ標本（約半封度ツツ）添付スルモノトス

第七條　前條ノ調査書提出ニ際シテハ左記事項ノ概要ヲ附記スルモノトス

一　年度內ニ於ケル主業ノ盛衰及副産鹽生産ニ關スル狀況及將來ノ豫想

二　生産鹽ノ納付若ハ指定引渡ノ狀況及停滯品ノ多量ナルトキハ其ノ事由

三　生産鹽ノ品質常態ノ變化著シキモノアラハ其ノ原因

四　生産鹽ニ對スル需要者ノ嗜好變遷ノ狀況及主ナル用途竝ニ仕向先

第八條　苦汁ヲ原料トスル事業ノ副産鹽ト雖モ其ノ製造ノ方法ニ照シ特異ノ性狀ヲ帶フヘキ見込ノモノニ對シテハ第一條ノ規定ニ拘ラス第二條、第六條及第七條ノ規定ニ準據スルモノトス

鹽專賣法施行細則第一條第二項に依る鹽の試製は、當初生産制限・製鹽地整理等の事情に因り大なる生産を見ざりしが故に、其の賠償價格に就ても別に何等の規定を設けず、其の收納鹽に對しては一般賠償價格を適用し來りしが、歐洲戰時及戰後鹽の供給需要に伴はざりしに際し、大に生産の奬勵を爲したる結果、試製鹽の産額も亦急速に增大し、戰後より大正末年にかけては年々千數百萬斤に達したるを以て、玆に於て政府も別に之に關する基準を定むるの必要を認むるに至れり。而して試製鹽は固より一般鹽と其の軌を一にすべからざるものあるを以て、其の賠償價格は産地を問はず第二區の賠償價格以下に於て、專賣局長官適當に之を定むることと爲し（大正七年四月大藏省告示第五十九號）以て大正末年に至れり。

第七節附表

第一表（イ）鹽收納高累年比較表

年度	收納 數量	收納 賠償金	指定引渡 數量	指定引渡 賠償金	合計 數量	合計 賠償金
明治三八	五二七、五九六、七六九斤	五、四四六、三九〇円	二七、三七六、五四四斤	三二〇、一二〇円	五五四、九七三、三一三斤	五、七六六、五一一円
三九	八九九、四六四、〇一〇	九、二五八、五九三	四〇、五九二、八〇五	四五九、四六八	九四〇、〇五六、八一五	九、七一八、〇六二
四〇	九四五、一〇二、六八一	九、七九七、六一七	四二、四二二、二八六	四七一、一五四	九八七、五二四、九六七	一〇、二六八、七七二
四一	一、〇〇〇、九五八、五九七	一一、〇四三、三九四	三五、五五〇、五一九	四一七、八七八	一、〇三六、五〇九、一一六	一一、四六一、二七二
四二	九五九、三三〇、七八二	一〇、六二九、一一三	三四、二七三、六四五	四〇五、八三八	九九三、六〇四、四二七	一一、〇三四、九五三
四三	九一八、六二六、〇一一	九、九四五、一四七	二六、〇四三、五八一	二九八、三三八	九四四、六六九、五九二	一〇、二四三、四八五
四四	九二七、四八八、三一五	一〇、〇四九、六八四	二一、〇八四、七〇九	二三四、七五四	九四八、五七三、〇二四	一〇、二八四、四三八
大正元	一、〇一四、九五六、九二五	一一、四七九、六八六	一七、九〇八、七二七	二一〇、七一八	一、〇三二、八六五、六五二	一一、六九〇、四〇四
二	一、〇四五、七四八、六一五	一二、一一二、七七〇	二〇、三五〇、四五九	二四三、五二九	一、〇六六、〇九九、〇七三	一二、三五六、三〇〇
三	一、〇〇四、六四八、五二六	一一、七四五、八〇三	一二、九九二、二四六	一五八、三一九	一、〇一七、六四〇、七七二	一一、九〇四、一二三
四	九八五、〇六五、七九五	一一、一三一、六五九	一〇、〇七六、九七九	一一四、九〇三	九九五、一四二、七七四	一一、二四六、五六二
五	一、〇二五、三一六、三六六	一一、三〇六、三八四	八、八八六、四一六	九七、〇六九	一、〇三四、二〇二、七八二	一一、四〇三、四五三
六	九九四、九三四、三〇二	一四、九九四、二八一	九、七六七、〇〇六	一二三、五一〇	一、〇〇四、七〇一、三〇八	一五、〇六七、七九一

年度	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	合計
明治三八	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘
四〇	六、八九八、〇四〇	一〇、四一三、一二一	一〇、八六六、一四一	一一、四一四、四四一	一〇、一七七、一四一	一一、八一八、四三一	一〇、四七九、一四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一
四一	一、六一四、二一一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一
四二	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一
四三	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一
四四	一、八八八、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一
大正元	一、六六六、〇四〇	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一

第二表　(イ)　鹽收納高月別累年比較表

年度	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月	一月	二月	三月	合計
明治三八	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘	一厘
四〇	六、八九八、〇四〇	一〇、四一三、一二一	一〇、八六六、一四一	一一、四一四、四四一	一〇、一七七、一四一	一一、八一八、四三一	一〇、四七九、一四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一	一一、四一四、四四一
四一	一、六一四、二一一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一	一、八六六、一四一
四二	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一
四三	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一
四四	一、八八八、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一
大正元	一、六六六、〇四〇	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一	一、四一四、四四一

昭和	大正												
元	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	一四	一五	一六	一七	一八	一九
一、〇七七、一四二、五三	六六、二六五、〇五六	九七九、八四八、三四	九九九、二五三、三三	八四六、〇五三、六三	一、一七一、八一八、〇八	七四七、四三一、八一六	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四
一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四
三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四
一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四
一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四	一、四七七、一四一、四四

(備考)　本表中には鹽專賣法第三十四條に依る收納鹽を包含す(次表も亦同じ。

第一表　(ロ)　局別收納高表(昭和元年度)

局名	收納 數量	收納 賠償金	指定 數量	指定 賠償金	引渡 數量	引渡 賠償金	合計 數量	合計 賠償金
東京	三、六六〇、〇三四	一四四、一七九	二、三〇二、二〇五	四四、六三七	四四、六三七	—	二、七四七、四〇七	一、九一七、八六四
横須賀	八、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	—	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三
仙台	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一	—	一、一一一、一一一	一、一一一、一一一
名古屋	三、四〇〇、六五〇	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	—	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三
大阪	一、六六六、四四一	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	—	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三
金澤	三、四〇〇、六五〇	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	—	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三
岡山	一〇、六六六、四四一	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	—	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三

局名	收納 數量	收納 賠償金	指定 數量	指定 賠償金	引渡 數量	引渡 賠償金	合計 數量	合計 賠償金
廣島	一、〇七七、一四二、五三	一四四、六〇六、〇三六	七四、八四四、四七三	一、四三三、一〇〇	一四四、六三七	一、〇七七、一四一、四四	一四四、六〇六、〇三六	一、〇七七、一四一、四四
福岡	一、一七七、四三五、六〇	三、四六六、八三四	三、四六六、八三四	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	三、四六六、八三四	一、四四三、二四三
長崎	九、一八一、五三五、〇〇〇	一四、六六六、四四一	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三
熊本	三三、一〇〇、六五〇	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三	一、四四三、二四三
鹿兒島	一、〇七七、一四二、五三	一四四、六〇六、〇三六	七四、八四四、四七三	一、四三三、一〇〇	一四四、六三七	一、〇七七、一四一、四四	一四四、六〇六、〇三六	一、〇七七、一四一、四四

大正二	八三、六五八、六六三斤 九六四、五三九円	九三、〇二二、七七四斤 一、〇六五、八六七円	九〇、六五二、五七九斤 一、〇四四、七〇五円	一〇四、六三六、八八二斤 一、二〇九、〇七六円	一五二、四三〇、九六一斤 一、七七九、七七九円	一四二、五八四、三八二斤 一、六五五、九九三円	一三三、六八一、六八一斤 一、四三三、五六六円	九八、〇八六、七三六斤 一、一四一、二六三円	七三、七三四、二三三斤 八四三、二三七円	五五、五八三、三三五斤 六四〇、九七六円	二五、二二六、八二〇斤 二九三、八〇六円	二四、八〇一、一二八斤 二九三、四八五円	一、〇六六、〇九九、〇七三斤 一二、三五六、三〇〇円
三	四一、三〇〇、〇一三 四七九、五九三	七九、一七六、六〇五 九一五、九二〇	七六、八四四、四六六 八九二、四三一	八五、六五三、六四八 一、〇〇八、六〇三	一四六、七〇七、八七三 一、七三三、三〇三	一四四、〇一五、七三四 一、七〇六、五〇七	一三九、九六五、八五三 一、六四五、三一七	一二三、〇五五、二四〇 一、三三六、六五〇	八四、七七六、九〇〇 九八八、五三三	五一、三五五、九五四 五八五、七二八	三八、三〇九、七二三 四三六、九一九	一六、四七八、七六〇 一八五、六二七	一、〇一七、六四〇、七七三 一一、九〇四、一一三
四	五七、八〇九、一四九 六五二、二九一	九四、四三〇、四一三 一、〇六〇、八二七	一〇五、七七三、四三〇 一、一九四、三五三	一〇三、〇五四、五〇〇 一、一七三、一九八	一四八、六六一、一〇七 一、七〇八、二〇八	一三四、六一二、九五四 一、五三六、八七五	一〇八、〇四〇、三六七 一、二三四、〇七七	六三、九八五、五九九 七三七、五八五	五一、八九七、八二六 五九〇、一一三	五四、一六三、五九〇 五八五、四八〇	三一、四〇六、八八二 三三五、五三四	四一、三〇七、〇四六 四四八、九五六	九九五、一四三、七七四 一一、二四六、五六三
五	七八、二〇九、九八二 八三六、八一四	一二一、一一五、四三三 一、一八三、一六一	一一三、三三四、五八五 一、二三三、六五二	一〇四、八四〇、九六三 一、一二七、一三一	一三〇、〇九六、一三〇 一、四四六、三三六	一四四、八二一、一九〇 一、六〇九、一〇三	一二七、六八一、六二三 一、二九七、九八九	七一、二七二、八二〇 七七八、八〇八	四三、六九〇、二九三 四七四、八三八	四三、五四六、〇三七 五三一、〇四三	三三、七〇六、九四六 三八六、五四一	四二、八八六、七八九 五一九、〇四四	一、〇三四、二〇二、七八三 一一、四〇三、四五三
六	五三、七六三、二四六 六七七、六〇〇	一〇三、〇七六、五二四 一、三三四、三七一	一〇四、八一三、七七九 一、八三九、七七二	九七、〇一九、六八二 一、三〇六、七四六	一六四、九七八、四一二 二、五〇九、八四一	一三一、二一七、〇四八 二、〇〇〇、八四〇	八八、四九九、八四四 一、三五三、三六四	四五、〇〇五、〇四六 八〇三、七六五	三九、八四五、七六三 七一一、八二一	五七、六四九、二六一 一、〇三七、三三四	五七、三七九、六六二 一、〇三三、七〇〇	三六、四五三、〇四一 四七〇、七四四	一、〇〇四、七〇一、三〇八 一五、〇六七、七九一
七	四三、八八七、〇三三 八四一、〇〇四	九四、四八一、五六三 一、九九六、九七一	九二、九四一、八九四 一、九六〇、八一五	六〇、三三一、〇六四 一、二七三、一六五	一〇八、四九二、五三七 二、三一八、五三六	九三、六九六、三五五 二、一〇七、一〇六	六八、八〇六、八六七 一、六二四、三〇三	三五、六四七、二九〇 八二五、〇二八	六二、六二四、六八五 五〇八、四四〇	二九、七六五、三三三 七八四、二七〇	二三、一六二、〇九四 三〇五、六一六	一一、〇二七、七四三 二八〇、七八〇	六七三、七六四、三四六 一四、八二六、〇三八
八	四二、二九四、九二二 一、一〇九、八五〇	一〇七、三五四、九三一 二、八二三、七二五	一二〇、五八八、六八〇 三、一八七、三七八	九二、三二三、六八二 二、六七九、三一八	一三八、四三〇、二〇〇 三、七四八、九四一	一三五、四〇六、二五五 四、四三九、八二〇	一二六、七六四、七九六 三、九〇九、三九三	八九、二三九、三六一 二、九九二、五三一	四六、八九二、三六三 一、五八六、五九九	四九、〇六〇、一一三 一、七三一、七七四	四一、五八六、〇〇四 一、四六三、六〇五	一一、五七四、一九八 四〇七、一六六	九八一、二五〇、五〇四 三〇、〇八〇、一〇四
九	一九、二七〇、六八〇 六六八、八二一	七七、〇三九、四一三 二、七一〇、一四一	一二五、三八六、五四八 四、六九六、六九九	一二八、〇五四、一九三 四、四四〇、七四四	一三一、九八六、一四〇 四、九三三、八三七	一〇四、四一五、一六〇 三、八八五、一三四	一〇八、〇〇五、二〇四 四、〇三三、八三一	九三、六五七、五九六 三、五〇八、三三九	六二、七一五、〇〇五 二、三三三、三八〇	三三、五一〇、五三八 七七一、六三八	一七、九四七、〇七七 六二一、七三五	三五、三五二、六八七 八八〇、七二九	九〇六、三四〇、二四〇 三三、四八四、〇二三
一〇	七三、五四九、八三三 二、四九九、五一〇	七〇、四九四、一二七 二、四〇八、九九六	八九、四六〇、七三〇 二、七七七、三九八	五一、五一五、〇四〇 一、五六二、一六三	一一一、三八八、六九五 三、三六二、一七八	一三六、〇一五、一四六 四、〇六六、三三九	九〇、九九〇、一二二 二、六八七、六四六	七二、一三三、六二四 二、一四七、一三七	五五、七六二、六五九 一、六七〇、〇〇七	七一、五六九、五六〇 二、一四一、〇〇八	二五、四九八、四八五 七五八、九九七	九、七九一、一三〇 二九三、一五一	八五八、一五九、一四〇 二六、三七四、五三五
一一	三四、五二九、四四〇 一、〇五四、七四三	九八、五八六、一一五 三、〇〇一、二八九	一三七、七一一、二五三 四、四一二、三〇九	一三九、九六四、七九三 四、一七六、〇〇一	一四九、六四六、八〇〇 四、八三六、〇四九	一五〇、五四六、八四〇 四、八五四、四九七	一〇三、六六四、七二一 三、三三六、一〇六	一〇〇、五七二、四四一 三、二〇一、七一八	七〇、六六六、八二三 二、二三五、二九六	五二、七五六、五六〇 一、六九八、九五八	三五、四一八、四二二 一、一五二、一六三	一五、七四七、一三〇 五一五、一六三	一、一〇八、一四六、九五一 三五、三七四、一四四
一二	六九、八五六、三四八 二、二三三、一七五	七二、八二三、九〇一 二、三三五、二五〇	八〇、九一六、三五六 二、五八四、三三三	五一、七〇〇、五三〇 一、六四六、七五九	一〇一、四三一、七二〇 三、二九九、八四一	一三二、七五一、三八六 四、二九二、一四三	一三三、〇〇〇、三四三 四、二三六、九九五	六六、四七五、五七六 二、一一二、九七八	三六、五一三、六二〇 一、一四八、四八五	二五、三五六、六六五 七七四、八四五	二五、八六七、七六八 八〇三、四五六	三三、一五八、九五〇 九八七、六三〇	七九九、五一六、四三三 二五、五三四、〇〇四
一三	七九、一三三、六八〇 二、三九五、一三〇	七七、〇九三、三〇六 二、三六二、〇二九	八二、一四六、三七九 二、五三五、八五一	一三七、六八四、九四五 四、二八〇、七四一	一六五、六九五、二七七 五、一八四、九九三	一五二、二七一、八〇〇 四、七四〇、九二四	一一三、五〇八、五四八 三、五一〇、〇一八	七九、九七五、六五〇 二、四七二、九二五	五八、九七九、九五〇 一、八二一、四〇一	五〇、二九二、四八〇 一、五六一、六六五	二四、六七八、八一〇 七六六、一二九	四〇、一七四、〇四〇 一、三二八、九一〇	一、〇六一、六三三、八六五 三二、八七〇、七二〇
一四	一〇七、七六二、六一〇 三、三三一、〇四三	一三〇、四六三、五五〇 三、七四三、四七三	一〇六、四四二、四二三 三、三三一、八二七	一〇一、四二八、八五〇 三、一九一、六六五	一三八、六二六、二二〇 四、三七一、八四二	一三九、五四八、二九〇 四、三七九、三九九	一〇八、八七八、六六一 三、四〇四、七八五	九一、二八三、三〇〇 二、八四〇、五三八	八二、九八〇、九五〇 二、五七三、七二三	四〇、〇九四、〇七〇 一、一七五、〇四一	四三、六〇〇、五八〇 一、二九〇、三三七	三三、〇〇五、五三五 九七五、七六九	一、一一四、一一五、〇三八 三四、六〇八、三四六
昭和元	七六、三九八、七三〇 二、二七三、七九二	一三三、八四九、七四〇 三、九七九、七二九	一二五、七三〇、三八七 三、七五九、九四七	一二四、五〇八、〇一五 三、七一九、二五八	一四七、八五一、四一五 四、四三五、二九七	一四六、六三一、〇八七 四、三七〇、六七四	一六八、五八八、六六七 三、四八〇、五四一	七七、六三一、二一三 二、三一八、八六六	三五、五六六、九三〇 一、〇六九、五九〇	一八、〇三二、六二〇 五四五、五七三	六、〇七〇、二〇〇 一八四、〇三〇	一四、〇六三、〇〇〇 四三六、四五三	一、〇〇三、一九二、〇〇四 三二、五五〇、八三五

第二表（ロ）同上局別表（昭和元年度）

局名	東京	水戸	仙臺	函館	名古屋	金澤	大阪	岡山	廣島	坂田	德島
四月	五七七、四五〇斤 三二、一〇三円	— —	三八九、二五〇 一五、四五四	— —	三、二三九、二五〇 一〇三、五六七	— —	一六、八四九、五三〇 四八九、五五〇	九、一五四、七五〇 二六八、〇五〇	一四、一八三、三〇〇 四一二、六九六	二〇、四七九、一三〇 五九九、七八二	六、九六七、六五〇 二一三、四九九
五月	五七五、四九〇斤 二一、三三三円	— —	一、四五九、四〇〇 五九、一九六	— —	三、一四九、四〇〇 一〇一、一〇五	四四六、三三〇 一七、三四五	一七、〇二五、九三〇 四九四、三八九	一三、九一三、五〇〇 四〇七、四二一	三五、六四八、七六〇 一、〇四三、四七七	四三、九〇九、七八〇 一、二八三、一四五	一〇、七一六、六五〇 三二八、一六一
六月	五三〇、二二〇斤 一九、二七九円	— —	一、三七二、二五〇 五五、七四七	二、八〇〇 二三	二、九三八、六〇〇 九四、七四一	一、三七七、四四〇 五三、八七三	一六、一二七、三九〇 四六八、九一四	一二、二〇四、四〇五 三二八、四一〇	三六、三九六、九三三 一、〇六七、七八九	三八、八五四、六四〇 一、一三七、九〇一	一〇、〇七五、一五〇 三〇九、八七〇
七月	六三五、四五〇斤 二三、七〇二円	— —	一、八六六、一〇〇 七五、五七六	— —	三、一三四、三五〇 九九、九二三	一、四二五、九二〇 五五、七八一	一八、五五八、四六〇 五四〇、一二一	一一、六五四、二〇〇 三四一、四七〇	三八、一八七、五〇五 一、一二一、四六五	三三、二三六、三四〇 九七七、三七一	一〇、〇一九、六〇〇 三〇九、一三四
八月	九〇三、五四〇斤 三三、四一二円	— —	一、四四〇、三〇〇 五八、五一五	— —	五、五五七、三〇〇 一八〇、四六五	七六〇、四〇〇 二九、七四三	一八、九九六、七二〇 五五二、〇九三	一五、三八八、二五〇 四五〇、九〇三	三八、七八一、三三五 一、一四一、五五七	四五、六九〇、七七〇 一、三四四、三八〇	一三、一四四、三五〇 三七二、七〇〇
九月	五七七、六五〇斤 一九、三五八円	— —	七五八、四〇〇 三一、一三八	— —	二、〇一〇、二〇〇 六五、五四七	五三〇、四八〇 二〇、七二一	一八、九八二、〇三〇 五五二、七二〇	一四、一四九、四〇〇 四一六、六九九	四三、三五一、〇一二 一、二八〇、八六一	四七、六五六、三五〇 一、四〇八、四九八	一三、五四四、六五〇 三八四、一四九
十月	五一八、三八〇斤 一四、二九三円	— —	二六五、一五〇 一〇、八四五	— —	一、四〇三、〇五〇 四五、七五八	三六九、七二七 一四、四〇〇	一五、三〇五、三五〇 四四四、六八三	九、二六一、六〇〇 二七三、七五六	三六、九二三、五八〇 一、〇八九、六四四	四〇、七五六、四九〇 一、二一〇、二四七	八、一一七、五〇〇 二五〇、八六六
十一月	二六九、三二〇斤 七、七二〇円	— —	一三九、六五〇 五、一四三	— —	六、五五〇 二三〇	七三 二	九、三六八、〇六〇 二七二、五二八	九、六二九、四〇〇 二八三、四二六	二四、一七二、八〇〇 七一一、六五七	二四、八三九、三一〇 七四〇、六三三	六、九五七、一五〇 二一六、四〇四
十二月	三八一、七三〇斤 九、九一七円	— —	一五六、五〇〇 六、二六九	— —	三〇、七〇〇 四九九	— —	一、〇〇三、六〇〇 二九、二一三	五、九六三、四五〇 一七六、九四五	六、九七五、六〇〇 二〇六、〇一〇	一三、二二二、九九〇 三九五、一四二	六、六八六、三五〇 二〇七、五二九
一月	三六〇、三〇〇斤 一一、一六三円	— —	三、九五〇 一五六	— —	一、二〇九、〇〇〇 三九、三〇〇	— —	八九、七五〇 二、六一一	三、九六六、〇五〇 一一六、五七五	一、〇六一、二五〇 三一、三八四	七、九五六、七四〇 二三七、六五八	二、二四二、三〇〇 七〇、〇五七
二月	三三七、八五〇斤 四、九八七円	— —	一三、二五〇 四九二	— —	三九八、三五〇 一三、九九六	— —	— —	一、二六七、二五〇 三七、二三九	二〇、〇〇〇 五八二	一、六四二、〇五〇 四八、九九八	一、七二〇、八五〇 五三、七三九
三月	三一三、八五〇斤 五、五二三円	二、五〇〇 四〇	五一二、〇〇〇 二〇、二九三	— —	九一八、七〇〇 二八、六〇九	— —	一二八、一六〇 三、三四六	二、七四六、三五〇 八〇、四四七	— —	五、三三三、四三〇 一五八、八一四	二、九九二、八〇〇 九二、四九五
合計	五、八九一、二二〇斤 一九一、七八六円	二、五〇〇 四〇	八、五六四、二〇〇 三三八、八二九	二、八〇〇 二三	二三、九九五、四五〇 七七三、七四六	四、九一〇、三六〇 一九一、八六七	一三三、四三三、九八〇 三、八五〇、一七〇	一〇八、二九八、六〇五 三、一八一、三四四	二七五、七〇二、〇七四 八、一〇七、一三六	三三三、五六八、〇一〇 九、五四二、五七三	九二、一八五、〇〇〇 二、八〇八、六〇七

福岡	二、九八一、五〇〇斤 八七、六五四円	五、〇七〇、六五〇斤 一四八、九四四円	四、五九五、八〇〇斤 一三五、〇二六円	四、二八二、五五〇斤 一二六、五二九円	五、〇二七、二五〇斤 一四八、三一六円	四、九七五、四五〇斤 一四八、〇〇六円	二、九八五、八〇〇斤 八九、二八八円	一、八八三、一五〇斤 五七、四二五円	七八四、一五〇斤 二三、八七九円	八八二、二五〇斤 二六、八六一円	七一〇、三五〇斤 二三、三四四円	九五一、八〇〇斤 三〇、八五一円	三五、一四〇、七〇〇斤 一、〇四五、一二八円
鹿兒島	一、五七六、九二〇 六一、四三三	一、九三三、八六〇 七五、二二八	二、二五四、七七〇 八八、三六九	一、四九七、五四〇 五八、一八四	三、一六一、二〇〇 一二四、二一一	一、〇九五、四六五 四二、九七三	九五二、〇四〇 三六、七五七	三五五、七五〇 一三、六九一	三七二、八六〇 一四、一八四	二六一、〇三〇 九、八〇三	七一、二五〇 二、六五〇	一六四、四三〇 六、一〇九	一三、六九七、一〇五 五三三、五八七
合計	七六、三九八、七三〇 二、二七三、七九二	一三三、八四九、七四〇 三、九七九、七二九	一三五、七三〇、三八七 三、七五九、九四七	一三四、五〇八、〇一五 三、七二九、二五八	一四七、八五一、四一五 四、四三五、二九七	一四六、六三一、〇八七 四、三七〇、六七四	一一六、八五八、六六七 三、四八〇、五四一	七七、六三一、二一三 二、三〇八、八六六	三五、五六六、九三〇 一、〇六九、五九〇	一八、〇三三、六三〇 五四五、五七三	六、〇七〇、二〇〇 一八四、〇三〇	一四、〇六三、〇〇〇 四二六、五三三	一、〇三五、一九二、〇〇四 三〇、五六三、八二三

第三表（イ）鹽收納高等級別累年比較表

年度	優等	一等	二等	三等	四等	五等	等外	合計
明治三八	二、六五七斤	三、〇二一、三二六斤	二四、九四八、七一九斤	八三、六五九、三三三斤	一二八、七五六、一四六斤	三〇七、五九〇、六五七斤	一六、五一四、一一五斤	五五四、六八二、九四三斤
三九	二、〇二五	八九一、八五三	二〇、五九八、五六六	一二八、四三五、四〇七	一五三、七四五、九〇九	六〇三、二八一、四四六	三五、三五六、二七七	九四一、三一一、四八三
四〇	—	三、一一三、四八八	二三、〇四九、一一三	一四五、五六〇、五〇七	一三四、五一八、三六五	六七二、五九一、〇四七	二〇、二三三、三〇四	九八八、〇六五、七三三
四一	—	三、七〇八、八一七	二八、五七三、七五七	一九六、〇三三、七八二	一三九、五一八、六七二	六六八、九九七、六〇七	九、六八六、四八一	一、〇三六、五〇九、一一六
四二	—	三、六八〇、五〇二	二六、〇七六、六〇〇	一九九、六八四、六五六	一三三、四六八、二一三	六三八、三三七、七九一	三、一九九、六四三	九九三、四四七、四〇四
四三	—	一、七六八、七一〇	二六、三七八、三三二	二二二、八九〇、六九六	一二八、九五七、九〇二	五七三、〇三四、六九四	一、六二七、五三七	九四四、六五七、八七一
四四	—	八六九、五一〇	二八、一六〇、二八五	二三四、七六〇、九九八	八三、九九〇、七六一	五九九、二七三、七八七	一、四一四、五八五	九四八、四六八、九二六
大正元	—	一、三九五、三六五	三三、〇六六、九〇五	二六一、八八七、七三六	八二、六九五、一五三	六五四、一二九、九五七	六一〇、九三九	一、〇三三、七八六、〇三五
二	—	一、五三八、八九六	三五、一四三、五三五	三二六、九五四、五〇三	八二、九八六、〇四五	六一八、八三四、五七五	五八九、四〇〇	一、〇六六、〇三六、九四四
三	—	一、一四七、四六六	五〇、五九一、一二〇	三四八、九二三、九六四	八三、二四三、六四五	五三三、一一五、〇三一	五八三、六八〇	一、〇一七、六〇四、〇〇六
四	—	六七〇、六四九	三七、二三八、〇七三	三四〇、三五二、六三一	八二、三七〇、六三九	五三三、二三四、七一九	八〇五、八七三	九九四、六九二、五八四
五	—	一、〇九七、三三一	四八、四五八、九一五	三八三、二二一、〇三〇	七八、八〇七、八五五	五二一、二二三、六九二	七七五、三三九	一、〇三三、五八四、一五三
六	—	一、九八三、四〇七	五〇、三二〇、五六三	三九一、一七六、九三一	七五、一六八、五七一	四八三、八〇二、二七九	一、〇三三、六三八	一、〇〇三、四七五、三七九
七	—	二、五〇五、八七〇	五三、六九八、六〇〇	二六〇、五二八、七五六	四三、四六〇、四三〇	三三〇、二九六、七二四	一、〇二〇、三一八	六七一、五二〇、六八八
八	—	一、一〇〇、四三〇	四六、一七六、二三〇	四一三、一五五、三五一	八〇、四三二、八六〇	四三九、〇一二、三三四	一、三三八、二六〇	九八一、二二五、三五五
九	—	六四八、六七〇	三四、二三三、四三〇	四〇七、二三八、三六三	九六、四〇四、一六三	三六六、八九五、九三二	七三六、〇三七	九〇六、一七六、五九四
一〇	—	一、三二一、八四〇	三一、七四〇、一二〇	三九八、五三〇、〇二六	六七、四三二、三三六	三五八、五六五、五六八	五八九、二五〇	八五八、一五九、一四〇
一一	—	一、八〇〇、四六三	五三、一五六、一九五	八〇六、八七三、二五五	七五、二二三、三一一	一七〇、六四三、一五三	四六〇、七七五	一、一〇八、一四六、一三一
一二	—	七八七、九三〇	五九、六四三、五五〇	五六〇、八六八、八一〇	三三、四九三、四七〇	一五五、四六九、九三二	二五二、七四〇	七九九、五一六、四二三
一三	—	六〇六、六三〇	六〇、八六九、九八〇	八八〇、八八一、五六一	一五、九二〇、一〇八	一〇三、〇四九、八三六	二九五、七六〇	一、〇六一、六二三、八六五
一四	—	五一九、四四二	六五、八八七、二三〇	一、〇〇一、一六七、七三九	七、五四九、七〇三	三八、六六五、二八五	三〇九、〇八〇	一、一一四、〇九八、四六八
昭和元	—	二、五三〇、八九〇	一二五、七五三、四六一	八八七、八五三、四一六	四、七九〇、二三七	一、九三〇、二三五	三四〇、四五〇	一、〇二三、一八八、六八九

第三表（ロ）同上局別表（昭和元年度）

局名	一等	二等	三等	四等	五等	等外	合計
東京	七七二、九四〇斤	一、二三三、九五〇斤	三、七〇五、七五〇斤	四九、九〇〇斤	一〇、七五〇斤	一一七、〇〇〇斤	五、八九〇、二九〇斤
水戸	—	二、五〇〇	—	—	—	—	二、五〇〇
仙臺	—	三、二六二、二〇〇	四、八四五、二五〇	二三〇、〇〇〇	二六、七五〇	—	八、三六四、二〇〇
函館	—	—	—	—	二、八〇〇	—	二、八〇〇
名古屋	—	一、二〇八、二五〇	二〇、一六六、九〇〇	二、五〇一、〇〇〇	七一、七〇〇	四七、六〇〇	二三、九九五、四五〇
金澤	—	九六、七二〇	四、五五四、八四〇	二六八、七二七	—	—	四、九二〇、二八七
大阪	—	九七二、九五〇	一三〇、九八九、一七〇	—	二九六、〇一〇	一七五、八五〇	一三二、四三三、九八〇
岡山	—	一〇、六七八、三〇五	九七、六〇七、〇五〇	八、五〇〇	四、七五〇	—	一〇八、二九八、六〇五
廣島	一、一六五、五〇〇	二九、〇七九、〇八六	二四五、〇二八、八二六	三七、〇〇〇	三八九、三五〇	—	二七五、六九九、七六二
坂出	—	四七、〇七八、〇四〇	二七六、四八五、九二〇	—	四、〇五〇	—	三二三、五六八、〇一〇
徳島	一七二、六五〇	二二、六四七、四〇〇	六八、二四五、一五〇	—	一一九、八〇〇	—	九一、一八五、〇〇〇

福岡	三九九、八〇〇斤	八、二六五、九五〇斤	二六、一五〇、五〇〇斤	四一、五〇〇斤	二六三、九五〇斤	—斤	三五、一四〇、七〇〇斤
鹿兒島	—	一、一三八、一一〇	一〇、〇七四、〇六〇	一、六四三、六一〇	七四一、三二五	—	一五、六九七、一〇五
合計	二、五三〇、八九〇	一三五、七五三、四六一	八八七、八五三、四一六	四、七九〇、二三七	一、九三〇、二三五	三四〇、四五〇	一、〇三一、一八八、六八九

第四表　鹽收納高包裝別累年比較表

年度	八十斤叺	五十斤叺	四十斤叺	四十斤莚	二十斤莚	其他	合計
明治三九	二六七、九五二、八三一斤	—斤	三八八、〇一二、七九四斤	六五、六三〇、三三三斤	一三七、六一六、一三九斤	八〇、八四五、七一八斤	九四〇、〇五六、八一五斤
四〇	三二四、五六二、五七六	—	三一四、四三五、三七三	一五五、三六九、七四七	一七九、二〇五、三二三	二三、九五二、九五九	九八七、五二四、九六七
四一	三〇八、九六九、七六〇	—	三七六、七四二、一八六	一五〇、〇〇二、一六二	一八六、五五八、八五〇	一四、二三六、一五八	一、〇三六、五〇九、一一六
四二	三〇三、九九五、〇四〇	—	三五七、八九〇、二〇〇	一三八、八七三、一三〇	一八二、一四九、七二〇	二〇、五四〇、三三四	九九三、四四七、四〇四
四三	二七八、五〇五、二八〇	—	三三五、六四七、三三〇	一二五、六六九、〇八〇	一九八、一一六、五四〇	一六、七一九、六五一	九四四、六五七、八七一
四四	二八一、七四九、〇四〇	—	三八〇、六四〇、七六〇	九七、〇八八、〇八〇	一八三、一五一、七〇〇	四、八三九、三四六	九四八、四六八、九二六
大正元	三四一、〇七七、〇四〇	—	四八三、四四〇、八八〇	一一、四五四、二〇〇	一八七、九一二、七二〇	八、九〇一、二一五	一、〇三二、七八六、〇五五
二	三一三、七〇四、四八〇	—	五六七、四二〇、一六〇	—	一七九、〇六三、五六〇	六、八四八、七四四	一、〇六六、〇五六、九四四
三	三〇九、八四五、五三〇	—	五五二、七二七、六四〇	—	一四八、八八五、一二〇	六、一四五、七二六	一、〇一七、六〇四、〇〇六
四	三一二、一四一、六〇〇	—	五三七、七八七、〇八〇	—	一四九、二三六、五八〇	五、五三七、三二四	九九四、六九二、五八四
五	三一八、〇七八、八〇〇	—	五七〇、五〇一、六四〇	—	一三七、二四一、四八〇	七、七六二、二三三	一、〇三三、五八四、一五三
六	三二七、一七七、二八〇	—	五六八、六七九、六四〇	—	—	一〇七、六一八、四五九	一、〇〇三、四七五、三七九
七	一六一、五八〇、八二〇	—	四五一、三九七、二四〇	—	—	五八、五三三、六二八	六七一、五一〇、六八八
八	二四二、一九二、〇〇〇	一九五、四四一、一五〇	五三〇、四七九、六四〇	—	—	一三、一〇二、五六五	九八一、二一五、三五五
九	一三三、〇〇九、五三〇	六五七、七四七、五〇〇	一一四、一六二、八八〇	—	—	二、二五六、六九四	九〇六、一七六、五九四
一〇	一三八、八五一、六〇〇	七〇六、四〇四、三五〇	九、九四七、〇四〇	—	—	二、九五六、一五〇	八五八、一五九、一四〇
一一	一〇八、八四一、七六〇	九九七、三七二、九〇〇	—	—	—	一、九三一、四九一	一、一〇八、一四六、一五一
一二	五六、一〇七、六八〇	七四二、六一六、一五〇	—	—	—	七九二、五九二	七九九、五一六、四二二
一三	五〇、七三六、七二〇	一、〇一〇、四〇九、四五〇	—	—	—	四八七、六九五	一、〇六一、六三三、八六五
一四	三四、六四六、七二〇	一、〇七八、八九五、一五〇	—	—	—	五五六、五九八	一、一一四、〇九八、四六八
昭和元	三三、二七一、一二〇	九八七、九八三、九〇〇	—	—	—	一、九三三、六六九	一、〇二三、一八八、六八九

（備考）　其他の中には散鹽及特別包裝（叺入・莚俵入）鹽を含む。

第八節　鹽の輸入及移入

第一款　輸移入の方針

鹽專賣制度は大體に於て內地鹽田就中十州鹽田の產地を基礎としたるものにして、其の自然の不足、殊に內地產鹽の凶作なる場合には先づ外地產鹽を以て之を補ふこととし、之にても尙ほ補充し得ざる場合及び特殊用途鹽に限り海外諸國鹽を輸入するの方針を採りたり。殊に前に記したるが如く、製鹽地整理の目的としたる所は、孤立散在せる鹽田を整理して生產の集約を圖り、之に伴ふ產額の不足分は之を臺灣及關東州鹽を以て補充し、以て鹽價の低廉を圖るに在りしが故に、爾後臺・關鹽の移輸入は全く旣定の方針となり、專賣制度經營上兩地鹽は不可缺のものとなりたり。卽ち政府は每年內地產鹽の豐凶需要の大勢に稽へて輸移入額を豫め定むるものなるが、此の際先づ臺灣及關東州鹽の供給能力を圖りて其の量額を決定し、之が移輸入を取扱人に命令し、尙ほ其の不足を告ぐる場合に於て始めて輸入取扱人の申請に應じて、海外諸國鹽の輸入を許可するものとす。而して大正中期以

降採用したる鹽の自己移輸入制度、即ち自家工場用又は漁業用に供する鹽の特殊輸移入方法は、從來の輸移入方針に多少の變更を加へたるものなるも、外地又は之に準ずる地方の鹽を優先的に移輸入するの方針は終始一貫したる原則なりとす。

尙ほ外地若くは之に準ずるものとして從來優先的に移輸入せられしは、臺灣鹽及關東州鹽の二者なりしが、大正十一年條約第三號「山東懸案解決ニ關スル條約」に依り、青島鹽の購買義務を生じたる結果、該鹽も亦臺關鹽と共に優先輸入せらるることとなり、同十五年二月日支主務官廳間に輸出協定成立するに及び、大正十五年度より右に依る輸入を見るに至れり。

斯くして大正末期現在內地に於ける鹽の需要額凡そ十四五億斤の所、約四五億斤の輸移入を必要とするの狀態に在りて、此の內約三億斤が臺灣關東州及青島より移輸入せられ、殘餘の一二億斤が其の他の海外諸國より輸入せらるるものとす。而して此等輸移入鹽の大部分は所謂天日製鹽にして結晶比較的に粗大なるのみならず、色相も亦良好ならざるものあり、從て用途の如何によりては此の儘內地鹽に代用するを得ざる場合少からざるを以て、斯くの如きものは多く再製加工の上使用せらるるものとす。今主要なる移輸入鹽に就きて其の移輸入方針の沿革を略說すれば左の如し。

第一　臺灣鹽

政府は鹽專賣實施の當初に當り、從來の形勢に徵し八千萬斤以內の臺灣鹽を移入するの已むなきを認め、且つ內地臺灣兩地に於ける鹽業の調和を圖るため、明治三十七年十月主稅局長と臺灣總督府專賣局長との間に大要左記の如き協定を爲したり。

（一）臺灣に於ける鹽田の發達に伴ひ今後其の生產額を增加することあるも、其の增加額に付ては內地に販路を需めざること。

（二）臺灣より內地に移入すべき鹽は毎年八千萬斤を以て極度とすること。

（三）臺灣に於ける製鹽の都合に依り八千萬斤を移入すること能はざる場合に在りても、其の不足額は臺灣產以外のものを以て補充せざること。

（四）移入鹽は神戶、橫濱（實際上は神戶に限定す）に於て內地專賣局に船內引渡を爲すこと。

（五）臺灣鹽の內地販賣價格は、內地相當品價格より幾分低減して之を販賣すること。

爾來政府は內地の需要及臺灣の生產狀況に徵して年々四五千萬斤の輸入を爲し來りしが、明治四十三年製鹽地整理を斷行するに當り、內地鹽の產額減少は必然之を臺灣及關東州鹽に仰ぐことと爲したる結果、臺灣に於ける鹽の施設計畫は內地の鹽專賣制度に一層密接なる關係を有するに至るべきを以て、明治四十三年三月內務、大藏兩大臣間に左の如き協定を爲したり。

「一、臺灣に於ける鹽專賣施行上の計畫に付ては、必ず豫め內務省より大藏省に合議を爲すこと。

右の內臺灣總督府に限り執行する事項にして、其の重要なるものに付ては執行前必ず臺灣總督府專賣局より大藏省專賣局に協議を爲すこと。

前記の事項に關する既定の計畫は此の際直に大藏省に通報すること。

二、大藏省に於ては臺灣に於ける鹽專賣行政に關し意見あるときは、之が實行を要求することあるべきこと。

三、製鹽地整理の結果臺灣鹽の移入額を增加する所以は、內地鹽に比し其の價格低廉なるが爲、之に依て得たる專賣益金の增加を以て內地に於ける一般の鹽價を低減せむとするに外ならず。

故に臺灣に於て鹽賠償價格を引上げ、其の引上額を內地移入鹽の價格に加算せらるるときは製鹽地整理の目的を達すること能はざるに至るべきを以て、萬一現行鹽賠償價格を引上げむとせらるるときは、豫め大藏省に協議し、其の同意を得たる上に非ざれば之を實行せざること。

四、明治四十三年度以後の內地移入額は、毎年豫め其の數量を協定すること（本項に就ては內務大臣より明治三十八年の協定額以下に減ずることなからむことを希望せり）。』

斯くして爾後政府は總督府と協定の上、年々相當量の移入を移入取扱人に命任し來りしが、其の量額は固より內地產鹽の豐凶需要の如何によりて多寡あるも、大體に於て一億斤內外なりとす。但し實際の移入額は臺灣に於ける鹽生產の豐凶に依存するものなるを以て、年々增減あるを免れず。而して移入取扱人は當初專賣實施前より臺灣鹽の內地一手販賣人たりし小栗富次郎を指定したりしが、明治四十二年度以後は同人より移入事務を繼承したる東洋鹽業株式會社（四十三年七月臺灣鹽業株式會社と改稱す）に命任し、又大正中期以降は大日本鹽業株式會社に命任して以て其の末年に至れり。又其の移入港は當初神戶一港に限定したるも、後屢〻之を擴張して大正末年に於ては數十港に於て移入を爲し居れり（他の輸入鹽に就きても亦同じ）。

第二　關東州鹽

我租借地たる關東州に於ては既に本邦人の鹽田を開設する者あり、其の製法は臺灣鹽と同じく天日製鹽にして、品質も亦臺灣鹽に類似し再製鹽の原料に適當するを以て、明治三十九年鹽田經營者たる日本食鹽コークス會社より關東州鹽の輸入許可を申請し來るに及び、政府は其の資產信用經驗の有無を調査し、一方關東州民政署と協議の上、同年六月一日を以て同社を關東州鹽輸入取扱人に指定し、大要左の如き條件を以て輸入を取扱はしめたり。

（一）關東州は外國なれども租借地なるを以て同鹽の輸入命令は一般外國鹽に依らず、臺灣鹽に依ること。

（二）輸入すべき鹽の數量は一千萬斤以內とし、神戶港に廻送して之を神戶鹽務局に引渡したる上直に該鹽の全部を買受くること。

（三）輸入鹽は輸入會社の工場に於て再製鹽の原料に使用するの外、之を他の目的に使用し又は讓渡すべからざること。

輸入取扱の指定期間は一箇年とし、又輸入命令額は年々之を定むることとなしたるが、後ち明治四十二年度指定に當りては特に其の輸入鹽は關東州に於て日本人の經營に係る製鹽に限ることとしたり。又其の輸入取扱人は當初日本食鹽コークス會社（明治四十一年度より大日本鹽業株式會社と改稱す）の一社に限りしが、後之を增加して大正末年には同社の外に東洋拓殖株式會社も之に當り居れり。

第三　外國鹽

外國鹽の輸入は專賣實施前には二三千萬斤に達したるも、實施後は原則として、內地產鹽及外地產鹽を以て需要を充たすの方針を採り、唯醫藥用食卓用鹽等に限り特別に之を歐米より輸入することとしたり。而して內地及外地の鹽作凶年なる際は、勢ひ之が補充を海外に仰ぐの外なく、現に專賣實施以後數年間は歐米鹽の外に安南淸國鹽等の粗製鹽の輸入ありたり。然れども爾後概ね其の必要を見るに至らず、殊に四十一二年頃に至り內地產鹽高著しく增加したる結果、外國鹽の輸入は寧ろ之を制限するの適當なるを認め、四十二年九月右に關する省議を決定したり。斯くして歐米鹽の輸入

は少額の特殊鹽を除き、一時殆んど中絶の狀況を呈したるが、歐洲戰時及戰後に於て我化學工業の遽に物興し、之が原料鹽の需要激增したるに拘らず、內地鹽及外地鹽の供給之に應じ得ざるに及び（尤に大正七年の內地產鹽は未曾有の凶作なりき）、再び其の輸入額を增加し、就中大正末葉に於ては西班牙鹽及埃及鹽の輸入激增したり。外國鹽の輸入量額は豫め之を定むることなく、需要あるに應じて其の都度品質數量等を定め、豫て特定せる輸入取扱人に命ずるものにして、輸入取扱人は食卓鹽・醫藥用鹽に在りては專賣實施以來大正末年迄セール・フレザー商會（英國鹽）、オット・ライメルス會社（獨逸鹽）之に當り、一般粗製鹽の輸入には大正末期に於ては大日本鹽業株式會社・三井物產株式會社等之に當り居れり。

第二款　輸移入の手續

鹽を輸入又は移入するは政府又は政府の命を受けたる者に限ることは、鹽專賣法第三條の明示する所なり。而して實際に於ては專賣法實施以來鹽の輸移入は、取扱の便宜上之を政府の直營と爲さず、相當の資產信用經驗を有する者を每年其の取扱人に指定し、此等をして鹽の輸移入に當らしむるものにして、之が取扱手續に關しては明治三十八年五月鹽務局事務取扱手續中に規定する所ありしが、明治四十一年七月之を廢止して新に鹽收納賣渡事務取扱手續中に規定せられたり。今此等の規定に依り輸移入取扱手續の大要を述ぶれば、先づ歐米鹽は民間の需要に應じ、其の都度鹽の品質數量等を定め、豫て特定せる輸入取扱人をして先づ其の鹽の請負價格を申告せしめ、之を相當と認めたるときは輸入請負命令書を交付し、鹽到着の上現品調査を爲し、命令事項に適合せることを確認したるときは、鹽の受入を爲すと同時に代金支拂の手續を了し、該輸入鹽は需要者又は輸入取扱人に賣渡すものとす。次に關東州鹽及臺灣鹽は每年一定の數量に限りて命令を爲し置き、其の範圍內に於て輸移入取扱人をして隨時之を輸移入せしむるものにして、其の手續は、輸移入取扱人鹽を輸移入したるときは、必要事項を記入したる輸移入申告書を提出せしめ、政府は之を調査の上受入の手續を爲し、且つ代金支拂の手續を爲すものなり。而して臺灣鹽及關東州鹽に就ては歐米鹽と異なり、其の輸移入取扱人は政府よりアルカリ工業者に賣渡す場合を除く外、其の輸入又は移入したる鹽を直に買受くるの義務あるものとす。尚ほ臺灣鹽及關東州鹽の輸移入及賣渡事務に關しては、大正三年三月新に臺關鹽移輸入事務取扱細則（專賣局長官達甲第一三三號）を定めて詳密なる規定を設け、前記鹽收納賣渡事務取扱手續に依るの外、更に右細則に依り取扱はしむることと爲せしが、同五年一月に至り之を廢止して、新に臺關鹽移輸入及賣渡事務取扱細則（專賣局長官達甲第一四一號）を定めたり。同細則は同年八月（長官達甲第二一二七號）及七年二月（同甲第五六六號）の兩度に於て其の一部に改正を加へられしが、大正九年五月に至り新に鹽輸移入及賣渡事務取扱細則を制定し、臺灣鹽及關東州鹽に限らず、廣く一般輸移入鹽の輸移入及賣渡に關する取扱手續を詳細規定するに及び、前記鹽收納賣渡事務取扱手續中之と牴觸する規定を改正削除すると同時に、臺關鹽移輸入及賣渡事務取扱細則を廢止し、同年六月一日より之を施行したり。本規則は同年九月其の一部に改正を加へられしのみにて引續き施行せられて大正末年に至れるものとす。今前述の諸細則及其の改正の一々を揭ぐるは頗る繁雜に亙るを以て、左に昭和元年度末現在に於ける鹽輸移入及賣渡事務取扱細則の全文を揭ぐるに止むべし。

鹽輸移入及賣渡事務取扱細則（大正九年五月十日專賣局長官達甲第二一六九號）

第一條　鹽ノ輸移入及賣渡事務ハ鹽收納賣渡事務取扱手續ニ據ルノ外本細則ニ據リ取扱フヘシ

第二條　輸移入鹽積載船入港シタルトキハ其ノ船名、積載鹽ノ種類、數量及其ノ取扱人名ヲ即日本局ニ報告スヘシ

第三條　輸移入ノ受入及賣渡ハ船側受渡又ハ倉庫受渡ナルトヲ問ハス凡テ實量計量ノ上之ヲナスヘシ但シ包裝鹽ノ賣渡ニ在リテハ內地鹽ノ例ニ準シ取扱フヘシ

第四條　前條ニ依ル鹽ノ實量計量ハ左記ノ方法ニ依リ之ヲ行フヘシ

一　散鹽受渡

（イ）船側受渡ノモノ

一定ノ容器ニテ搬出セシメ其ノ搬出總度數ヲ標準斤量ニ乘シ其ノ數量ヲ算定スヘシ

標準斤量ハ一日一回船艙每ニ用ヒタル各容器ニ鹽ヲ入實シ斗概ヲ正確ニ使用シ之ヲ秤量シテ各船艙每ニ平均シテ之ヲ定ムヘシ

（ロ）倉入竝倉出ノモノ

一定ノ容器ニテ指定ノ場所ニ運搬セシメ其ノ運搬總度數ヲ標準斤量ニ乘シ其ノ數量ヲ算定スヘシ

標準斤量ハ運搬中適當ノ時機ニ於テ數回秤量シ平均シテ之ヲ定ムヘシ

（ハ）前號倉入ヲナス場合ニ於テ傳票使用ヲ便トスル箇所ニ在リテハ第一號書式ノ鹽船卸傳票ヲ使用シ第二號書式ニ依リ集計スヘシ

二　包裝鹽受入

（イ）包裝鹽ハ同一等級同一包裝每ニ全部ノ重量ヲ秤量シ各包裝トモ一定ノ實量アリタルトキハ之カ受入ヲナスヘシ但包裝完全ニシテ各包裝量目減耗ノ事實ナシト認メタルトキハ百ニ付三ノ割合（三十以上ニ上ルトキハ三十ニ止ム）ヲ以テ摘出シ解裝ノ上之ヲ秤量シ其ノ平均一包裝當量目カ定量ナルトキハ包裝個數ヲ調查シ之ヲ其ノ定量ニ乘シ鹽ノ數量ヲ定ムルコトヲ得

（ロ）前號ノ場合ニ於テ其ノ平均一包裝ノ量目カ定量以上一斤未滿ナルトキハ之ヲ認容シ定量未滿ナルトキハ輸移入取扱人ヲシテ全部各定量ニ改裝セシメタル上受入ヲナスヘシ

第五條　汚損、濕潤鹽ハ左記ノ方法ニ依リ受入ヲナスヘシ

一　汚損鹽

（イ）上等鹽又ハ上等粉碎鹽カ汚損シ色相竝等鹽又ハ竝等粉碎鹽ト同一程度ニ下リタリト認ムルモノハ竝等鹽又ハ竝等粉碎鹽トシテ受入ヲナスヘシ

（ロ）上等鹽、竝等鹽、粉碎鹽、洗滌鹽又ハ再製鹽カ汚損シ竝等鹽、竝等粉碎鹽、洗滌鹽又ハ再製鹽標本以下ニ下リタリト認ムルモノハ等外鹽、等外粉碎鹽、粗惡洗滌鹽、粗惡再製鹽又ハ掃寄鹽トシテ受入相當購買價格ヲ決定スヘシ

二　濕潤鹽

（イ）左記水分限度以上ノ水分ヲ含有スルモノハ濕潤鹽トシテ受入ヲナスヘシ

臺灣鹽上等	一四%
關東州鹽	一〇%
靑島鹽	一〇%
威海衞鹽	一〇%
支那鹽	一〇%
安南鹽	一二%
埃及鹽	八%
西班牙鹽	八%
獨逸鹽	二%
並等	一二%

(ロ) 水分ノ限度ハ各船艙毎ニ檢定シ水分限度超過量一%又ハ其ノ端數毎ニ其ノ購買價格百分ノ一ヲ低減シテ購買價格ヲ決定スヘシ

第六條　他ノ地ニ輸移入スヘキ鹽ヲ一船舶ニ積載シ來リタルモノニシテ其ノ地ニ輸移入スヘキ鹽ノ受渡ヲ了シタルトキハ第三號書式ニ據リ直ニ其ノ事蹟ヲ次ニ輸移入スヘキ地ノ專賣官署ニ通知スヘシ但シ本通知ハ同船長ヲシテ送致セシムルモ妨ナシ

第七條　輸移入鹽ノ受入ヲ了シタルトキハ第四號書式ニ據リ直ニ本局ニ報告スルト共ニ種類、等級ノ異ナル每ニ中庸ト認ムヘキ鹽約一斤ヲ採取シ本局ニ送付スヘシ

第八條　濕潤鹽受入後品質上進シ原品質ニ復歸シタルモノノ賣渡價格ハ現在ノ品質ニ依リ決定スヘシ

濕潤鹽ニシテ前項ニ該當セサルモノノ賣渡價格ハ原品質ノ賣渡價格ヨリ其ノ鹽ノ購買價格低減率ト同一率ヲ以テ算出シタル金額ヲ低減シ等外鹽、等外粉碎鹽、粗惡洗滌鹽又ハ粗惡再製鹽ノ賣渡價格ハ其ノ鹽ノ購買價格ニ竝等鹽、竝等粉碎鹽、洗滌鹽又ハ再製鹽ノ收入率ヲ加算シ決定スヘシ

掃寄鹽ノ賣渡價格ハ其ノ鹽ノ購買價格ニ竝等鹽ノ收入率ヲ加算シ決定スヘシ

濕潤鹽ニシテ輸移出用又ハ特別用鹽規則第一條ノ用途ニ使用スルモノノ賣渡價格ハ原品質ノ賣渡價格ヨリ其ノ鹽ノ購買價格低減率ト同一率ヲ以テ算出シタル金額ヲ控除シテ之ヲ決定シ汚損鹽又ハ掃寄鹽ニシテ同上ノ用途ニ使用スルモノハ其ノ鹽ノ購買價格ニ相當スル金額ニテ賣渡スヘシ

第九條　一旦普通用トシテ受入レタル臺關鹽ヲ更ニ化學的藥品、人造色素製造用又ハ輸移出用トシテ賣渡シタルトキハ其ノ鹽ノ購買價額ト化學的藥品、人造色素製造用又ハ輸移出用鹽トシテノ購買價額トノ差額ヲ速ニ輸移入取扱人ヨリ政府ニ返納セシメ雜收入トシテ整理スヘシ

第十條　輸移入取扱人ニ於テ輸移入及賣渡命令ニ違背シ其ノ他不都合ノ行爲アリタル場合ニ於テ損害賠償金ノ徵收ヲ必要トスルトキハ當該支局長ヨリ精細其ノ事由ヲ具シ稟申スヘシ

第十一條　輸移入及賣渡命令書ニ依リ輸移入鹽ヲ輸移入取扱人ヨリ輸移入地ニ於ケル代理人ノ申告アリタルトキ又ハ賠償金及過怠金ノ保證トシテ現金又ハ國債證券ノ提供アリタルトキハ當該專賣官署ハ直ニ本局及關係專賣支局ヘ通報スヘシ其ノ變更又ハ解除アリタルトキ亦同シ

第十二條　專賣支局ハ化學的藥品、人造色素製造業者ニ就キ該用途ニ供スル鹽ノ買受數量、使用數量及現在數量ヲ調査シ第六號書式ニ據リ毎月分ヲ翌月十日迄ニ本局ニ報告スヘシ

第十三條　輸移入事務ヲ取扱フ出張所ヨリ直接本局ヘ本細則ノ報告ヲナス場合ハ同時ニ其ノ謄本ヲ所轄專賣支局ニ提出スヘシ

第十四條　鹽ノ受渡ニ關シテハ專賣取締規定ニ從ヒ適宜ノ監視ヲ爲スヘキハ勿論左記各項ニ付テハ特ニ注意シ尙陸揚ヲ終ラサル鹽ヲ積込ミタル本船又ハ艀船ニ對シ不取締ト認メタルトキハ相當封印ヲ施スモ妨ナシ但シ他ノ地ニ輸移入スヘキ鹽ヲ積載シタル本船ニ對シ封印ヲ爲シタルトキハ第三號書式第五「船卸ニ付テ特ニ注意スヘキ事項」欄ニ封印ノ箇所等ヲ記載スヘシ

一　鹽產地ニ於ケル鹽船積ノ狀況

二　本船寄港地、積合貨物及其ノ積卸地

三　臺灣總督府專賣局、關東廳民政署又ハ青島守備軍民政署ヨリ通知事項アルトキハ其ノ事項トノ對照

四　航海中ニ於ケル積載鹽損害ノ有無

五　輸移入積載鹽カ鹽賣渡書、鹽船積證明書又ハ原產地證明書ノ記載數量ニ對シ異狀ノ有無

（書式省略）

第三款　自己輸移入

鹽の輸移入手續は前述の如くなるが、之が例外的取扱として大正六年度以降アルカリ工業用鹽、及同七年度以降鹽藏漁業用鹽の自己輸移入の途を開きたり。卽ち工業家又は漁業家は自家の工場或は漁業に所要の鹽に限り、一定の條件の下に政府の許可を受け之を輸移入することを得るものにして、蓋し當時經濟界の好況、海運界の變調に依る運賃暴騰の爲め、當業者は能ふ限り廉價に鹽を輸移入せんことを欲し、之が許可方を希望したりしを以て、省議玆に決定したるものなり。大正六年十月十五日專賣局事業部長の通牒（甲第三一八五號）は右制定の事情を明にするを以て之を左に揭ぐべし。

『アルカリ工業用鹽の自己輸入許可に關する件

アルカリ工業用鹽に付ては從來臺灣、大日本の兩鹽業株式會社に臺關鹽（若くは青島鹽）の移輸入を命じ、之が供給を爲さしめ居り候處、近來アルカリ工業會社に於て原料鹽の自己輸入許可を希望するもの有之、現時の如く時局の爲め海運界は異常なる變調を來し、運賃の騰貴激甚の時期に際し、移輸入取扱人をして定期に一定數量の移輸入を爲さしむる現行制度としては、現在の價格以下に於て移輸入せしむることは至難に有之、然るにアルカリ工業者か船腹若は傭船等の都合により、偶、幾分にても低廉なる運賃を以て自家用原料鹽を移輸入し得るものとせば此際之を許可し、幾分にても低價なる鹽を當業者に供給することは、斯業保護奬勵の本來の趣旨に副ふものなるに依り、當分の內左記條件に適合するものに限り、アルカリ工業者より原料鹽の自己輸入取扱を願出でたるものに對し、特に之を許可することに省議決定相成り候條、速に便宜本趣旨を當業者に通達置相成度、若し之が取扱方を希望するものあるときは、輸入せむとする理由、其の鹽の產地、種類、品質、數量（年度內輸入すべき數量、其の算出の基礎を明にし、自己使用數量を超ゆるものは之を區分し、事由附

記のこと）輸入地、其の到着價格（鹽の原價及其の他の費用を細別のこと）、鹽の仕入及運送の方法等を記載したる調書を添付し、其の鹽の輸入許可申請書を提出せしめ進達相成り度。

左　記（許可條件）

一　輸入鹽の價格は現にアルカリ工業者が現在の輸移入取扱人たる大日本・臺灣兩鹽業株式會社より買受くる價格より低價なるべきこと

二　輸入したる鹽は特別定價にて即時全部を買受くべき義務あること

三　前項に依り買受けたる鹽は自己製造のアルカリ工業用に供するの外之を他の目的に使用せざること、但し政府の許可を受けたる場合に限りアルカリ工業用に供する者に讓渡するは此の限りに在らず、此の場合に於ては讓受人の連署を要すること

四　輸入及賣渡命令期間は會計年度を限り、必要に應じ命令を繼續するときは一箇年毎に更新すること

尙本件の出願ありたるときは、其の輸入命令以前に於て豫め從來の輸移入取扱人たる大日本・臺灣兩鹽業株式會社に對し、自己輸入者が輸入せむとする鹽は、同一の品質・同分量の鹽を同一の價格を以て供給し得るや否やを質し、之が輸入取扱を肯せざる場合に於て初めて許可を與ふる筈に有之候。」

尋いで翌七年度より鹽藏漁業用鹽に就ても同じく自己輸入の途を開きしに因り、アルカリ工業用鹽と竝んで共に年々若干の自己輸移入を見しが、大正十三年度以降は鹽藏魚の輸出減退に伴ひ漁業用鹽の自己輸移入は絶無となり、專らアルカリ工業用鹽の自己輸移入を存するのみとなれり。此等自己輸移入鹽の數額に就きては次款を參照すべし。

第四款　輸移入の數額及購買價格

鹽の年々の輸移入概況に就ては別に第五章中に於て之を述ぶべしと雖も、今左に之が一覽表を作成して其の消長を知るに便すべし。

年度		輸入鹽 關東州	輸入鹽 青島	輸入鹽 支那	輸入鹽 安南	輸入鹽 英國	輸入鹽 米國	輸入鹽 獨逸	輸入鹽 西班牙	輸入鹽 埃及	輸入鹽 其他	輸入鹽 計	移入鹽 臺灣	合計
明治三八	斤	―	―	三、三〇六、二〇〇	八、三四三、六六五	八、六二一、三〇一	六八五、一六四	三、二七〇、二一九	―	―	―	二四、二二六、五四九	四一、六六四、〇〇〇	六五、八九〇、五四九
	円	―	―	一三、八九四	六一、七四三	九七、三二七	二、九一三	三一、七二二	―	―	―	二〇六、五〇〇	三〇一、〇〇一	五〇七、五〇一
三九	斤	三、〇〇五、一一〇	―	一五、九四一、〇〇〇	―	三、二四八、五三七	一〇一、一一三	三、九九四、四七四	―	―	―	二六、二九〇、六六四	四三、四一六、七〇〇	六九、七〇七、三六四
	円	二一、〇三八	―	六三、四二九	―	三九、七四一	五四七	三七、七八四	―	―	―	一六二、五四一	三〇八、二九八	四七〇、八三九
四〇	斤	一三、〇七三、九六一	―	―	―	五、一六一、三八一	一、七一四	三、四五四、〇六五	―	―	―	二〇、六九〇、一二一	五七、一八五、三二八	七七、八七五、四四九
	円	八四、五一〇	―	―	―	五三、八六六	一八八	三〇、六九一	―	―	―	一六九、二五七	二七四、六七七	四四三、九三四
四一	斤	四一、四四九、三一六	―	―	―	五四、六九八	七、九八四	五、八五七、一三四	―	―	七、五六八	四七、三七六、六九〇	二六、九八一、四〇〇	七四、三五八、〇九〇
	円	二六九、四二〇	―	―	―	六、五二一	一三〇	五〇、〇五一	―	―	五三	三三六、一五九	一二七、五三八	四五三、六八七
四二	斤	三九、九四六、一九五	―	―	―	三四、一七九	三〇、〇〇〇	三、八九三、四七六	―	―	―	四三、九〇三、九八五	五〇、六三九、三〇〇	九四、五四三、二八五
	円	二五九、五九九	―	―	―	四、九三三	四六一	三三、一一三	―	―	―	二九八、〇九六	三六二、一五三	六六〇、二四八
四三	斤	三三、〇〇七、七二七	―	―	―	二三、三八七	―	六七一、二七七	―	―	―	三三、七〇一、三九一	五五、八四九、九〇〇	八九、五五一、二九一
	円	二一五、一七〇	―	―	―	三、一一〇	―	五、八四〇	―	―	―	二二四、一三〇	四〇〇、〇〇三	六二四、一三三
四四	斤	四六、〇三四、八一七	―	―	―	一七、五二一、九二九	―	五〇〇	―	―	―	六三、五五七、二四六	六二、九九九、〇九二	一二六、五五六、三三八
	円	三〇三、六二四	―	―	―	一七六、〇六〇	―	二五	―	―	―	四七九、七〇九	四四六、八五九	九二六、五六八
大正元	斤	三五、七五六、八八三	―	―	―	七、四七〇	―	一、二〇五	―	―	―	三五、七六五、五五八	五二、二〇二、〇七二	八七、九六七、六三〇
	円	二四〇、〇四七	―	―	―	一、一二四	―	四二五	―	―	―	二四一、五九七	三六三、七三九	六〇五、三三六

大正二	數量	六四、〇〇七、八九九斤	—斤	—斤	—斤	二二、四九五斤	—斤	一、五二〇斤	—斤	—斤	—斤	六四、〇三〇、九〇四斤	六〇、六九五、六四〇 *五、〇三三、〇九七斤	一二四、七二六、五四四斤
	價額	四二五、一一三円	—円	—円	—円	三、一五八円	—円	五二四円	—円	—円	—円	四二八、七九五円	四一六、〇八六 *三一、八〇一円	八四四、八七二円
三	數量	八一、九九六、九六八	—	—	—	三一、〇三八	—	—	—	—	—	八二、〇二八、〇〇六	九三、六九九、五八四	一七五、七二七、五九〇
	價額	五三八、四四七	—	—	—	四、五三三	—	—	—	—	—	五四二、九七一	六四〇、一七六	一、一七五、一四七
四	數量	五九、二九三、七四三	—	—	—	二、三五八	四〇、〇〇〇	—	—	—	—	五九、三三六、一〇一	九〇、五六九、三八〇	一四九、九〇五、四八一
	價額	三八二、五九五	—	—	—	四六四	三八八	—	—	—	—	三八三、四四八	六一八、五六七	一、〇〇二、〇一五
五	數量	八二、三八〇、七〇四	—	—	—	一七、八七五	一一二、四〇五	—	—	—	—	八二、五一〇、九八四	一〇六、二三八、七二五	一八八、七四九、七〇九
	價額	五四七、二九一	—	—	—	二、七二〇	一、六八六	—	—	—	—	五五一、六九八	七一八、一七三	一、二七〇、四六二
六	數量	一七〇、二二九、六六三	六一、六六七、七三六	—	—	一三、〇四五	一、八〇五、二二五	—	—	—	—	二三三、七一五、六六九	一四八、二九三、五四〇 ×五、四七七、一三三	三八七、四八三、三四〇
	價額	二、〇五七、六五七	五九七、六一五	—	—	一、六六一	六五、九〇二	—	—	—	—	二、七二三、八五七	一、六八三、五三四 ×七八、五六三	四、四八四、九五三
七	數量	一五八、〇五四、七五九	二七三、七三〇、三四〇	一六、二〇〇、〇三三	一五、七二〇、八二〇	一、六二五、六〇五	一、九五八、七一六	—	—	—	—	四六七、二九〇、二七三	一二八、五三三、四三四	五九五、八二三、七〇八
	價額	二、六三四、四六八	四、一二八、一四三	二八九、一七〇	三五五、二九〇	六三、九五一	八九、二五九	—	—	—	—	七、五六〇、二八三	二、〇六四、九五九	九、六二五、二四二
八	數量	一四二、四八九、三四一	三五〇、二一三、三二三	—	一三五、四九五、〇八九	一一、五八八、〇三三	五、二六四、九〇九	—	三三、三五三、九〇三	三四、五六七、五三二	二六、六八三、七二七	八三八、六五五、五五四	三八、〇八八、三八七	八七六、七四三、九四一
	價額	二、六七五、四七四	五、五五七、五八〇	—	三、一七四、〇七八	四四四、八五七	二六九、五六六	—	五一三、八一一	一、二〇四、四四五	二、七六三、七九三	一六、六〇五、六一七	五一五、八〇四	一七、一二九、四二一
九	數量	一四七、三一七、三二四	二五三、八二八、八一三	—	三一、八六五、四〇四	二八一、七三五	五、八九二、四九五	九九、一〇三、七二三	八、三三三、五〇〇	五七、二〇四、〇〇五	五、六三六、三一四	六〇九、四六三、三一三	二一、七五一、八三九	六三一、二一五、一五二
	價額	二、三五八、二七一	四、三〇五、八六六	—	八一五、九二〇	一〇、三七七	二四二、二四〇	三、三二九、八五〇	一八六、五九三	一、五七一、〇六五	一四四、五七八	一三、六六四、五六四	三五九、七六五	一五、〇二四、三三九
一〇	數量	一三三、六四〇、〇一五	一九〇、四七三、二六八	一八、一二七、七五〇	一三、一七九、四〇〇	一二、八四八	五、一四一、二三二	一、三九〇	—	—	八七五、一二八	三六〇、四五一、〇三一	七四、四四一、五二七	四三四、八九二、五五八
	價額	一、三九二、四七三	二、一一七、七一三	二〇三、一四一	一三八、七〇〇	一、九九一	一五五、八二五	四〇八	—	—	二、九八一	四、〇一三、二三六	一、三三二、七一八	五、三四五、九五四
一一	數量	一三四、一九四、九一六	一六八、一九四、七五三	一、九〇五、二四〇	三四、二三七、九〇五	一四、三四八	—	一〇、二二九、八四六	一六、四一九、〇四〇	三七、八八六、五三〇	—	四〇三、〇八二、五七八	九六、二三五、九二五	四九九、三一八、五〇三
	價額	一、三一五、一三二	一、九二三、九四三	二一、七一九	三八五、一八四	二、六四一	—	二四一、二三八	三三二、四八五	七四二、五三三	—	四、九六四、八七九	一、六四六、二一六	六、六一一、〇九五
一二	數量	二二五、九五六、一九一	八、一七七、六〇〇	—	—	一一、二五一	一、五〇七、八七〇	二、四八七	一〇、二七六、六〇〇	一八、五六〇、九〇〇	—	二六四、四九二、八九九	一三四、四七八、六八四	三九八、九七一、五八三
	價額	二、一一〇、一四九	一五二、九三一	—	—	三、一九六	三一、一五五	一、一五八	一三三、三一九	二三一、一三三	—	二、六五三、〇四三	一、九〇三、五三四	四、五五六、五七七
一三	數量	二四六、六五八、六五二	—	—	—	一七、〇二八	九六、六一〇	七、一一七、〇二二	六二、七四四、四〇〇	三六、一六三、二〇〇	四七九	三五二、七九七、三九〇	一八二、六七六、一一三	五三五、四七三、五〇三
	價額	二、七五四、九九七	—	—	—	四、二一五	一、九三三	一〇八、七〇一	七六八、四六一	四四二、六九六	一六四	四、〇八一、一六九	二、八六〇、二八七	六、九四一、四五六
一四	數量	一七〇、二九一、〇二八	—	—	—	一〇、〇四三	—	八二八、八八二	三四、三〇八、五五八	四二、七五七、〇〇〇	二〇、二五〇	二四八、二一五、七六〇	一一五、八三一、七三六	三六四、〇四七、四九六
	價額	一、八七八、六二三	—	—	—	三、三八五	—	一一、二四六	三九四、七五七	四四七、七五九	七五	二、七三五、八四七	一、八三一、三七四	四、五六七、二二一
昭和元	數量	一一七、二七七、〇一〇	一一四、一〇三、一一〇	—	—	四五、七八六	—	五、九七九、六〇〇	四七、〇二二、〇〇八	二六、四一三、三〇〇	—	三一〇、八三九、八二五	九一、四九九、九五五	四〇二、三三九、七八〇
	價額	一、二五七、九七五	九三五、一三七	—	—	五、七四九	—	七〇、九二〇	四五七、五三二	二四〇、六八五	—	二、九六八、〇〇一	一、三九二、四三三	四、三六〇、四三四

（備考）一、本表中臺灣の中×印を附せしは朝鮮鹽を移入せしものにして外審なり。又＊印を附したるは同上鹽を臺灣鹽に準じて移入したるものにして內審なり。

二、購買價格は門司着價格を本位とす。

又昭和元年度に於ける局別及港別輸移入高を掲ぐれば左の如し。

局名	港名		輸入鹽 關東州	青島	英國	獨逸	西班牙	埃及	計	移入鹽 臺灣	合計
東京	東京	數量	一四、六三二、六〇〇斤	一二、五七九、六〇〇斤	—斤	—斤	八、九三一、一〇〇斤	一三、〇九九、二〇〇斤	四九、二四二、五〇〇斤	二〇、八三四、二〇〇斤	七〇、〇七六、七〇〇斤
		價額	一五三、四三二円	一〇八、六八五円	—円	—円	八三、六二五円	一二〇、一四九円	四六五、八九三円	三五三、二七八円	八一八、一七三円
	橫濱	數量	一二、〇五七、二〇〇	一六、〇一二、五〇〇	一六、一一一	二、二六四	一、〇五〇、〇〇〇	一、二五一、六〇〇	三〇、三八九、六八一	二六、二四八、九二〇	五六、六三八、六〇一
		價額	一三二、〇三四	一四三、六八七	四、四三三	九六四	九、九三〇	一一、五四九	三〇三、五八八	四三八、二〇五	七四〇、七九四
	計	數量	二六、六八九、八〇〇	二八、五九二、一〇〇	一六、一一七	二、二六四	九、九八一、一〇〇	一四、三五〇、八〇〇	七九、六三二、一八一	四七、〇八三、一二〇	一二六、七一五、三〇一
		價額	二八五、四六六	二五二、三七二	四、四三三	九六四	九三、五五五	一三一、六九九	七六八、四八三	七九〇、四八三	一、五五八、九六六
高崎	新潟	數量	—	—	—	—	—	—	—	二、八七〇、三〇〇	二、八七〇、三〇〇
		價額	—	—	—	—	—	—	—	三八、六九四	三八、六九四
	直江津	數量	八、〇四七、八三五	—	—	—	—	—	八、〇四七、八三五	—	八、〇四七、八三五
		價額	八二、七三三	—	—	—	—	—	八二、七三三	—	八二、七三三
	計	數量	八、〇四七、八三五	—	—	—	—	—	八、〇四七、八三五	二、八七〇、三〇〇	一〇、九一八、一三五
		價額	八二、七三三	—	—	—	—	—	八二、七三三	三八、六九四	一二一、四二七
仙臺	鹽竈	數量	—	二、〇五六、一一〇	—	—	—	—	二、〇五六、一一〇	—	二、〇五六、一一〇
		價額	—	一八、五〇四	—	—	—	—	一八、五〇四	—	一八、五〇四

岡	大		金			名古屋			横浜			函館	
山口	阪神		神戸			名古屋			四日市			函館	
野口	計	月	計	阪	計	計	木	田	計	水	田	計	函
頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
山口	大阪	月神	神戸	大阪	名古屋	名古屋	木曽	田原	四日市	水沢	田原	函館	函館
野口	計	月	計	阪	計	計	木	田	計	水	田	計	函
頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
山口	大阪	月神	神戸	大阪	名古屋	名古屋	木曽	田原	四日市	水沢	田原	函館	函館
野口	計	月	計	阪	計	計	木	田	計	水	田	計	函
頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額

第二章　馬車等車両

第八節　輸入及移入

（下）

岡	大		金			名古屋			横浜			函館	
山口	阪神		神戸			名古屋			四日市			函館	
野口	計	月	計	阪	計	計	木	田	計	水	田	計	函
頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
山口	大阪	月神	神戸	大阪	名古屋	名古屋	木曽	田原	四日市	水沢	田原	函館	函館
野口	計	月	計	阪	計	計	木	田	計	水	田	計	函
頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
山口	大阪	月神	神戸	大阪	名古屋	名古屋	木曽	田原	四日市	水沢	田原	函館	函館
野口	計	月	計	阪	計	計	木	田	計	水	田	計	函
頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数	頭数
価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額	価額
金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額

年度	政府購買繭輸移入				自己輸移入				合計				備考
	數量	價額	一貫ニ付價格	一圓ニ付數量	數量	價額	一貫ニ付價格	一圓ニ付數量	數量	價額	一貫ニ付價格	一圓ニ付數量	
大正元	一、二七七、〇〇〇貫	一、三八八、五〇〇圓	一圓一銭二厘	〇、九圓	一、二七七、〇〇〇貫	一、三八八、五〇〇圓	一圓一銭二厘	〇、九圓	二、五五四、〇〇〇貫	二、七七七、〇〇〇圓	一圓一銭二厘	〇、九圓	
二	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
三	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
四	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
五	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
六	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
七	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
八	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
九	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十一	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十二	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十三	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十四	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十五	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	

内地繭の十分の一に過ぎざる状態なるを以て従て之が買入代金に運搬諸費を加算し年々の購買価格も亦内地繭の十分の一に過ぎざる状態なるを以て従て之が買入代金に運搬諸費を加算し年々の購買価格も亦内地繭に比し遙に低廉なるに歐米繭以外の移輸入繭は其の生産費煩る低廉にして輸入せしめたるものを示す。

（備考）大正五年度以前の自己輸入は買受希望者等を奨励の為め特定して輸入せしめたるものを示す。

（二）政府購買繭輸移入価格（一貫ニ付）

年度	産地	種類	明治三八年	大正元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五
明治三八年	蘇湾	上等歓畳	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
大正元		並等歓畳	七二銭	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘
二		煮繭	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘
三		上等歓畳	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
四		並等歓畳	七二銭	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘
五		再製畳	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭
六	関東州	上等歓畳	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
七		並等歓畳	七二銭	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘
八		再製畳	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭
九	南島	上等歓畳	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓	一圓
十		並等歓畳	七二銭	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘	一圓一銭二厘
十一		再製畳	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭	五〇銭

年度	政府購買				自己輸移入				合計				備考
	數量	價額	一貫ニ付價格	一圓ニ付數量	數量	價額	一貫ニ付價格	一圓ニ付數量	數量	價額	一貫ニ付價格	一圓ニ付數量	
明治三八	一、三九四、四〇〇貫	一、七四二、五〇〇圓	一圓二五銭	〇、八圓					一、三九四、四〇〇貫	一、七四二、五〇〇圓	一圓二五銭	〇、八圓	
大正元	一、二七七、〇〇〇貫	一、三八八、五〇〇圓	一圓一銭二厘	〇、九圓	一、二七七、〇〇〇貫	一、三八八、五〇〇圓	一圓一銭二厘	〇、九圓	二、五五四、〇〇〇貫	二、七七七、〇〇〇圓	一圓一銭二厘	〇、九圓	
二	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
三	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
四	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
五	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
六	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
七	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
八	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
九	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十一	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十二	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十三	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十四	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	
十五	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	一、〇一〇、〇〇〇貫	一、一一一、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	二、〇二〇、〇〇〇貫	二、二二二、〇〇〇圓	一圓一〇銭	〇、九圓	

第七圖　繭價（下）

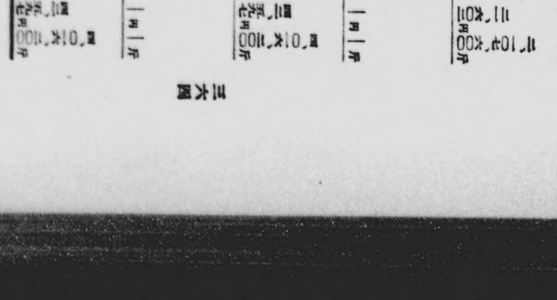

第八圖　繭價（下）

第九圖　繭數量

第十圖　繭數量

第十一圖　繭價額

第十二圖　繭價額

第十三圖　繭一貫ニ付價格

第十四圖　繭一圓ニ付數量

第十五圖　繭一圓ニ付數量

第十六圖　繭一貫ニ付價格

第十七圖　繭一圓ニ付數量

第十八圖　繭一圓ニ付數量

合計

又右輸移入繭の數量を政府購買及自己輸移入に分ちて表示すれば左の如し。

年度	政府購買					自己輸移入					合計				
	蘇湾繭	関東州繭	南島繭	その他	計	蘇湾繭	関東州繭	南島繭	その他	計	蘇湾繭	関東州繭	南島繭	その他	計
明治三八	千斤				千斤						千斤				
大正元	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
二	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
三	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
四	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
五	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
六	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
七	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
八	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
九	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
十	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
十一	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
十二	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
十三	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
十四	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤
十五	千斤				千斤	千斤				千斤	千斤				千斤

年度	明治四二	四三	四四	四五	大正二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	昭和元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
清國	一、八六三	一、六三六	一、七二六	二、一四五	二、〇九二	二、二八七	二、六五四	二、二三八	二、〇一〇	二、一五九	二、〇二〇	二、〇五四	二、一〇九	二、一三二	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六	二、一三六
關東州	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六
香港	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六
上海	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六
漢口	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六
青島	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六
其他	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六	一、一三六

（備考）

一、本表の價格は明治四十二年度分迄は神戸港船側渡價格大正七年度分迄は門司港船側渡價格大正七年度分迄は門司港船側渡價格同八年度以降は自己輸移入鹽及特別輸入鹽購買價格（百斤當）

二、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は八十斤以入價格なり。

三、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽は製鹽八十斤以入（入したる鹽は之を同十斤に換算）に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

四、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

五、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

六、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

七、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

八、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

九、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

十、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

十一、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

十二、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

十三、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

十四、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

十五、大正八年十月一日以降輸移入に係る再製鹽及煎熬鹽は本表價格に就て本表の金額に二十五錢を加算す。

（二）自己輸移入鹽及特別輸入鹽購買價格（百斤當）

年度	明治三八	三九	四〇	四一	四二	四三	四四	四五	大正二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二	十三	十四	十五	昭和元	二	三	四	五	六	七	八	九	十	十一	十二
清國	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等	上等
關東州	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
香港	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外	等外
上海	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
漢口	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
青島	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
其他	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
英國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
佛國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
露國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
獨逸領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
墨國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
墨國特製	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
英國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
佛國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
露國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
獨逸領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
墨國領	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤
墨國特製	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤	一斤

	明治三九	四〇	四一	四二	四三	四四	大正元	二	三	四	五	六	七	八	九	一〇	一一	一二	一三	昭和一四	元
圓																		八五六	一、一六五		
圓														一、〇五三	一、〇五三				一、一四五	九三	
圓																八〇〇	九五五	八一三	九七七	九六六	
圓																七一〇	八一〇				
圓														一、二一二	九〇五	六九五	五九〇	六三五	六五〇	七七二	
圓													九四三	六八〇							
圓																				九一	
圓	九四六	八八	八四〇	八五〇	八七〇															九七二	
圓		一三、六七五	一三、〇三六	一三、五九九	一三、九三三	一三、〇六〇	五三、二九二	五四、〇六〇	一四、九三二	一五、三六〇	一五、三二一	一五、三八〇	一五、一九三	一五、三六〇	一五、三五二	一四、二八	一四、一二〇	一四、一八四	一四、一三五	一四、一三二	一四、一六五
圓	一四、六五九	一四、〇三六	一四、〇八四	一四、三五九	一四、九三三	一四、〇六〇	五三、二九二	五四、〇六〇	一四、九三二	一五、三六〇	一五、三二一	一五、三八〇	一五、一九三	一五、三六〇	一五、三五二	一四、二八	一四、一二〇	一四、一八四	一四、一三五	一四、一三二	一四、一六五

（備考）一、本價格は當該年度輸移入鹽の平均百斤當價格なり。

二、英國精製鹽及獨逸精製鹽は橫濱神戸着價格、獨逸粗製鹽は大阪着價格、其の他は門司着本船渡價格なり。

三、獨逸・英國精製鹽及大正元年度以前の輸入に係る獨逸粗製鹽は、共に買受希望者ありたる場合、政府が其の買受希望者等を當該鹽の輸入取扱人に指定し、之を輸入せしめたるもの即ち特別輸入に係るものなり

第五款　含鹽礦物の輸移入

鹽專賣法施行の結果鹽は政府又は政府の命を受けたる者に非ざれば、之を輸入又は移入するを得ざることとなりしは前款に述べたるが如くなるが、其の鹽に非ざるものと雖も相當分量の鹽化曹達を含有せる物に就ては、容易に之より鹽を分離し又は之を以て鹽の代用と爲し得べきを以て、政府は海外より輸移入する含鹽礦物に對し取締の必要を認め、明治三十九年三月鹽專賣法を改正して其の第三條に左の一項を加へたり。

法律第十五號（明治三十九年三月二十九日）（抄錄）

鹽專賣法中左ノ通改正ス

第三條ニ左ノ一項ヲ加フ

智利硝石「カイニット」「シルヴィニット」「ボリハリット」「キーゼリット」「カルナリット」「ハルトザルツ」其ノ他ノ礦物ニシテ其ノ百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ變性ヲ施スニ非サレハ之ヲ外國ヨリ輸入シ又ハ本法ヲ施行セサル地ヨリ移入スルコトヲ得ス

右專賣法の改正に伴ひ大藏省令を以て左の如く含鹽礦物輸入移入規則を定め、含鹽礦物を輸入したる者ある場合に於て、稅關が其の礦物百分中四十以上の鹽化曹達を含有するものなりと檢定したるときは、輸入者は稅關の指揮監督に從ひ其の礦物の變性を施すものと爲し、若し又含鹽礦物を鹽專

賣法を施行せざる地より移入したるときは、移入者は輸入含鹽礦物の例に準じ、鹽務局の指揮監督に從ひ其の礦物の變性を施すべきものとしたり。

含鹽礦物輸入移入規則（明治三十九年三月三十日大藏省令第十三號）

第一條　鹽專賣法第三條第二項ニ掲ケタル礦物ヲ輸入シタル者アル場合ニ於テ稅關カ其ノ礦物百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノナリト檢定シタルトキハ輸入者ハ稅關ノ指揮監督ニ從ヒ其ノ礦物ノ變性ヲ施スヘシ

前項輸入礦物ノ變性ハ其ノ礦物ノ重量百ニ對シ智利硝石ニ付テハ百分中五以下ノ鹽化曹達ヲ含有スル智利硝石六十、「カイニット」、「シルヴィニット」、「ポリハリット」、「キーゼリット」、「カルナリット」、「ハルトザルツ」其ノ他ノ礦物ニ付テハ百分中五以下ノ鹽化曹達ヲ含有スル智利硝石、「カイニット」、「シルヴィニット」、「ポリハリット」、「キーゼリット」、「カルナリット」、「ハルトザルツ」若ハ其ノ他ノ礦物六十ヲ混和シテ之ヲ爲スモノトス

第二條　鹽專賣法第三條第二項ニ掲ケタル礦物ヲ鹽專賣法ヲ施行セサル地ヨリ移入シタル者ハ直ニ移入地所轄ノ鹽務局ヘ其ノ品名、用途、數量、仕入地名及積載船舶名ヲ記載シタル移入申告書ヲ提出スヘシ

第三條　前條ノ移入申告アリタル場合ニ於テ鹽務局カ其ノ礦物百分中四十以上ノ鹽化曹達ヲ含有スルモノナリト檢定シタルトキハ移入者ハ第一條ニ準シ鹽務局ノ指揮監督ニ從ヒ其ノ礦物ノ變性ヲ施スヘシ

附　則

本令ハ明治三十九年四月一日ヨリ之ヲ施行ス

含鹽礦物の輸入は殆んど全部智利硝石にして、其の用途は主として肥料用に供せらる。而して其の含有鹽化曹達量は概ね四〇％以下なるを以て、從來稅關に於ては變性を施すことなく其の輸入を許可し來れり。今最近の輸入高を表示すれば左の如し。

年度		横濱	神戸	大阪	門司	其他	合計
大正	一一	三三、四七九、六〇〇斤	五一、二二四、四〇〇斤	—斤	三、一五八、〇〇〇斤	—斤	八七、八六二、〇〇〇斤
		二、三〇二、六九二円	三、九九二、八九二円	—円	二二四、一一七円	—円	六、五一九、七〇一円
	一二	三五、五九八、二〇〇	七一、五三五、六〇〇	—	四、五五五、〇〇〇	—	一一一、六八八、八〇〇
		* 二、六七〇、一九二	五、一一二、三九九	—	四一三、五八〇	—	八、一九六、一七一
	一三	二五、四六九、九〇〇	四〇、六〇〇、〇〇〇	—	二、九四四、九〇〇	—	六七、〇一四、八〇〇
		一、七四六、〇〇五	三、二四七、一〇九	—	二四六、五五三	—	五、二三九、六六七
	一四	二二、四五九、六〇〇	三五、九六四、〇〇〇	一八七、八〇〇	四、七三七、四〇〇	—	六五、三四八、八〇〇
		一、八六三、三〇一	二、九三六、四一一	二〇、八五一	三五一、八三五	—	五、一七二、三九八
昭和	元	四一、二〇二、一〇〇	三五、九〇〇、九〇〇	—	一〇、八三九、四〇〇	六九四、四〇〇	一〇六、六三六、八〇〇
		三、一八六、二四七	四、三二三、〇八八	—	九〇五、七五五	五六、二四七	八、四七一、三三七

（備考）＊印は震災に因る資料燒失の爲め八月分を含まず。

第九節　鹽の回送及貯藏

第一款　鹽の回送

專賣實施の當初に於ては鹽の賣渡は收納官署に於てのみ之を行ひ、各地方に鹽を回送して需要者に供給することは全く鹽商人の自由に委し、競爭販賣に依りて自ら需給の平準を保たしむるの方針を採用したり。然れども鹽の收納官署は製鹽地に限り設置せられたるものなるが故に、非產地に於ける鹽の供給は往々にして圓滑を缺くのみならず、鹽の市場價格は地方に依り大なる懸隔を生じ、特に產鹽不足等の場合には商人をして買占賣惜を敢てせしめ、以て暴利を貪らしむるの虞なきを保すべからず。現に施行初年たる明治三十八年度は偶、稀有の不作なりし爲め其の供給圓滿ならず、鹽價俄に暴騰を來したる結果、全國各地に於て專賣法に不滿を訴ふる者あるに至れり。是を以て政府は整三十九年三月鹽專賣法を改正して、必要の場合には鹽賣買業者の販賣價格を制限するを得ることと爲すと共に、他方に於ては鹽の產出少き地方に對する供給を潤澤にし、且つ其の價格を低廉ならしめんが爲め政府に於ても鹽の回送を行ふことと爲し、同年九月に至り鹽回送賣渡規則竝に鹽回送賣渡事務取扱手續を制定し、十月一日より之を實施したり。此の制度は從來の如く鹽販賣業者をして自由に鹽の回送販賣を爲さしむると同時に、鹽買受者の請求あるときは請求者の費用を以て、其の希望する地に政府に於て鹽を回送の上賣渡を爲すものにして、其の方法の大要は左の如し。

一　鹽の回送賣渡の請求

（一）鹽の回送賣渡を受けんとする者は鹽の產地、等級、數量を記載したる賣渡請求書を請求者所在地の鹽務局所に提出す。

（二）右の請求を受けたる鹽務局所は產鹽地鹽務局所に之を照會す。

（三）右の照會を受けたる產鹽地鹽務局所は、賣渡の請求に應じ得るや否や及其の回送費を計算して之を賣渡請求者所在地鹽務局所に回答す。但し回送費は鹽回送請負人に申出でしめて鹽務局之を決定す。

（四）賣渡請求者所在地鹽務局所は右の回答に基きて、鹽の回送賣渡を請求するや否やを賣渡請求者に問合せたる上、鹽賣渡代金及回送費を納入せしめ、又は相當の擔保を提供せしめて產鹽地鹽務局所に鹽の回送を請求す。

二　鹽の回送

（一）鹽の運搬及倉出積込等鹽の回送に必要なる行爲は、一括して之を身元確實にして成る可く經驗ある者に請負はしむることとし、右請負人は各局毎に產鹽地鹽務局長之を指定す。

（二）鹽回送の請求ありたるときは產鹽地鹽務局所長は回送命令書を回送請負人に交付して、鹽を賣渡請求者所在地鹽務局所に回送せしむ。

（三）鹽引渡後運送先にて引取を了する迄の間に於て鹽の亡失損傷等ありたるときは、不可抗力の外回送請負人をして其の責に任せしむ。

三　回送鹽の引渡

回送鹽到著したるときは賣渡請求者所在地鹽務局所は引渡すべき日時及場所を定めて、之を賣渡請求者に通知して鹽の引渡を爲す。

今鹽回送賣渡に關する上記兩規定の全文を揭ぐれば左の如し。

鹽回送賣渡規則（明治三十九年九月十五日大藏省令第四十號）

第一條　鹽務局ハ他ノ鹽務局管內ニ於テ產出スル鹽ノ賣渡ヲ受ケムトスル者ノ請求ニ依リ其

ノ指定シタル地ニ鹽產地鹽務局ヨリ鹽ノ回送ヲ受ケテ之ヲ賣渡スヘシ

前項ノ場合ニ於テ鹽ノ回送ニ要スル費用及鹽ノ運搬上通常生スヘキ減耗毀損等ノ損害ハ賣渡請求者ノ負擔トス

第二條　鹽ノ回送賣渡ハ一回四千斤以上トス但シ鹽務局ニ於テ差支ナシト認ムルトキハ其ノ制限ニ據ラサルコトヲ得

第三條　鹽ノ回送賣渡ヲ受ケムトスル者ハ鹽ノ產地、等級、數量及回送先ヲ記載シタル鹽回送賣渡請求書ヲ回送先所轄鹽務局ニ提出スヘシ

第四條　前條ノ請求アリタルトキハ鹽務局ハ鹽ノ回送賣渡請求者ニ鹽代金及回送費納入告知書ヲ交付シ之ヲ納入セシムヘシ

鹽ノ回送賣渡請求者ハ鹽代金及回送費ニ相當スル擔保物ヲ提供シ賣渡請求ノ日ヨリ三箇月以內又ハ回送鹽引取ノ際マテ其ノ延納ヲ請求スルコトヲ得

常時鹽ノ回送賣渡ヲ請求スル者ハ豫メ擔保ヲ提供シ其ノ擔保物ノ價額ニ達スルマテ鹽代金及回送費ノ延納ヲ請求スルコトヲ得

第五條　回送鹽到著シタルトキハ鹽務局ハ引渡スヘキ日時及場所ヲ定メテ之ヲ回送賣渡請求者ニ通知シ鹽ノ引渡ヲ爲スヘシ

第六條　鹽專賣法施行細則第三十六條ハ本令ニ依リ提供スヘキ擔保物ニ之ヲ適用ス

附　則

本令ハ明治三十九年十月一日ヨリ之ヲ施行ス

鹽回送賣渡事務取扱手續（明治三十九年九月十五日大藏省訓令第四十一號）

第一章　回送賣渡

第一條　本則ニ依リ鹽回送ノ手續ヲ爲スハ各鹽務局間又ハ一鹽務局管內ノ出張所間ニ限ルモノトス

第二條　鹽ノ回送賣渡ヲ請求スル者アルトキハ第一號書式甲ノ鹽回送申請書ヲ提出セシメ同號書式乙ニ依リ鹽產地鹽務局ニ鹽回送ノ問合ヲ爲スヘシ

第三條　前條ノ問合アリタルトキハ鹽產地鹽務局ハ其ノ要件ヲ鹽回送請負人ニ示シ回送費見積書ヲ提出セシムヘシ

前項ノ見積ヲ適當ト認メタルトキハ第一號書式丙ノ鹽回送回答書ヲ送付スヘシ

第四條　前條ノ回答アリタルトキハ其ノ旨ヲ回送賣渡請求者ニ通知シ異議ノ有無ヲ申出テシムヘシ

回送賣渡請求者ニ於テ前項ノ通知ニ對シ異議ナキトキハ鹽務局事務取扱手續第十一號書式ニ準シタル鹽回送賣渡請求書ヲ提出セシメ鹽賣渡代金及回送費ノ納付又ハ擔保ノ提供ヲ爲サシムヘシ

第五條　回送賣渡請求者鹽賣渡代金及回送費ノ納付又ハ擔保ノ提供ヲ爲シタルトキハ第二號書式ノ鹽回送請求書ヲ作成シ其ノ乙ヲ鹽產地鹽務局ニ送付スヘシ

第六條　前條ノ請求アリタルトキハ鹽產地鹽務局ハ第十二條ニ依リ鹽回送ノ手續ヲ爲スヘシ

第七條　回送鹽到著シタルトキハ回送賣渡請求者ニ引渡スヘキ日時及場所ヲ通知シテ其ノ引

渡ヲ爲スヘシ

第二章　回送

第八條　鹽ノ回送ニ付テハ鹽務局長ハ豫メ請負人ヲ指定シ其ノ回送ヲ要スル都度之ヲ回送請負人ニ引渡スヘシ

第九條　回送請負人ハ左ノ各號ノ資格ヲ有シ且鹽務局長ニ於テ適當ト認ムル保證人ヲ立ツルコトヲ要ス

一　直接國稅貳拾圓以上ヲ納ムル者

二　運送業又ハ鹽ノ販賣業ニ三箇年以上從事シタル者

第十條　鹽務局長ハ回送請負人ヲ指定セムトスルトキハ第三號書式甲ノ鹽回送請負命令書ヲ交付シ同號書式乙ノ請書ヲ提出セシメ其ノ謄本ト共ニ之ヲ大藏省ニ報告スヘシ其ノ請負命令ヲ變更又ハ取消シタルトキ亦同シ

第十一條　回送請負人ニ鹽ヲ引渡ストキ及回送請負人ヨリ鹽ノ引渡ヲ受クルトキハ主任官吏立會スヘシ

第十二條　鹽ノ回送ヲ爲サムトスルトキハ第四號書式甲ノ鹽回送拂出票ヲ作成シ同號書式乙ノ鹽回送命令書ヲ回送請負人ニ交付シテ鹽ノ引渡ヲ爲スヘシ

回送請負人ニ引渡シタルトキハ請負人ヲシテ同號書式丙ノ鹽回送案內書ヲ回送先鹽務局ニ送付スヘシ

第十三條　回送請負人回送鹽到著ノ旨申出タルトキハ回送先鹽務局ハ回送請負人立會ノ上鹽

回送案內書ニ照査シテ現品ノ調査ヲ爲シタル後第五號書式甲ノ鹽回送受入票ヲ作成シ其ノ受入ヲ爲スヘシ但シ回送鹽ノ亡失損傷等異狀アリタルトキハ回送請負人ノ證明書ヲ徵スヘシ

回送鹽ノ受入ヲ爲シタルトキハ回送先鹽務局ハ回送請負人ヨリ提出シタル鹽回送命令書領收欄ニ捺印シ且同號書式乙ノ鹽回送受入通知書ヲ回送元鹽務局ニ送付スヘシ

第三章　帳簿及報告

第十四條　鹽務局ハ第六號書式ニ依リ鹽回送整理簿ヲ調製スヘシ

第十五條　回送元鹽務局ハ鹽ヲ回送請負人ニ引渡シタルトキハ鹽回送整理簿ニ之ヲ記入シ鹽回送受入通知書ヲ受領シタルトキハ更ニ同簿ノ整理ヲ爲シ且鹽務局事務取扱手續第五十七條ノ鹽出納簿ニ拂出ノ登記ヲ爲シ回送先鹽務局ニ於テ受入ヲ爲シタル日ヲ摘要欄ニ附記スヘシ

第十六條　回送先鹽務局ハ鹽回送案內書ヲ受領シタルトキハ更ニ同簿ノ整理ヲ爲シ且鹽出納簿ニ受入ノ登記ヲ爲スヘシ

第十七條　回送鹽ニ關スル受拂ハ日計簽ニ依リ鹽務局事務取扱手續第六十三條ノ鹽受拂整理簿ニ之ヲ記入スヘシ但シ其ノ回送鹽ナルコトヲ明記スヘシ

第十八條　左ノ各號ノ書類ニハ各別ニ日計簽ヲ添附スヘシ

一　鹽回送拂出票

二　鹽回送受入票